平成20年3月3日 開 会 平成20年3月19日 閉 会

平成20年第1回山県市議会定例会会議録

山県市議会

3月3日(月曜日)第1号

○議事	F日程·		1
○本日	の会議	義に付した事件	4
〇出席	f議員·		7
〇欠牌	f議員·		7
○説明	見のた&	り出席した者の職氏名	7
〇欠牌	手した者	觜の職氏名	8
○職務	らのため	り出席した事務局職員の職氏名	8
○開	会	(午前10時00分)	9
○日程	呈第 1	会議録署名議員の指名について	9
○日程	沿第 2	会期の決定について	9
○日程	沿第3	発議第1号から日程第6 発議第4号まで	9
	久保日	田 均議会運営委員長提案説明	9
	17番	藤根圓六議員提案説明	10
	12番	後藤利テル議員提案説明	10
	11番	影山春男議員提案説明	11
○日程	2第7	質 疑(発議第1号から発議第4号まで)	11
	14番	寺町知正議員質疑	11
	11番	影山春男議員答弁	
	14番	寺町知正議員質疑	12
	11番	影山春男議員答弁	13
	14番	寺町知正議員質疑	13
	11番	影山春男議員答弁	13
	14番	寺町知正議員質疑	13
	11番	影山春男議員答弁	14
	14番	寺町知正議員質疑	
○休	憩	(午前10時17分)	14
○再	開	(午前10時18分)	
	11番	影山春男議員答弁	14
	16番	中田静枝議員質疑	14

	17番	滕根圓六議員答弁	15
	11番	影山春男議員答弁	…16
	16番	中田静枝議員質疑	…16
	17番	藤根圓六議員答弁	17
	11番	影山春男議員答弁	18
	16番	中田静枝議員質疑	18
	17番	藤根圓六議員答弁	19
	11番	影山春男議員答弁	20
	14番	寺町知正議員質疑	20
	村瀬詞	義長答弁	21
	14番	寺町知正議員質疑	21
	村瀬詞	義長答弁	21
	14番	寺町知正議員質疑	21
	村瀬調	義長答弁	21
	14番	寺町知正議員質疑	21
	村瀬調	義長答弁	
	17番	藤根圓六議員答弁	21
	22番	久保田 均議員発言	
	12番	後藤利テル議員答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	14番	寺町知正議員質疑	
	22番	久保田 均議員発言	24
	14番	寺町知正議員発言	24
○日程	皇第8	計 論(発議第1号から発議第4号まで)	
	14番		
	14番		
○休		(午前11時00分)	
○再		(午前11時01分)	
○休		(午前11時01分)	
○再	開	(午前11時02分)	26
	16番	中田静枝議員反対討論	
	22番	久保田 均議員賛成討論	28
	16番	中田静枝議員賛成討論	28

○休	憩	(午前11時15分)	30
○再	開	(午前11時16分)	30
○日程	星第 9	採 決 (発議第1号から発議第4号まで)	30
○休	憩	(午前11時18分)	31
○再	開	(午前11時35分)	31
○日程	星第10	承第1号から日程第13 議第2号まで	31
	平野i	市長提案説明	31
○日程	是第14	質 疑(承第1号から議第2号まで)	33
	14番	寺町知正議員質疑	33
	平野i	市長答弁	33
	土井	産業経済部長答弁	34
	14番	寺町知正議員質疑	34
	土井	産業経済部長答弁	34
	14番	寺町知正議員質疑	34
	土井	産業経済部長答弁	34
	14番	寺町知正議員質疑	34
○休	憩	(午前11時47分)	34
○再	開	(午前11時54分)	34
	土井	産業経済部長答弁	34
○休	憩	(午前11時55分)	34
○再	開	(午前11時59分)	34
○休	憩	(午前11時59分)	35
○再	開	(午後 1 時00分)	35
	14番	寺町知正議員質疑	36
	土井	産業経済部長答弁	36
	14番	寺町知正議員質疑	37
	土井	産業経済部長答弁	37
	16番	中田静枝議員質疑	37
	恩田	教育委員会事務局長答弁	37
	16番	中田静枝議員質疑	38
	恩田	教育委員会事務局長答弁	38
	16悉	中田静枝議員質疑	38

林総務部長答弁39
16番 中田静枝議員質疑40
林総務部長答弁40
16番 中田静枝議員質疑40
林総務部長答弁40
○日程第15 討 論(承第1号から議第2号まで)40
○日程第16 採 決(承第1号から議第2号まで)41
○日程第17 議第3号から日程第52 議第38号まで42
平野市長提案説明43
○散 会(午後2時23分)55
3月10日(月曜日)第2号
○議事日程
○本日の会議に付した事件60
○出席議員62
○欠席議員63
○説明のため出席した者の職氏名······63
○欠席した者の職氏名63
○職務のため出席した事務局職員の職氏名63
○開 議(午前10時00分)64
○日程第1 質 疑(議第3号から議第38号まで)64
2番 杉山正樹議員質疑64
土井産業経済部長答弁64
2番 杉山正樹議員質疑65
土井産業経済部長答弁65
2番 杉山正樹議員質疑65
土井産業経済部長答弁66
5番 横山哲夫議員質疑66
土井産業経済部長答弁67
5番 横山哲夫議員質疑67
土井産業経済部長答弁67
5番 横山哲夫議員質疑67

恩田教育委員会事務局長答弁6	8
5番 横山哲夫議員質疑6	8
恩田教育委員会事務局長答弁6	9
5番 横山哲夫議員質疑6	9
恩田教育委員会事務局長答弁6	9
5番 横山哲夫議員質疑6	9
梅田基盤整備部長答弁6	9
5番 横山哲夫議員質疑7	0
梅田基盤整備部長答弁7	0
17番 藤根圓六議員質疑7	0
林総務部長答弁7	0
17番 藤根圓六議員質疑7	1
林総務部長答弁7	1
17番 藤根圓六議員質疑7	1
林総務部長答弁7	1
17番 藤根圓六議員質疑7	2
笠原保健福祉部長答弁7	2
17番 藤根圓六議員質疑7	2
笠原保健福祉部長答弁7	2
17番 藤根圓六議員質疑7	3
恩田教育委員会事務局長答弁7	3
17番 藤根圓六議員質疑7	3
恩田教育委員会事務局長答弁7	3
17番 藤根圓六議員質疑7	4
松影市民環境部長答弁7	4
16番 中田静枝議員質疑7	4
林総務部長答弁7	5
土井産業経済部長答弁7	6
憩(午前10時52分)7	7
開(午前10時54分)	7
16番 中田静枝議員質疑	7
林総務部長答弁7	7

○休

○再

	16番 中田静枝議員質疑77
	土井産業経済部長答弁77
	16番 中田静枝議員質疑78
	土井産業経済部長答弁78
○休	憩(午前11時00分)78
○再	開(午前11時15分)78
	14番 寺町知正議員質疑78
	松影市民環境部長答弁
	14番 寺町知正議員質疑79
	松影市民環境部長答弁80
	14番 寺町知正議員質疑80
	土井産業経済部長答弁80
	14番 寺町知正議員質疑8
	土井産業経済部長答弁8
	14番 寺町知正議員質疑82
	土井産業経済部長答弁82
	14番 寺町知正議員質疑83
	土井産業経済部長答弁83
	14番 寺町知正議員質疑83
	梅田基盤整備部長答弁83
	14番 寺町知正議員質疑84
	梅田基盤整備部長答弁84
	14番 寺町知正議員質疑85
	梅田基盤整備部長答弁86
	14番 寺町知正議員質疑87
	松影市民環境部長答弁87
	14番 寺町知正議員質疑87
	松影市民環境部長答弁88
	14番 寺町知正議員質疑88
	松影市民環境部長答弁88
	14番 寺町知正議員質疑88
	松影市民環境部長答弁88

	14番	寺町知正議員質疑8	9
	土井	産業経済部長答弁8	9
	14番	寺町知正議員質疑8	9
	土井	産業経済部長答弁8	9
	14番	寺町知正議員質疑8	9
	土井	産業経済部長答弁9	0
	14番	寺町知正議員質疑9	0
	梅田	基盤整備部長答弁9	0
	14番	寺町知正議員質疑9	1
	梅田	基盤整備部長答弁9	1
	14番	寺町知正議員質疑9	2
	林総	務部長答弁9	2
○休	憩	(午後 0 時00分)9	2
○再	開	(午後 0 時01分)	2
	14番	寺町知正議員質疑9	3
	林総	務部長答弁9.	4
	14番	寺町知正議員質疑9.	4
	土井	産業経済部長答弁9	5
	14番	寺町知正議員質疑9	5
	土井	産業経済部長答弁9	6
	14番	寺町知正議員質疑9	6
	平野	市長答弁9	6
○休	憩	(午後 0 時16分)	7
○再	開	(午後1時00分)	7
	16番	中田静枝議員質疑9	7
	林総	務部長答弁9	7
	16番	中田静枝議員質疑9	8
	林総	務部長答弁9	8
	16番	中田静枝議員質疑9	8
	林総	務部長答弁9	8
	16番	中田静枝議員質疑9	8
	林総	務部長答弁9	9

	22番	久保田	均議員	l質疑·····	99
○休	憩	(午後1	時09分)		99
○再	開	(午後1	時18分)		99
	恩田	教育委員	会事務局	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	99
	林総	務部長答	弁		100
	14番	寺町知	正議員質	f疑······	100
	梅田	基盤整備	部長答弁	2	100
○休	憩	(午後1	時20分)		100
○再	開	(午後1	時20分)		100
	14番	寺町知	正議員質	f疑······	101
	梅田	基盤整備	部長答弁	2	101
	14番	寺町知]	正議員質	f疑······	102
	梅田	基盤整備	部長答弁	2	102
○日程	呈第 2	委員会	付託(議	第3号から議第38号まで)	102
○休	憩	(午後1	時27分)		103
○再	開	(午後1	時31分)		103
○日程	星第 3	議第39	号 山県	れて議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例につい	
			て…		103
	平野	市長提案	説明		103
○日程	呈第 4	質	議		104
	14番	寺町知]	正議員質	f疑······	104
	平野	市長答弁			104
	14番	寺町知]	正議員質	f疑······	105
	平野	市長答弁			105
○散	会	(午後1	時41分)		106
	3月1	17日(月1	曜日)第	53号	
○議事	事日程·				107
○本目	の会	議に付し	た事件…		107
○出席	ī議員·	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			107
○欠席	ī議員·	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			107
○説明	月のたる	め出席し	た者の職	氏名	107

○欠席した者の職氏名	108
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	108
○開 議 (午前10時00分)	109
○日程第1 一般質問	109
1. 5番 横山哲夫議員質問	109
(1) (仮称) 山県市新クリーンセンターの建設について	109
松影市民環境部長答弁	109
横山哲夫議員質問	111
松影市民環境部長答弁	111
横山哲夫議員質問	112
平野市長答弁	113
2. 4番 尾関律子議員質問	113
(1) 子育て支援について	113
笠原保健福祉部長答弁	114
尾関律子議員質問	116
笠原保健福祉部長答弁	116
(2) 文化事業について	117
森田教育長答弁	117
尾関律子議員質問	118
森田教育長答弁	118
(3) 過疎集落への対策について	118
平野市長答弁	119
尾関律子議員質問	120
平野市長答弁	120
尾関律子議員発言	121
3. 12番 後藤利元 議員質問	121
(1) 上水道の改善を促す	121
梅田基盤整備部長答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
後藤利テル議員質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
梅田基盤整備部長答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	124
後藤利テル議員質問	124
梅田基盤整備部長答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	125

○休	憩(午前11時05分)	125
○再	開(午前11時20分)	125
4.	6番 宮田軍作議員質問	125
	(1) 市企業立地促進条例の基本的な考えについて	125
	土井産業経済部長答弁	126
	宮田軍作議員質問	126
	嶋井副市長答弁	127
	宮田軍作議員発言	128
5.	2番 杉山正樹議員質問	129
	(1) 山県市森林づくりの基本計画について	129
	平野市長答弁	129
	杉山正樹議員質問	130
	嶋井副市長答弁	130
	杉山正樹議員発言	132
○休	憩(午前11時47分)	132
○再	開(午後1時00分)	132
6.	16番 中田静枝議員質問	132
	(1) 市の財政問題について	132
	林総務部長答弁	133
	中田静枝議員質問	134
○休	憩(午後1時11分)	135
○再	開(午後1時11分)	135
	林総務部長答弁	135
	中田静枝議員質問	136
○休	憩(午後1時26分)	138
○再	開(午後1時26分)	138
	平野市長答弁	138
	(2) 福祉灯油について	139
	笠原保健福祉部長答弁	140
	中田静枝議員質問	141
	笠原保健福祉部長答弁	141
	中田静枝議員質問	141

平野市長答弁	141
(3) 国保税増税計画について	142
松影市民環境部長答弁	142
中田静枝議員質問	143
平野市長答弁	144
○休 憩 (午後1時46分)	144
○再 開(午後2時00分)	144
7. 14番 寺町知正議員質問	144
(1) DV (ドメスティック・バイオレンス/配偶者間暴力)、デートDVに	
ついて	144
笠原保健福祉部長答弁	146
森田教育長答弁	147
寺町知正議員質問	148
笠原保健福祉部長答弁	150
(2) 市の財政悪化の現状と要因、今後の対応について	150
林総務部長答弁	152
寺町知正議員質問	153
林総務部長答弁	154
寺町知正議員質問	154
林総務部長答弁	155
(3) ふるさと納税及び市民が使い方を選べる寄付条例や基金制度について	155
嶋井副市長答弁	157
○散 会 (午後2時51分)	159
3月19日(水曜日)第4号	
○議事日程	161
○本日の会議に付した事件	167
○出席議員	173
○欠席議員	174
○説明のため出席した者の職氏名	174
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	174
○開 議(午前10時00分)	175

〇日程第1 常任委員会委員長報告	175
○日程第2 委員長報告に対する質疑	178
○日程第3 討 論(議第3号から議第39号まで)	178
16番 中田静枝議員反対討論	178
21番 大西克巳議員賛成討論	181
14番 寺町知正議員反対討論	182
○日程第4 採 決 (議第3号から議第39号まで)	182
○休 憩(午前10時48分)	190
○再 開(午前11時05分)	190
○日程第5 発議第5号及び日程第6 発議第6号	190
○休 憩 (午前11時05分)	190
○再 開(午前11時06分)	190
大西文教厚生常任委員会委員長提案説明	190
○日程第7 質 疑 (発議第5号及び発議第6号)	191
○日程第8 討 論 (発議第5号及び発議第6号)	191
○日程第9 採 決 (発議第5号及び発議第6号)	192
○日程第10 議会運営委員会・特別委員会委員長報告について	192
○日程第11 質 疑	194
○日程第12 閉会中の継続審査について	194
○閉 会 (午前11時21分)	195
○会議録署名者	195

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 3月3日 (月曜日)

○議事日程	第1号	可はり	の年っ	Н	2	П
() 再十二十二	男1万	平成乙	ひ事る	Н	J	\Box

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第4 発議第2号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例につ いて

日程第5 発議第3号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 一部を改正する条例について

日程第6 発議第4号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について

日程第7 質 疑

発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議第2号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例について

発議第3号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 一部を改正する条例について

発議第4号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について

日程第8 討 論

発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議第2号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例について

発議第3号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 一部を改正する条例について

発議第4号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について

日程第9 採 決

発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議第2号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例について

発議第3号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の

一部を改正する条例について

発議第4号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について

日程第10 承第1号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第6号)の専決処分につ いて

日程第11 承第2号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第7号)の専決処分について

日程第12 議第1号 山県市副市長の選任同意について

日程第13 議第2号 山県市教育委員会委員の任命同意について

日程第14 質 疑

承第1号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第6号)の専決処分について

承第2号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第7号)の専決処分について

議第1号 山県市副市長の選任同意について

議第2号 山県市教育委員会委員の任命同意について

日程第15 討 論

承第1号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第6号)の専決処分について

承第2号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第7号)の専決処分について

議第1号 山県市副市長の選任同意について

議第2号 山県市教育委員会委員の任命同意について

日程第16 採 決

承第1号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第6号)の専決処分について

承第2号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第7号)の専決処分について

議第1号 山県市副市長の選任同意について

議第2号 山県市教育委員会委員の任命同意について

日程第17 議第3号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について

日程第18 議第4号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例について

日程第19	議第5号	山県市特別会計条例の一部を改正する条例について
日程第20	議第6号	山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第21	議第7号	山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
日程第22	議第8号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
		例について
日程第23	議第9号	山県市後期高齢者医療に関する条例について
日程第24	議第10号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
日程第25	議第11号	山県市企業立地促進条例について
日程第26	議第12号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一
		部を改正する条例について
日程第27	議第13号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
		について
日程第28	議第14号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第29	議第15号	山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
日程第30	議第16号	山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
日程第31	議第17号	山県市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第32	議第18号	山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
		正する条例について
日程第33	議第19号	岐北衛生施設利用組合規約の変更について
日程第34	議第20号	平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号)
日程第35	議第21号	平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第36	議第22号	平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第37	議第23号	平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第38	議第24号	平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
日程第39	議第25号	平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第40	議第26号	平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
日程第41	議第27号	平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)
日程第42	議第28号	平成20年度山県市一般会計予算
日程第43	議第29号	平成20年度山県市国民健康保険特別会計予算

日程第44 議第30号 平成20年度山県市老人保健特別会計予算 日程第45 議第31号 平成20年度山県市介護保険特別会計予算 日程第46 議第32号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計予算 日程第47 議第33号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計予算 日程第48 議第34号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計予算 日程第49 議第35号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計予算 日程第50 議第36号 平成20年度山県市高富財産区特別会計予算 日程第51 議第37号 平成20年度山県市水道事業会計予算 日程第52 議第38号 南山辺地総合計画の策定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第4 発議第2号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例について

日程第5 発議第3号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 一部を改正する条例について

日程第6 発議第4号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について

日程第7 質 疑

発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議第2号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例について

発議第3号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 一部を改正する条例について

発議第4号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について

日程第8 討 論

発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議第2号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例につ いて

発議第3号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 一部を改正する条例について

発議第4号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について 日程第9 採 決 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について 発議第2号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例につ いて 発議第3号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 一部を改正する条例について 発議第4号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について 日程第10 承第1号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第6号)の専決処分につ いて 平成19年度山県市一般会計補正予算(第7号)の専決処分につ 日程第11 承第2号 いて 日程第12 議第1号 山県市副市長の選任同意について 日程第13 議第2号 山県市教育委員会委員の任命同意について 日程第14 質 疑 承第1号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第6号)の専決処分につ いて 承第2号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第7号)の専決処分につ いて 議第1号 山県市副市長の選任同意について 議第2号 山県市教育委員会委員の任命同意について 日程第15 討 論 承第1号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第6号)の専決処分につ いて 承第2号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第7号)の専決処分につ

承第2号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第7号)の専決処分について

議第1号 山県市副市長の選任同意について

議第2号 山県市教育委員会委員の任命同意について

日程第16 採 決

承第1号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第6号)の専決処分について

承第2号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第7号)の専決処分につ

いて

		•
	議第1号	山県市副市長の選任同意について
	議第2号	山県市教育委員会委員の任命同意について
日程第17	議第3号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
		一部を改正する条例について
日程第18	議第4号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
		条例について
日程第19	議第5号	山県市特別会計条例の一部を改正する条例について
日程第20	議第6号	山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第21	議第7号	山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
日程第22	議第8号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
		例について
日程第23	議第9号	山県市後期高齢者医療に関する条例について
日程第24	議第10号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
日程第25	議第11号	山県市企業立地促進条例について
日程第26	議第12号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一
		部を改正する条例について
日程第27	議第13号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
		について
日程第28	議第14号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第29	議第15号	山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
日程第30	議第16号	山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
日程第31	議第17号	山県市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第32	議第18号	山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
		正する条例について
日程第33	議第19号	岐北衛生施設利用組合規約の変更について
日程第34	議第20号	平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号)
日程第35	議第21号	平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第36	議第22号	平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第37	議第23号	平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) 日程第38 議第24号 日程第39 議第25号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) 日程第40 議第26号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号) 日程第41 議第27号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第3号) 日程第42 議第28号 平成20年度山県市一般会計予算 日程第43 議第29号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計予算 日程第44 議第30号 平成20年度山県市老人保健特別会計予算 日程第45 議第31号 平成20年度山県市介護保険特別会計予算 日程第46 議第32号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計予算 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計予算 日程第47 議第33号 日程第48 議第34号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計予算 日程第49 議第35号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計予算 日程第50 議第36号 平成20年度山県市高富財産区特別会計予算 日程第51 議第37号 平成20年度山県市水道事業会計予算 南山辺地総合計画の策定について 日程第52 議第38号

○出席議員(17名)

1番 石 神 真 君 2番 杉山正樹 君 4番 尾関 律 子 君 5番 横山哲夫君 軍作君 田垣隆 司 君 6番 宮 田 7番 10番 河 口 國 昭 君 11番 影山春男 君 谷 村 松 男 君 12番 後藤 利 テル 君 13番 寺 町 中田静枝 君 14番 知 正 君 16番 圓六君 英明 君 17番 藤根 19番 小 森 20番 村 瀬 伊 織君 21番 大 西 克 巳 君 均君 22番 久保田

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市 長 平 野 元 君 副 市 長 嶋 井 勉 君 教 育 長 森 田 正 男 君 総務部長 林 宏 優 君

産業経済 土 井 誠 司 君 基盤整備 梅 田 修 一 君

消防長 上野敏信君 教育委員会 恩田 健君

総務部次長 田 中 公 治 君

○欠席した者の職氏名

会計管理者 長屋義明君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 舩 戸 時 夫 書 記 髙 橋 幸 弘

書 記 堀 達也

午前10時00分開会

○議長(村瀬伊織君) ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しております ので、平成20年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村瀬伊織君) 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の 規定により、議長において、2番 杉山正樹君、7番 田垣隆司君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長(村瀬伊織君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会は、本日から3月19日までの17日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より3月19日までの 17日間と決定をいたしました。

日程第3 発議第1号から日程第6 発議第4号まで

○議長(村瀬伊織君) 日程第3、発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する 条例について、日程第4、発議第2号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例を廃 止する条例について、日程第5、発議第3号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期 末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、発議第4号 道路特定 財源制度の堅持に関する意見書について、以上4議案を一括議題とし、提案者の説明を 求めます。

最初に、発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について、議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、久保田均君。

○議会運営委員会委員長(久保田 均君) おはようございます。

それでは、提案説明をいたします。

発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案説明をいた

します。

本案は、山県市議会議員定数条例により、議員定数が22名から16名となることに伴い、常任委員会の設置について、従来どおり常任委員会数は3委員会、1人1委員会を前提として、常任委員会が所管する課の均等化を図るため、委員会の名称、委員の定数、所管事項について、所要の改正を行うものであります。

以上、地方自治法第109条の2第5項及び山県市議会会議規則第14条第2項の規定により提案をいたし、説明といたします。

○議長(村瀬伊織君) 続いて、発議第2号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例 を廃止する条例について、藤根圓六君に提案理由の説明を求めます。

藤根圓六君。

○17番(藤根圓六君) 皆さん、おはようございます。

それでは、発議第2号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例に ついて提案説明をいたします。

政務調査費は、議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として会派に対して交付されておりますが、財政の厳しい折、自費での研修や視察を行う意気込みを持って議会活動を行うべきであり、議員自らが率先して経費節減を図り、行財政改革を推進していくことが肝要であることから、山県市議会政務調査費の交付に関する条例の廃止を今回議員発案することとしました。

御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長(村瀬伊織君) 続いて、発議第3号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末 手当に関する条例の一部を改正する条例について、後藤利テル君に提案理由の説明を求め ます。

後藤利テル君。

○12番(後藤利テル君) おはようございます。

発議第3号 山県市議会議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。

本案につきましても、政務調査費の廃止と同様、市の財政が厳しい折、公共料金の値上げで市民に協力を求める中、議員自ら率先垂範することが大切であり、期末手当における100分の20の加算の廃止と、議会や委員会の開催に伴って支給される市内の1日1,000円の費用弁償の廃止を行う条例改正を行うものです。

以上、地方自治法第112条及び山県市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

御賛同を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長(村瀬伊織君) 続いて、発議第4号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について、影山春男君に提案理由の説明を求めます。

影山春男君。

○11番(影山春男君) おはようございます。

提案説明をさせてもらいます。

発議第4号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について、提案説明をいたします。

今国会において、与野党間で激しい攻防が展開されていますガソリン税の暫定税率問題につきましては、法案が不成立となった場合、地方行政においては、道路整備に一般財源を持ち出すことになるため、道路整備の予算が大幅に削減になるばかりか、健全財政維持を図る上で、より拍車がかかり、教育や福祉といった他のサービスの低下など、国民生活への深刻な影響も懸念されています。

山県市においても、今までのような道路整備や除雪作業を行うことが困難な状況になるばかりか、整備が急務とされる高規格幹線道路である東海環状自動車道西回りルート及び(仮称)山県インターチェンジの整備、国道256号、418を基軸とする幹線道路並びにこれに接続する道路ネットワークの整備に多大な影響が生じ、市の発展に大きくかかわる企業誘致のおくれも懸念されます。制度廃止に伴う減収の対策案も示されておらず、ガソリン税暫定税率をめぐる地方の不安の声として、国会及び関係行政庁あてに道路特定財源の確保と関係諸税の暫定税率の延長を強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

御賛同を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

失礼しました。ちょっと訂正をさせていただきます。

高規格幹線道路である東海環状自動車道西回りルート及び(仮称)高富インターチェンジ。山県と申し上げましたけれども、訂正させていただきます。

日程第7 質疑

○議長(村瀬伊織君) 日程第7、質疑。

発議第1号から発議第4号までの4議案に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

○14番(寺町知正君) それでは、まず発議第4号の道路特定財源について、提案者の

方にお尋ねしますけど、特定財源というのは、ずっと毎年ほとんどの地方議会で議論されてきているわけですけれども、ことしになって特徴的にこの財源の使い道の問題が出て、国民の大きな話題になり、疑問も生んでいるところでありますが、当然提案者の方はそういったことも御承知の上でこの意見書を出されていると考えますが、ことしになって、非常に大きな問題になった何点ものところを、どのように認識しているのでしょうか。どういったことが、どういう批判を浴びているのか、そこを明らかにしていただきたい。

- ○議長(村瀬伊織君) 影山春男君。
- ○11番(影山春男君) お答えします。詳しいことはあれですけど、国や地方税に完全に穴があいて、この地区の道路も、今現状維持しながら継続している工事等に非常に影響が当たってくる、財政も圧迫されてくるということで、とりあえず御賛同を賜りたいと。
- ○14番(寺町知正君) いや、質問は問題点が指摘されているわけですが、どういった ことを認識されているんですかということですよ。
- ○11番(影山春男君) どういう問題点かわかりません。
- ○14番(寺町知正君) 補いで説明していいですか。再質問じゃないですよ。
- ○議長(村瀬伊織君) 再質問で。
- ○14番(寺町知正君) いやいや、じゃ、最初の質問をよく頭で考えて答えてください よ。

全国的にことしになって問題点が指摘されているのはみんな知っているわけでしょう。

- ○議長(村瀬伊織君) 今答えたでしょう。
- ○14番(寺町知正君) わからんと言うものだから、考えてくださいというか、説明するしかないでしょう。
- ○議長(村瀬伊織君) どうぞ。
- ○14番(寺町知正君) 補足説明ですよ。
- ○議長(村瀬伊織君) 質問の補足説明ですね。
- ○14番(寺町知正君) ええ、1回目はわからんとおっしゃったから。

全国で、よく新聞とか国会でも話題になりましたよね。これの使い道が想定されていなかったことが明らかになったんです、ことし。それを御存じじゃないんですか、どういうことを承知していますかということを、最初にお尋ねしたんですよ。

○議長(村瀬伊織君) 影山春男君。

○11番(影山春男君) 極端なことを言いますと、特定財源を削られてくるということは、とにかく先ほど申し上げましたとおり、その部分を締め出すという意味でおきましても、一般財源のほうに非常に影響がかかってくる。そのために、これを廃止してあれするということは非常に困難かと思って、それの御賛同を得るように求めておるのであります。

よろしいですか。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君、再質問です。
- ○14番(寺町知正君) 最初に質問したかったのは、この道路特定財源の使い道、使い方の問題として、ことしになってね、去年まではそんなことだれも知らなかったわけですよ。報道されて、国会で明らかになってきてね。使い道が、いわゆる国家公務員たちの、あるいは道路関係の準公務員の、いわば保養的な部分に使われた、レクリエーションに使われたということを聞いていないんですか。そこをお聞きしたかったんです。財政の中でどういうふうに組みかえるか、そういうことじゃなくて、使い道。皆さんがこれを維持したいと、私もこの意見は過去この議会で賛成したことも反対したこともあります。ですが、今回提案されるときに、新しい状況が出ているわけですので、そこをどう認識しているかということを最初にお聞きしたいんですが、そこは何も認識されていないから答えないのか、どうなんでしょう。認識していたら、答えていただきたい。
- ○議長(村瀬伊織君) 影山春男君。
- ○11番(影山春男君) 認識はしておりますけれども、また後でゆっくり答えさせてもらいます。ちょっと長引くで、私も中身はよう解説というか、短縮によう申し上げませんので、よろしくお願いをします。
- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君、再々質問です。
- ○14番(寺町知正君) 私も正確に知っているわけじゃないですけど、国会の議論とか報道を。例えばカラオケ器具に使ったとか、体をマッサージする器械に使ったとか、中にはいろんな公務員の天下り費用に使ったという報道もありますが、そういった本来想定していないものの使い道が明らかになった以上、そこを指摘するような意見書であればまだ国民も納得すると思うんですが、答弁ですら何ら具体的に答えない、そういう形で提案されて、山県市議会は国に対して維持してくださいというのを出せるのかということを、私は強く疑問に思いますし、それは市民に対する不正義ではないのかと。過去の使い道に大きな問題があったから、そのことを指摘し、それでも必要だというのなら、あるいは改めるところは改めるべきだという指摘をするならともかく、何らここにその表現もないし、答弁でも一切答えられないということで、だれが納得できるんでしょう

か。知っている範囲をきちんと答えて、どうするかを答えていただきたい。

- ○議長(村瀬伊織君) 影山春男君。
- ○11番(影山春男君) ただいま指摘を受けましたようなことは、またこの意見書を再検討しまして、中身を取り入れながら、最初は十分皆さんにわかっていただいたことと思って感想的に書いた意見書になりましたけれども、十分深めて、要望書を出させていただきます。
- ○14番(寺町知正君) 議長、それは附帯的に、あるいは文面の修正があるということでしょうか、今の答弁は。そうとれますが。それなら賛成してもいい状況にもなりますので、どうですか。
- ○議長(村瀬伊織君) 暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

- ○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。影山春男君。
- ○11番(影山春男君) ただいまの質問に対しまして、修正はしません。修正して出すんですかという質問でしたもので、それはしませんけど、ただ、これで、もう十二分に内容を加味してもらって、御存じのようによく知ってみえるんだから、それで一応御賛同を願いたいと、それだけお願いして、提案説明とします。
- ○議長(村瀬伊織君) ほかにございませんか。 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) 私は、発議の第2号と発議第4号について、ちょっと提案者の 方に質問をしたいというふうに思います。

発議第2号のほうは、議会の政務調査費の交付に関する条例を廃止するという提案でございますけれども、発議書の提案説明にも、それから提案者の提案説明にも、伺いまして、現下の厳しい社会経済、財政状況にかんがみ、行財政改革を推進するためだという、提案書に書いてありますことなんですけど、提案説明の中でも、私としては現下の山県市の厳しい財政状況がどうやってつくられてきたのかということを顧みたときに、この議場にいらっしゃる方の中で、特に提案者、賛同者になっておられる方の中で、この山県市の厳しい財政状況をつくり出してきたやり方に賛成をし、そしてまた積極的にその財政難に結びつくような提案をされたりというような状況が、私は特に平成の4年あたりからのバブル期以降のやり方、合併についてもそうですし、合併後の市の財政の

やり方についてでも、今日の財政難をつくり出してきたということについての、そして、 だから大変だからといって、公共料金を次々と値上げを認めるというような、そういう ようなやり方に加担をしてこられたというふうに私は思うわけですけど……。

- ○議長(村瀬伊織君) 中田君、質問は簡潔にしてください。
- ○16番(中田静枝君) そういうことに対する反省というのは、発案者の方、賛同者の方、必要なのではないかと思います。それについてどうかということが、まず1つ目の質問です。

次は、発議の第4号のほうの、道路特定財源制度の堅持に関する意見書についてでありますけれども、今本当に大きな、報道もいろいろされるようになりまして、かなりわかりやすい状況になってきておりますけれども、私ども日本共産党は一貫してこの道路特定財源の一般財源化というのを主張してきたわけですけど、今、最近の報道でも国と地方の借金が838兆円という莫大な借金があるんだよというような状況があります。そういうときに、この道路特定財源を堅持すると、政府のほうの考え方では10年間維持して、59兆円の特定財源を確保しようと、そういう提案がされているわけですけれども、この800兆円以上もの借金を積み重ねているというときに、59兆円もの特定財源を道路関係だけに使うということが、本当に現実問題として理解できることでしょうかということなんですね。一方ではもう国民負担、市民負担というのはどんどん増やされているわけですからね。

それから、もう一つ、今ガソリン税の暫定税率の廃止ということもその中で問題になっているわけですけれども、原油が本当にひどい高騰で、市民生活というのはそのために大変な圧迫を受けているわけですけれども、こういうときに、暫定税率を廃止するということは、本当に市民生活を助けるという意味でも、意味があるのではないかなと思います。

ちょっと、この3つの点について、それぞれの方にお答えをいただきたいというふう に思います。

- ○議長(村瀬伊織君) 藤根圓六君。
- ○17番(藤根圓六君) 今、反省というような言い方をされたんですけれども、中田さんも御存じのように、まもなく、平成25年には、この山県市も赤字財政になるということは予測できるわけなんですけれども、人間、いろんな形の中から、そこでやはり早くからためるべきだという感覚になって、方向を正しい方向に持っていくと思うんですよね。今その無駄があったとか、合併来どうだったとかと言っても、我々は必要な最小限の社会資本を整備して、そして、住民がその恩恵に浴しているわけなんですけれども、

きょうまでの借金の中というのは、やはり多世代間の中でお返しをするという形の中での借金が多くあったと思います。それが現時点でこういった形になったわけなんですけれども、同じような、先ほど提案の中でも言いましたように、今一番大切なことは、そういった危機感を、市民、執行者、我々議会が一番感じなならないというときには、やはり我々が率先垂範してまず自分たちの身を削るということを見本に見せて、そうすることによって市民も理解できると。今おっしゃったように、4月から公共料金も上がります。そして、後期高齢者医療制度も始まります。住民を説得するためには、最小限、我々はこの3月で終わるわけなんですけれども、当然多くの方が立候補されますが、そういったときに、住民説明をするためには、やはり今回我々は、岐阜県の中でも既に大垣市等が政務調査費を月間11万の政務調査費を廃止しております、我々は月1万円、月1万円だからということじゃなくて、そういう意識が大切なんです。それはやはり、私たちの山県市議会がそういう姿勢を見せることによって、そういった輪を全国的に広げる、そして、政治家自らがやはりそういった意識を持つということが、今日本国民に対して訴える、私は一番いい意味を持つ姿勢じゃないかなと思います。

- ○議長(村瀬伊織君) 影山春男君。
- ○11番(影山春男君) お答えします。

法案がもし不成立になった場合に、道路網の整備に対し一般財源を持ち出すことになるために、道路整備の予算が多く削減されていきます。そのためにも、健全な財政維持のために非常に影響があるということで、福祉やほかのサービスの低下が生じてくると。そういう影響が多くなるということで、これはぜひとも賛同を願いたいと。

- ○議長(村瀬伊織君) もう一点、質問がありました。
- ○11番(影山春男君) 結局、一般財源を持ち出すことになるために、どうしてもこれ は必要だということ、それがほかのサービスや福祉や国民生活に全部影響が出てくると いうこと、一般財源に影響を及ぼすから、とにかくこれは御賛同を願いたいと思います。 それだけです。
- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) 政務調査費のほうの関係では、一応発言はありましたけれども、 その発言の中には、今日の財政難をつくり出してきたということに関する、藤根議員も もう長いこと議員をやっていらっしゃるわけですけれども、その間の反省の弁というの は全くなかったですね。非常に残念です。

そこはやはり、1つの大きな理由としては、こういうような借金財政をどんどんと進めるようになったのは、アメリカとの関係もあるわけですけれども、そういった中で、

政府・与党が、全国の自治体に大型事業を借金してやりなさいということで、どんどんと進めてきた、そういうことが原因にあるわけですね。そういうことについて、これでいいのかという発言を、やっぱりそのときそのときの議会に集うものは、市民の立場に立って、将来を見据えて、きちんとチェックしてこないといけなかったんだと思うんですね。そういうことについての反省の弁が全く見られないということは、ちょっと私は驚きです。ですから、そこら辺を改めてどうなんだということで、発案者としての感想なりをお聞きしたいというふうに思います。

それから、道路特定財源のほうにつきましては、この特定財源が維持されなければ一般財源のほうに影響が及ぶんだというような御答弁でしたけれど、それは全く本質を見ておられないというふうに言わざるを得ないというふうに思うんです。私どもは、今本当に福祉や何かが後退している、国民負担が増えている、借金もどんどん膨らんでいる、そういう中で一般財源化してやっぱり国民のためにあるべき使い方をすべきだというふうな主調があるわけでありまして、例えば、私どものほうの試算でいきますと……。

- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君、質問は討論と違いますので、質問をしてください。
- ○16番(中田静枝君) 1年間に、道路特定財源は今後10年間に59兆円を維持するというんですから、1年間にすると5兆9,000億円ですけれども、そのお金を一般財源にして、そしてどうしても必要な道路はその一般財源のほうで、普通財源のほうで充てればいいというふうなことも考えられるわけなんですけれども、そういうふうで、決して特定財源を堅持しないことが一般財源に影響を及ぼすということにはならないんではないかというふうに思うわけですけれども、いかがでしょうかということで、2点、お尋ねをいたします。
- ○議長(村瀬伊織君) 藤根圓六君。
- ○17番(藤根圓六君) 反省といっても、僕はどうも意味がわからないんですけれども。 我々はきょうまで市民が望んできたことを、要するに我々は住民に民主主義で権利を ゆだねられて、議会で議論して、そして多数決で決めてきたことをずっとやってきて、 私個人が何を反省するんですか。どういう意味ですか、その反省というのは。

ただ、私が今回政務調査費を廃止するということは、こういった状況の赤字財政の中で、どうやって、今後赤字財政になるときにどういった対処をしようかと思ったら、少しでも早くそれに対応する、みんながそういう危機感を持つ、住民もそのことを感じてくれるということでやるのに、今の時点で何を反省ですか。僕はその反省の意味がわかりません。私個人で山県市をつくってきたわけじゃないわけですから。我々議決権者として、こうやってみんなで議論して、そしてきょうまで住民が望んできたことをやって

きて、そのことが全部反省せなならんことですか。私はその反省の意味がわかりません。 中田議員、そのことをもう一度言ってください。反省といって、何を反省するんです か、そのことを言ってください。

- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) 私は理由は言いましたけど、ちゃんと質問の中で。
- ○議長(村瀬伊織君) 済みません。影山春男君。
- ○11番(影山春男君) 一般財源を持ち出すという、その影響といいますか、それは国税や地方税で2兆6,000億円ですか、その分はもろに影響されるということで、この山県市にとりましても、道路網やこのインター、国道256、418というようなところの影響に、2億1,000万ぐらいですかね、もろに影響されてくるということで、内容はそういう関係で、どうしても多くを語らず、御賛同を願いたいと。内容として御説明申し上げます。
- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君、再々質問です。
- ○16番(中田静枝君) 反省することがわからないと、何を反省するんだというようなお話がありましたけれども、これはもうバブル期以降の、山県郡3町村、特に藤根議員の場合でしたら旧美山町でどうだったのかということ、合併の問題、そして合併後の山県市の財政のあり方の問題、それについてどうだったのかということなんですよね。もし、こんなに財政難になっていなければ、何もこれは問題にならないわけでありまして、そして、それを住民1人当たり70万円ぐらいまでに、昔は少なかったんですよ、1人当たりの借金というのは。旧美山町の場合、平成元年は1人当たり借金が16万円ほどありました。旧高富町はそのときは9万5,000円ですわ。伊自良村は人口がやっぱり非常に少ないですので、1人当たりが21万円。平成元年はそうでした。ところが、今になっては、市民1人当たり70万円以上になりますかね。そんなふうな状況に膨らんできているわけですよね。そこはやっぱりよく振り返ってみて、どこがどうだったのかというのを当然反省すべきだというふうに私は思うんですよ。

それから、道路特定財源のほうにつきましては、これが廃止されると、2億円以上の影響が山県市に出るんだと、そういうふうな御答弁だったんですけど、私はそんなことを今言っておってもしようがないんじゃないかというようなことを、道路特定財源を堅持と言ったって、実際山県市でそれだけ堅持された分今後享受できるのかと。そういうことを私は先を見通して調べてみたんですけれども、これは昨年の10月に山県市が……。

- ○議長(村瀬伊織君) 質問は簡潔にお願いします。
- ○16番(中田静枝君) つくった普通会計ベースの中期財政計画という資料があるんで

すけれど、それを見ますと、道路関係ですと、歳出のほうでは普通建設事業費ということになると思うんですが、今は普通建設事業費の支出が、例えば今度の予算ですと32億8,000万円ほどの予算になっているんだろうと思いますね。これ、財政計画で去年つくったのがこうなっていますので、恐らくそれが予算にのってきていると思うんですけれども、普通建設事業費が32億8,000万円の予算が今度組まれていると。そして、21年度には52億だというふうになってきているんですけれども、そんなこといつまでも続けることはできない、山県市の財政状況からいくとね。それで、平成22年度からどんと下がって、普通建設事業費は4億円以下、3億円ほどしか使えないわけです。そういうような財政計画を市がつくっているわけです。そんなときに、この普通建設事業費の中には道路だけじゃないんですよ、いろんな林道だとか、農道だとか……。

- ○議長(村瀬伊織君) 中田君、討論と違いますから。
- ○16番(中田静枝君) 学校の問題ですとか、いろいろ修理したり何だかんだという、 そういう建設にかかわる費用がすべて含まれているのがこの普通建設事業費だそうなん ですけれども、そういった中で22年度以降はもう3億円程度しか、すべて含めても計画 できないと執行部のほうは思っているわけですよ。

そんなときに、道路特定財源堅持と言っていても全然山県市にとっては助けにならないというふうに私は思うんですけれども、むしろ一般財源化をして、今まで減らしてきた地方交付税をきちんと全国の収入の少ない自治体に手当てをしていくと。そういうことによってこの山県市も享受を受けて、そして財政を直していく、福祉を守っていく、そういうふうにするべきだと私は思うんですけど、そこら辺はどうですか。

- ○議長(村瀬伊織君) 藤根圓六君。
- ○17番(藤根圓六君) 中田議員から美山町時代のことを指摘されたんですけれども、 我々、そうすると合併ということに対しての批判も入っていると思うんですけれども、 私は今も住民の皆さんに、特に旧の美山町は高齢化率も高くなって、そういった中で、 33億、34億ですかね、上水道の改修もありまして、当時私は統合簡水の委員長をやって おりまして、合併しなかったら、水道料金が、その時点で平成15年から倍近い金になる という算定もしておりました。合併することによって、今そのときの金額より現在は安 く済んでいるわけなんです、今回上がっても。要するに生活に必要な水ということで、 当時簡易水道組合が7つありまして、一番安い、今のがんの原因となるアスベスト管を 使っているということで、これは人命に危険だからということで、金はかかるけれども やろまいかということでやりました。

介護保険法が制度化されまして、美山の人口ではとても金額的に対応できない、やは

り大勢の中で大勢でやるんだというような、そういう点を考えても、私個人は議員になって、今回の赤字財政に関与したというような感覚は持っておりません。 以上です。

- ○議長(村瀬伊織君) 影山春男君。
- ○11番(影山春男君) 一般財源化というお話でありますけれども、今これを2億強の一般財源化にすると、今もろに我々の市に対しましても何事もやっぱり上げていただかなければできないというような状況の中で、もろにそれが響いてくると、また現在取りかかっている道路網の整備等に、どこでストップするかわからないという状態で、そんな折に一般財源化でこのあれを加味していくということは、極端な市の近況を眺めて見ても大変なことだと、皆さんにもっともっと悪影響を及ぼしていくと、そう考えております。

答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) ほかに質疑はありませんか。 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 発議1号、2号、3号の提案者の方に質問しますけれども、それは、議題の進行のことですけれども、私は2月23日に行われた議会運営委員会、10時から10時23分までの23分間ですけど、私は傍聴していました。そのときに、提出予定議案、執行者の説明、議員提出の議案の概略が説明されましたけど、そのときに、本日開会日初日に質疑、討論、採決、そこまで行くというスケジュールの説明は何らなかったわけですが、一体どこでこのスケジュールが決まったのかというところを明らかにしていただきたい。

もう一点ですけど、特に2と3、政務調査費と費用弁償関係の条例ですけれども、これ、昨年の3月のこの議会で選挙公営の条例を廃止するという議員提案がやはり初日にされて、即決で採決まで行きましたが、そのとき私は、中身はともかく、手続上議員提案を即決でするというのはおかしいのではないかということをこの議場でお尋ねし、討論もしました。そういった趣旨からも、同じなんですが、今回、委員会条例、これはもう昨年から説明もされ、それから定数が変わるというもう自動的に近い部分ですから、これは議論の余地がないのでそれはいいですけど、1つの政策的配慮である調査費、それから費用弁償等については、あるいは道路特定財源は毎年出るという特例の意見書ですからいいとして、この2と3については即決ということは極めておかしい。おかしくない例というのは1つだけあります。それは、議員全員がそれでいいんだと言っている場合の議員提案なんですよ。実際そういう場合は即決で行こうという議会は少なくない。

ですが、今回の提案者を見ても、全員ではないわけですから、そういったことについて、即決という方法はおかしいと考えるんですが、その点を含めてそれぞれいかがでしょうか。

- ○議長(村瀬伊織君) この提案につきましては、賛同者がそれぞれありましたので、議 長の権限で決定をいたしました。
- ○14番(寺町知正君) 議長の権限で、議運にも諮らずに。
- ○議長(村瀬伊織君) この件につきましては、提案される理由もしっかりしていますので、私で決めさせていただきました。議運にはかけませんでした。自分で判断できんときは議運にかけますけれども、この件につきましては理解をしておりましたので。
- ○14番(寺町知正君) それは、今申し上げたけれども、どう見ても議員全員がこれは一致していますよと、議論が十分されたとか、性質上もう自動的に変わるとか、そういう場合は当然議長判断でいいと思いますが、そうでない、賛成する人もいる、反対する人もいる、賛同者になっていないわけですから。そういう中で、議長判断でというのは、明らかに議事整理権を越えて、越権行為じゃないですか。少なくても議運にかけ、議論をしていかなければならないでしょう。事前の確認の段階で全会一致じゃないんですから。

[「議長、産業建設委員会で話し合って提案することになったんじゃないですか」と 呼ぶ者あり]

- ○議長(村瀬伊織君) それで、委員会で、当然議論もされて、賛同者も多いということで、これは私の判断でできると思うし、別に越権行為だとは思っておりません。
- ○14番(寺町知正君) 議長、そんなことを言ったら、市長提案は賛成者がほとんどそ うだから即決でということと一緒じゃないですか。明らかに、経過から、あるいは内容 から賛同者が全員だとか、そういう場合はともかくですよ、そうじゃない場合は議論を するのが議会の本分でしょう。それを議長の職権で決めたとなれば、越権行為ですよ。
- ○議長(村瀬伊織君) 別に、そんなに、今のこういう提案につきましても、自分で判断ができん場合は議運の委員長に相談しながら答申をいただくというのが、私、自分の本意でございますので、別に違法やと思っておりません。

藤根圓六君。

○17番(藤根圓六君) 寺町議員、政務調査費については、1年前から私、議運のときだったと思うんですけれども、1年以内ぐらいには結論を出すように話をするような、個人的に話したような気もするんですけれども、反対者が大勢あるということですけれども、少なくとも政務調査費に関しては、今中田議員が反対されましたけれども、あと

の皆さんはすべて賛成だったわけですから、別に、私はきょう出したって構わんという 判断をしましたけれども。

[「他の提案者の方は」と呼ぶ者あり]

- ○議長(村瀬伊織君) 久保田 均君。
- ○22番(久保田 均君) 議運の委員長として、一言言わせてもらいます。

いろいろ今、この発議につきましては質疑をされておりますが、実は25日の全協でも、この部分についてはいろいろ反対のあったことも事実でもありますが、議員が、先ほど藤根議員がおっしゃったように、財政の厳しいところだから率先してやろうというのが本音でありまして、やり方について反対はあるかもしれませんが、このことについて、議員の反対というのは本筋からしちゃいかんと思っていますし、それから、特に調査費については、個人が勉強できる場所へ行き、市費を使って、そして研修をするというのが本当の意味の研修であって、8人、10人が寄って行ってこないかというよりはいいんじゃないかなと思っていますので、研修もますます内容を深めていくんだろうと、そんなことを思ってもおります。

第1の委員会条例につきましては、先ほど寺町議員もおっしゃったように、いろいろ今日までお話が出ておりますから、私のほうからあえて言うことはありません。ただ、教育委員会だけが移行したということですので、お認めをいただきたいと思いますし、あとの分につきましては、政務調査費あるいは費用弁償については、我々のことですので、余りこのことについて例えば美山、伊自良、高富という名前まで出まして、そして、当時は9万幾らの借金だったということは別にして、やっぱり現在で質疑をしてほしい。今借金があるということは、事業を多くやってきたから借金が増えたんじゃないですか。事業をやらなければ、借金なんて山県市はないんですよ。やらなければ。やっぱり市民の負託にこたえて事業を執行部はそれなりにやってきたということなので、私はあえて借金があってもいいと思うんですわ。

ただ、先日私が申し上げたのは、市民にいろいろ公共料金の値上げ等をお願いをしてきております関係で、市もこれほど困っているんですから、市民も協力してくださいという意味で私は申し上げましたが、これはやっぱり市民の皆様が、なるほど、うちの台所は苦しんだ、厳しいんだ、だから値上げはやむを得ないなというところへいかんかなと思って、実は発言をしたんですが、その部分については、個人的にはやっぱり市も困っておるでしようがないなというのが、なかなか大きな声になってきておりますから、値上げについては理解を求められるんじゃないかなと思っております。

今出ております発議につきましては、いろいろ議論もありましょうが、議運で、確か

に今日、質疑までは決めなかった。でも、この議場での、やっぱり議長に権限があるので、議長がここで質疑をして、しかもこれが今日まで一度も発言されておらんのなら別ですが、全協でもちゃんと出ておりますので、ここで質疑をしても不思議じゃないと思いますし、寺町議員の越権ということもどうかなと思いますが、できたら質疑をしていただいて、この議案については御賛同いただきたいし、最終、どうしてもだめということなら、議長の判断で、議決をしてもらうように取り計らっていただきたいと。

- ○12番(後藤利テル君) 寺町議員からお話がありましたけど、私どももこの件につきましては、当然大半の皆さん方が賛同を得られるということで、先ほどから言われる時期に関しましては、多少それは問題があるのかわかりませんが、この第1日目に提案をすることは、何らやってはいけないということではないと私は判断いたしまして、提案をいたしました。
- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 冒頭、議長から、それから3人の方から一応見解はお聞きしま した。

1つは、具体的な理由、中身についての判断をもって、これはいいのではないかという議長、それから議運の委員長などありましたけれども、それはやっぱり議会の性質上間違っています。私は形式を問うたんですが、議案の中身を判断するとなれば、まさに議会の議事なんですよ。十分提案の理由を確認し、いろいろなことを調べて質疑し、結論を出す。

先ほど申し上げたけど、市長提案だって同じですよ。それは、市長を支持されている皆さんから見れば、ほとんど賛成じゃん、いいじゃんというのと同じなんですよ。それでは議会の意味がないから、十分な時間をとりましょうというのが、議会の会期の認識なんですよね。

それと一緒で、明らかに議員全員が、これは通しましょうということが確認されていればいいけど、そうでない場合は、1人の反対であっても異議がある場合はやはり十分時間をとって議論をしていく、それが議会の大原則なんです。どういう議案か、どういう中身かじゃないんですよ。そこを忘れてしまったら、議会は自ら審議する機関の機能を放棄するわけですから、私はそのことを申し上げたかった。それに対して、今の議長の答弁も、中身を見てよかったと判断した、それではいけないんですよ。どんな内容であっても、明らかに経過上、これは全員が賛成なんだという場合は時間を省略してもいいけど、そうでない限りは議論の場を尽くす、それが大原則じゃないですか。申し上げたように、昨年の3月も同じことを申し上げた。しかし当時のここにおられた議長は、

それが通じていなかったというのは残念ですけれども、少なくとも山県市議会、今後は 全員の賛成があるということ以外は、時間をとる、その原則を貫いてほしいということ を思います。

何か反論があれば。なければいいです。

- ○議長(村瀬伊織君) 久保田 均君。
- ○22番(久保田 均君) 寺町議員、時計を見ていただいても、この私が出した、要するに委員会条例以外の3議案で、もう1時間やっていますよね。これは、例えば質疑の日、普通でいきますと、きょうではないんですが、これがその時間になって、本当に1時間も持てるかというと、持てないと思います。きょうの1時間というのは、非常に有望で、3議案についてこれだけ質疑をされたんですから、あえて文句を言うところはないんじゃないかなと思いますが、これほどの時間をかけたというのは珍しいんじゃないですか。ですから、内容についてはしっかりと御質疑をいただいたので、御採決をいただいてもいいんじゃないかと思います。
- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 水かけ論になるので意見だけを言いますが、久保田議員、確かに約1時間、50分ぐらいですけどね、この議案を議論していますが、そのうち最後の十数分は、この私が言った形式論なんですよ。本当はこれはなくてもいい、中身の話をするのが議論の場であって。ということで、提案し、数日の間を持って、議員提案でもそうしていただきたいということを申し上げておきます。
- ○議長(村瀬伊織君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(村瀬伊織君) 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いた します。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております発議議第1号から発議第4号中、 発議第2号から発議第4号について、会議規則37条3項の規定により、委員会の付託を 省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議がありますので、発議2号から発議4号について、委員会の 付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(村瀬伊織君) お座りください。起立多数であります。よって、委員会の付託を 省略することに可決されました。 日程第8 討論

○議長(村瀬伊織君) 日程第8、討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

寺町知正君。

○14番(寺町知正君) 発議第4号、道路特定財源の堅持に関する意見書について反対 の立場で討論をいたします。

先ほど提案者の説明をお聞きしました。その中で、特にこの制度、従来から続いているわけですが、本当にこの数カ月に明らかになった信じられない事実、国民の多く、あるいは国会議員でもびっくりしている状況があります。それは、その使い道の問題ですね。全く想定されていなかった使い道に使われていたということ。やはり、財源をどうするかという問題の以前に、そういったことの指摘をした上で、維持するのかしないのか、その議論をすべき。あるいは意見書であるなら、そういった問題があった、二度とこのようなことのないようにとか、何らかの明示をした上でいく、これは最低限必要であるというふうに考えます。国民の税金、市民の税金を預かる議会としてはそこを忘れてはいけないというふうに考えます。

しかし、提案者は、何らこの文面も修正することはしないと最終的な答弁でした。そ ういったことで、私はこの議案に賛成できません。他の論点は省略しておきます。

議長、続きに賛成討論を1つだけいいですか。

- ○議長(村瀬伊織君) はい、どうぞ。
- ○14番(寺町知正君) 発議2号の調査費の条例です。私は賛同者の1人になっていますし、報酬などについても賛成しています。

調査費に関してですけれども、当初この条例ができるとき私は反対しました。それは、 調査費は有効であると考える、しかし個別の領収書を添付しない市の条例案ではおかし い、だめだということで反対しました。ということで、私はこの4年間、一度も調査費 は請求していません。

そういった中で、例えば、合併した山県市の議会が、合併しない宣言をしている矢祭町に行ったという、納得できない、理解できないということがあった政務調査費が使われている。あるいは、会派の調査ということで温泉で泊まった、そこに使われたというようなことも指摘されているわけですね。そういった意味も考えれば、やはり適正な使い方ではないとして、そういった点でも条例を廃止することは現状仕方がないなと思います。

ただ、私は議員が勉強することは大いに意義がある、必要だというふうに考えています。そこで、16人になる山県市議会に、今後は個別の議員や会派に支給するのではなく、議会全体の、例えば図書室の充実だとか、議会によっては議会の議員の全体の勉強会を開いて講師を呼ぶということもやっているところもあります。そういった形の予算化はお願いして、議員の政策力の向上、知識の向上、そういったことを図っていただきたいということを願いつつ、とりあえず賛成いたします。

○議長(村瀬伊織君) 反対討論はありませんか。 中田静枝君。

[「議長、賛成討論じゃないんですか」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) まだ反対の手を挙げてみえたので、その次。暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時01分再開

- ○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) 順番としては今どうなっているんですか。
- ○議長(村瀬伊織君) まだ反対が続いておるわけです。
- ○16番(中田静枝君) 反対が続いている。

[「続いていないです」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 暫時休憩いたします。

午前11時01分休憩

午前11時02分再開

○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。反対討論。

中田静枝君。

○16番(中田静枝君) 私は、発議第4号に反対の立場で討論をいたします。

この道路特定財源制度の堅持に関する意見書を発案されているわけですけど、この問題につきましては、本当に最近のいろんな国会の追及などによりまして、いろんなことも明らかになってきているわけですけれども、1つのガソリン税につきましてですが、これは一番最初、1949年に導入をされたということですけれども、そのときには特定財

源として導入されたものではなくて、全く一般財源として導入をされたということも、 私どもの党の衆議院議員の委員会での質疑の中で明らかになってきておりますし、それ から、1954年の法律で道路特定財源というふうにできたときにも、このガソリン税につ いては目的税ではないというふうにされていたという事実も、これも政府のほうの答弁 で確認をされたところです。そのように、今の年間6兆円にも及ばんとするこの道路特 定財源のあり方というものについては、決してこのまま行っていいものではないという ふうに思うわけです。道路を、とにかく急いでつくらなくちゃならない道路じゃなくて も、とにかく財源を保証してつくり続けるということに今まで使われてきたということ で、多くの批判があるとところです。政府の方針で全国の地方にどんどんと借金をして 大型事業を進めるというようなやり方が行われてきたということもあって、国と地方の 借金が既にもう800兆円、900兆円もあるときに、道路特定財源を、この意見書のほうで は中期計画というものをきちんとやっていけというような内容になっておりますけれど も、その中期計画の中身といえば、とにかく10年間で59兆円の財源を充てるということ だけが決まっていることだけで、そして、国会の質疑の中でも、じゃ、その計画の中身 は何なんだと、何をどういうふうにどうしなくちゃいけないから59兆円なんだというよ うな質問に対しても、政府答弁というのは全くあやふやな、その中身はこれから考える というようないいかげんな答弁がされているということも、私は確認をしているところ です。そういうような中で、今本当に国は借金で大変だ、地方も大変だと言って、市民 も国民もみんな一体日本はどうなるんだ、山県市はどうなるんだというふうに心配をし ているときに、この道路特定財源だけを別枠として59兆円も今後10年間使っていくとい うようなことは全く現実問題として国民の目線から見た場合には認められるものではな いというふうに思います。

それから、暫定税率の廃止にかかわる問題につきましては、これが廃止されると地方にどういう影響があるかということで、私どもの党のほうで調べたところ、地方への税収減は約9,000億円だということなんですね。そうしたら、今までどんどん地方交付税というのが減らされてきて、5兆円も減らされてきているというわけですから、その5分の1、1兆円を一般財源化によって復活することによってチャラになっちゃう、おつりが来るというふうに試算もしております。そして、そういうような状況でありまして、暫定税率の廃止というものが全く地方の一般財源に影響を与えるというような一面的なことは認められないということで、それよりもやはり今本当に少子高齢化社会で、それを理由に、国の財政でも聖域とされている部分はいっぱいあるわけですね。この特定財源もそうですし、それから軍事費もそうです。アメリカ軍への思いやり予算でもそうで

すし、そういう聖域を置いておきながら……。

- ○議長(村瀬伊織君) 中田君。反対討論は簡潔にお願いします。
- ○16番(中田静枝君) 少子高齢化だと言って、国民への負担をどんどんと増やしてきているという、こういうようなやり方をこそ改めるべきだというふうに思うわけです。原油高騰で、冬の寒い間、灯油が高くて本当に大変だった、それからガソリンが高くなって本当に大変だということで、市民の生活というのは大きく圧迫されてきている状況を見ましても、この暫定税率の廃止というのは、本当に大きな救いになるというふうに考えるわけであります。

よって、この発議第4号の道路特定財源制度の堅持に関する意見書につきましては、 市民のためにも、市のためにもならないということで可決すべきではないというふうに 考えます。

以上です。

- ○議長(村瀬伊織君) 次に、賛成討論はありませんか。 久保田 均君。
- ○22番(久保田 均君) 発議第1号につきましては、何も言うことはございません。 2、3の発議につきましては、これはもう先ほども申し上げましたように、25日の全協でもいろいろ御質疑がありましたし、内容についてはまさに単純で、議員そのものがやっぱり自分たちから姿勢を直そうということ、それから経費の削減が第一ですので、これについては、私はこれだけ時間をかけてやられたので、皆さんが納得してもらって、賛成が得られるんじゃないかなと思っていますし、発議の第4号につきましては、これはもう本当に、今テレビでも、あるいはマスコミ関係、皆さんが騒いでいらっしゃるから、皆さんがもう内容については御存じなので、この部分について、要するに個人の懐を大事にするのか、あるいは地方が仕事ができるようにするのか、この辺がやっぱり一番焦点だと思っておりますが、やっぱり山県市においてもまだまだ道路整備が非常におくれておるといいますか、これは国の予算がつかないからやむを得ないと言えますけれども、その辺を重視したり、一時の個人の要するにガソリン税を値下げ、これだけで本当にいいのかなと思っていますので、この4号につきましては、やっぱり国でもどうしても堅持をしたいという姿勢ですので、山県市としても全員に御協力をいただいて、堅持をしていただきたい、そんなことを思って賛成討論といたします。
- ○議長(村瀬伊織君) ほかに討論はありませんか。 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) 私は、あとの討論ですが、発議の第1号につきましては、全く

反対する理由がなくて、認めます。ところが、発議の第2号、発議第3号につきましては、議会の経費を自ら削減するというような提案なんですけれども、今の財政難をつくり出してきたということを十分顧みて、調査研究もし、反省もするべきところがあるんではないかというふうに私は思いますので、そういうことをまず発言をしておきたいというふうに思います。

それから、一時金の20%の上乗せ分については、これも全く廃止に異論はないところですけれど、政務調査費の削減と費用弁償の削減ということについては、政務調査費については、きちんと領収書をだれがいつ請求しても見てもらえるような住民のチェック、これが行われるという状況が今ないということは、これは市民にずっと疑問を抱かせ続けるということになりますので、私はこういった点は改善をするべきだということも主張もしてきたわけです。それから、あと、費用弁償につきましては山県市も、市として広くなりましたので、市役所に来るのに距離の差が非常に大きいです。私なんかは、費用弁償は全く要らないと思っておりますけど、私の通勤ということに考えれば。ところが、何十キロも、20キロも離れたところから議会へ来られるという方も一方ではおられるわけでありまして、その距離に応じた交通費を支給していくというような方法が改善点としては提案も今までしてきましたけれども、これからもできるんではないかというふうに考えているところです。

しかし、市民の皆さんの感情といたしましては、公共料金が現実にもう連続的に値上げをされておりまして、議会への支出に対して厳しい目が向けられている状況でもあります。実際には、議会費というのは、この間非常に大幅に削減をされてきておりまして、合併当初に比べて、新年度の予算では40%の削減になっておりますし、昨年と比べても、定数削減ということで、21%の削減ということで、4,000万円近い議会費が削減になっているわけでありまして、そういう中で、この政務調査費と費用弁償の額は、この新年度の予算には含まれておりますが、政務調査費のほうが193万円、費用弁償のほうが63万円ということで、額としては非常に削減額に比べて少ない額であります。そういうことも、考えましても、正しい方法であるなら、この両方については、必要経費として市民の方に認めていただける方向を、私は今後は探っていくべきだというふうに思うわけですけれども、市民の皆さんの厳しい議会への目ということもかんがみまして、この点につきましては、今後の議論にゆだねていきたいというふうに私は思いまして、発議第1号、第2号、第3号につきましては、賛成の立場で討論とさせていただきます。

○議長(村瀬伊織君) 反対討論じゃなかったんですか。

ほかに討論はございませんか。

[「休憩願います」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 暫時休憩をいたします。

午前11時15分休憩

午前11時16分再開

○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第9 採決

○議長(村瀬伊織君) 日程第9、採決を行います。

発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について、本案を原案のと おり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 発議第2号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例について、本 案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしま した。

発議第3号 山県市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改 正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 発議第4号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について、本案を原案のとおり 採択することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議がありますので、本案を原案のとおり採択することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(村瀬伊織君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のと おり採択されました。

暫時休憩をいたします。議場の時計で35分まで休憩をいたします。

午前11時18分休憩

午前11時35分再開

○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第10 承第1号から日程第13 議第2号まで

○議長(村瀬伊織君) 日程第10、承第1号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第6号)の専決処分について、日程第11、承第2号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第7号)の専決処分について、日程第12、議第1号 山県市副市長の選任同意について、日程第13、議第2号 山県市教育委員会委員の任命同意について、以上4議案を一括議題といたします。

地方自治法第117条によって、嶋井 勉君の除斥を求めます。

〔嶋井 勉副市長 退場〕

- ○議長(村瀬伊織君) 4議案について提案者の説明を求めます。平野市長。
- ○市長(平野 元君) 皆さん、おはようございます。

本日は、平成20年山県市議会第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、 大変御多忙の中、早朝より御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は桃の節句でございますが、少しずつ暖かさも増し、春の兆しが感じられるよう になってまいりました。

さて、平成15年度に着手し、順次整備を進めてまいりました公共下水道事業につきましては、いよいよ来月から供用開始することとなっております。公共下水道は、生活環境の改善や、水路、河川等の水質の保全、ひいては国土の環境保全にもつながってまいりますものでありまして、市民の方々の早期加入を促進してまいりたいと考えております。

また、いよいよ本年5月には、主要地方道岐阜・美山線が開通する予定でございます。 これにより合併前の旧3町村を結ぶ道路が循環することとなり、地域経済や市民生活の 利便性の向上のみならず、防災面や福祉面などにおいても、その効果が大変期待できる ものでもあると存じております。

その他、現在整備中の大型事業といたしましては、美山中学校の改築事業、クリーンセンター建設事業等がございますが、いずれも順調に進んでおると認識しております。なお、本年4月から、市総合体育館の管理運営はNPO法人に行ってもらうこととな

っておりますが、今後、こうした市民が主体となる団体には、ますます御活躍いただく ことを期待するものでございます。

それでは、ただ今上程されました4つの議案につきまして御説明申し上げます。

資料ナンバー3、承第1号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第6号)の専決処分につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に575万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を115億4,492万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、美山中央養豚団地組合及び美山町畜産環境保全組合から、所有する財産の処分について承認申請書が提出されたことによりまして、国、県への補助金の返還金が575万1,000円発生することから増額補正するもので、これの財源は、両組合からの補助金返還金621万円で対応いたしております。また、市への補助金の返還分は45万9,000円でございます。

なお、未整備森林の整備委託事業が補助金交付事業に変更になったことによりまして、 支出科目の組みかえを行っております。

補助金の返還につきましては、財産処分承認申請後、早急に返還しなければならないことから、1月30日に専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、承第2号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第7号)の専決処分につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に1,200万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を115億5,692万5,000円とするものでございます。

梅原地区公民館の空調設備が故障したことにより、既にこの施設は20年以上を経過しておるため修理不能でございまして、市民の利用頻度も高く、早急に新しい空調設備を設置する必要があったことから、1,200万円の工事費を補正したものでございます。

歳入につきましては、繰越金の増額補正をし、2月18日に専決処分いたしましたので、 地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございま す。

次に、議第1号 山県市副市長の選任同意につきましては、本市副市長に嶋井 勉君を適任と認め、選任をしたいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

現在の副市長である嶋井 勉君には、任期の4年間にわたり、すぐれた識見と豊富な行政経験を生かし市政推進に大いに貢献いただきました。特に、地方自治法の改正により、本年度からは従来の助役という職務が副市長となり、その職務はますます重要なものとなりました。

こうした中で、嶋井 勉君は最適任者であり、引き続き、その手腕を市政発展のため に発揮していただけるものと確信いたしておりますので、御提案を申し上げる次第でご ざいます。

次に、議第2号 山県市教育委員会委員の選任同意につきましては、地方教育行政の 組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでござ います。

現在教育委員である藤根美登里氏は、平成20年5月14日で任期満了となりますので、 再任をお願いするものでございます。藤根氏はすぐれた識見と卓越した指導力により、 現在本市の教育委員長として御活躍をいただいております。また、岐阜聖徳学園大学非 常勤講師としても御活躍をいただいております。市民からの信望も厚く、適任者であり ますので、御提案を申し上げる次第でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

一部修正します。

教育委員さんの選任というところを、任命同意ということで訂正させていただきます。 よろしくお願いします。

日程第14 質疑

○議長(村瀬伊織君) 日程第14、質疑。

承第1号から議第2号までの4議案に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

- ○14番(寺町知正君) それでは、提案されました承第1号について、資料の3ですけれども、承第1の補正の6号という部分ですね。これの6ページですけれども、いわゆる補助金の返還というふうな趣旨ですね。それで、適正に返すということだと思います。こういった場合、大抵市が窓口だろうと思うので、市が一番詳しいと考えますのでお聞きしますが、当初のこの事業の第何年度、何年に、あるいは何年から何年のときに、どういう事業について、幾らの補助金を出したのかというところですね。それから、補助金というのは一定の年限が来れば返還の義務がなくなると思うんですが、そのなくなるであろう年はいつであるのかということ、その前だから途中で返還するということだと思うので、そのあたり、いかがでしょう。
- ○議長(村瀬伊織君) 平野市長。
- ○市長(平野 元君) その件につきましては、担当部長から答弁します。

よろしくお願いします。

- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) お答えいたします。

まず最初に、美山中央養豚団地組合の関係につきましては、昭和53年でございます。

もう一つの美山町畜産環境保全組合に関しましては、昭和58年の開始でございます。

それで、事業の年は、実際はその年に補助を受けまして、建物を建築されたということでございます。

以上でございます。

- ○14番(寺町知正君) 金額。内容は2つともそういうふうならそれでいいです。金額 は。
- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) 金額でございますが、美山町畜産環境保全組合の金額は、 総額で……。補助金の額ではなくて、事業費の額でございますね。
- ○14番(寺町知正君) 一応補助として出ているので、多分補助の額がまず示されるべきだと思いますが。
- ○産業経済部長(土井誠司君) 補助金の合計は、還付で124万6,029円が美山町畜産環境 保全組合でございますし、美山中央養豚団地組合に関しましては……。
- ○14番(寺町知正君) 当初の補助年度と内容と当初の補助額。
- ○議長(村瀬伊織君) 暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時54分再開

- ○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) まことに申しわけございません。今資料を整えておりま すから、来次第、また報告させていただきます。

よろしくお願いします。

○議長(村瀬伊織君) ほかにございませんか。暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時59分再開

- ○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) 失礼しました。

それでは、御説明申し上げます。

まず最初に、財産処分の関係でございますが、美山中央養豚団地組合の関係でございますが、こちらが、先ほど申しましたように、事業費の総額で445万2,000円でございます。それで、補助金の……。

[「それ違うでしょう」と呼ぶ者あり]

○産業経済部長(土井誠司君) いや、当初の総事業費が445万2,000円でございまして、 償還のほうが35年でございます。それで、平成19年度で補助残が49万2,000円でございま す。

もう一つの、美山町の畜産環境保全組合の補助金に関しましては、当初の総事業費が7,420万8,078円でございます。これが、償還が28年でございます。現在平成19年度末の償還額は778万425円でございます。

○議長(村瀬伊織君) 暫時休憩をいたします。議場の時計で1時まで休憩といたします。 それぞれ食事をして1時までに来ていただくようによろしくお願いいたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

- ○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) それでは、寺町議員の御質問にお答えいたします。

当初の事業費でございますが、美山中央養豚組合で建物が3棟ございまして、事業費としまして8,375万5,000円でございます。もう一つの、美山町の畜産環境保全組合の当初の事業費でございますが、445万2,000円でございます。

そして、補助率でございますが、償還の耐用年数が岐阜中央養豚団地組合は、建物が3棟ございますものですから、35年償還、28年償還、35年償還となっております。そして、美山町の畜産環境保全組合の尿だめ槽の関係の耐用年数は30年でございます。その耐用年数は、ぼっていきますと、まず、美山中央養豚団地組合の建物に関しますと、尿だめ槽は30年耐用ですから、この2008年が耐用の年数になりますし、倉庫は35年耐用ですから、昭和55年建築ですから、2015年に耐用が切れるということになっておりますし、同じく3棟目の豚舎にしましたら、これも昭和55年建築ですから、2008年、今年度、平

成19年度で耐用が終わります。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 補助金総額はいいんか、それで。土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) 補助金の総額は、まず、美山中央養豚団地組合の建物が 3つございますが、国庫補助金で148万4,000円、美山中央養豚団地組合の建物は全部で 3つございまして、そのうちの内訳でいきますと、尿だめ槽で148万4,000円。そして、 豚舎で5,158万円、国庫補助金ですね、当初。そして、倉庫で5,158万円が国の補助金で ございます。そして……。

[「1億を超えてしまう」と呼ぶ者あり]

- ○議長(村瀬伊織君) 国と県ということやろう。
- ○産業経済部長(土井誠司君) 済みません。倉庫と豚舎のほうは同じ事業でございますから、国庫補助金5,158万円に、尿だめ槽のほうで148万4,000円、この合計でございます。もう一つが、美山町の畜産環境保全組合のほうの建物は、補助率が国庫で371万3,000円でございます。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 美山が非常に当時強く助成をしたということは私たちも知っていて、見に行ったこともありますし、議長、今の数字って書き切らないから、資料、後でいいから、1枚みんなに配っていただくようにお願いしていただけませんか。非常に、建物があるとか、年数とか額が違うので、ということをお願いしていただきたいとして、再質問に移りますけど、当初にも申し上げたけど、こういう場合って、市、国や県じゃなくて、市が窓口になって、補助金の返還額の確定とか手続をしていくのが普通なんですね。多分今回もそうだろうと想像するんです。そうすると、今回事業がうまくいかない、あるいはもうやめたから返還になるんだろうと想像します。そうすると、当事者の方というのは、非常に大きな額ですけど、一体どうやって返還をするのか。お金の捻出方法、多分市に相談があると思うのですが、その点についてどうなのか。実際、現地は、建物とか設備を処分、建物を壊すとか、土地を売る、処分をするとか、一体どういう話になっているのでしょうね。
- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) お答えいたします。

美山中央養豚団地組合のこの建物に関しましては、美山の田栗地内にございます。こ

の関係は、私どものほうに、新しく養豚を商う、商売をされる方が、その団地のほうを 譲り受けて商売をまた新しく続けていくと、そのような計画であると思いますし、美山 町の畜産環境保全組合の堆肥舎に関しましては、これは岩佐の岐北衛生の隣にございま すが、この分に関しましては、取り壊しをして売却されると、更地にして売却すると、 そのような事の流れというふうに聞いております。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 美山の養豚団地のほうですけど、今の説明ですと、養豚が立ち 行かなくなったから撤退するわけですけど、そこに別の企業なり、経営者なりでしょう けど、そういう人が同じく養豚をそこでするためにいわば再利用すると、そのために補 助金自体は返還するけど、現地の施設は多分そのまま残るであろうと、そういうふうに 私たちは受けとめていいのでしょうか。

ということと、この時代、養豚の先行きということを考えたときに、市は行政として、 どういう展望を持っているのでしょうか。

- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) お答えします。

先ほどの美山中央養豚団地が、田栗地内でまた新しく経営の趣旨が、経営者が変わるという話でございますが、新しい方ももちろん養豚業をそこで進めるという予定でございますし、山県市としまして、養豚の事業自体、いろんな環境整備などに配慮しまして、より質の高いものを生産すれば、それなりに評価は求められていくというふうに思っておりますし、また、この新しく行かれる方も、養豚に関しては非常に実績のある方というふうに理解しております。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) ほかに質疑はございませんか。 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) 承第2号のほうなんですけれども、専決処分、空調設備の改修 工事で1,200万円ということで、これが専決処分をされたということですよね。この事情 について、なぜこういうことになったのかということを説明していただきたいというふ うに思います。
- ○議長(村瀬伊織君) 恩田教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(恩田 健君) お答えいたします。

現在の梅原公民館の空調設備につきましては、昭和62年設置で21年が経過という設備

でございます。これは以前からよく故障しまして、その都度修理をして使ってきたわけですけれども、この2月13日に中心であります真空部の部分が腐食により破壊されまして、もう修理不能ということになりました。それで、修理するのに在庫等もないということで、全面のやり直しをしなければならないということでございます。それで、設置についても1カ月ほどの期間がかかりますし、梅原地区公民館につきましても、利用者が多く、公民館活動に支障を来すということで、専決の補正をお願いするということでございます。

よろしくお願いします。

- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) 地区公民館の空調設備については、それぞれかなりの年数がたっていて、それで、これまでにもそれぞれ修理を繰り返してこられたという話はあちこちで聞いております。今度はもう取りかえなくちゃいけないというような話も聞いておりまして、予算なんかも上がったりしてきていたというふうに思うわけですけれど、今お聞きしますと、この梅原の公民館の空調設備につきましても同じ状況だったという御説明だったわけですね。
 - 1,200万円という大変大きな額が、通常の議会の議案として提案されることなく、このように専決処分になっているということについて、私はこれでいいのかなというふうに思うわけです。そこら辺のところは、なぜ補正予算なり、当初予算なりにのせてこなかったのかという疑問があるわけですね、こんな大きな設備ですので。そこら辺のところは、どうなんでしょうか。
- ○議長(村瀬伊織君) 恩田教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(恩田 健君) 今の御質問ですけれども、高富地区の空調設備につきましては、今申し上げました梅原公民館が昭和62年、桜尾が61年、富岡60年、高富59年というふうに大変古い空調設備でございます。それで、今までいろいろ故障が起きましたけれども、その都度修理で対応できるものは対応してきました。それで、財政も大変厳しい折、なるべくなら修理で対応できるものは修理で対応していきたいということで、今回につきましては完全に真空部が壊れてしまったということで、補正に上げる時間がなかったということ、当初予算に上げる時間がなかったということで、これもまた緊急に直さなければ公民館利用者に大変御迷惑がかかるということで、今回急遽上げさせていただきましたので、よろしくお願いします。
- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) 今、財政の厳しい中でというような言葉も使われておりました

けど、壊れた部分というのが非常にその機械の心臓部分というか、肝心かなめのところでどうしようもなかったということですよね。そういうことについては、一定の期間で、そういう状況というのは把握をできてきている問題だというふうに思いますので、やはり、当初予算に計画的にのせてくる必要が、これまでにあったんではないかと思うわけですけれども、なぜのせてこられなかったのかなというところでちょっと考えてみますのに、それはやっぱり予算編成の編成方針とのかかわりがあるんじゃないかなというふうに思うわけです。無理な、言ってみれば直さなあかんというようなことがわかっているようなところでも減額していくという、財政改革だとか、行政改革だとか言って、そういう必要なところもうんと削って、無理な予算を組んできている、そういうことによって、こういうことが起きたんじゃないかなと思うわけです。

それから、結局、こういうことは議会できちんとこの問題について通常の審議が行われないで決められてしまったわけですから、執行者側が専決ということで決めてしまったわけですから、言ってみれば、そういった無理な予算編成のやり方が議会軽視ということにつながってくるんではないかなと。議会軽視すなわち市民軽視ということになるわけですけれど、そういうことになるんじゃないかなというふうに考えるんですけど、こういうことは、やはり今後はそんな無理な予算編成なんてされちゃいかんということに私はなってくると思うんですけど、そこら辺、総務部長、どうですか。

- ○議長(村瀬伊織君) 林総務部長。
- ○総務部長(林 宏優君) 中田議員の質問にお答えしたいと思いますが、それぞれ、特に旧高富地域の公民館につきましては、非常にそれぞれ20年以上経過しておりまして、従来から教育委員会から、修繕といいますよりも、新しいものを設置してほしいという要望はございました。ございましたけれども、こういったときでございますので、使用可能な限り使ってほしいということをお願いしておりました。それで、そういったどうしても使えない場合には、補正予算なりを上げまして対応していくという方針でございます。

特に今回につきましても、3月の補正で対応したいということを考えましたが、2月13日に修理不能ということが判明いたしまして、それから補正で上げますと、最終日が16日にもなりますし、そして、今の予算が決まりましても、決まってから設計をいたしまして、入札等をかけるまでに最低2週間ぐらい、もっと要るかと思いますが、2週間ぐらいかかります。そしてその後、物を発注するのに40日ぐらいかかるということですし、そして発注した後、まだ早くても工事に着手して2週間はかかるということでございましたので、そういった、この3月の末という特殊な事情等を考えまして、改善が発

生したのは2月の中旬でございますので、そういった、こういった時期を考えますと、もう今の新年度予算なり、補正で上げますと、6月の蒸し暑い時期になかなか対応できないということも考えまして、こういった時期も考慮いたしまして、専決処分とさせていただきました。

- ○16番(中田静枝君) 質問に答えてみえないですよ。 それは言いわけですよね。
- ○総務部長(林 宏優君) そういうことから、今の理由から専決処分にしたということです。
- ○16番(中田静枝君) 肝心かなめのところ。無理な予算編成とかの考え方とか、あるんじゃないですかという話。当初予算に順番に組んでいけばよかったんじゃないかと。 19年度の予算に組んでおけばよかったじゃないかと。
- ○総務部長(林 宏優君) それは、無理な予算編成では全くございません。使える間は使ってもらうと、そしてどうしても使えなくなった場合には予算を組んでいくということです。まだ1年使えるのか、5年使えるのか、10年使えるのかわかりませんので。20年過ぎたらすべて取りかえるという、そういった考え方ではございません。無理な予算編成はいたしておりません。
- ○議長(村瀬伊織君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いた します。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております承第1号から議第2号までの4 議案について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思い ます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

日程第15 討論

○議長(村瀬伊織君) 日程第15、討論を行います。 最初に反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いた します。

日程第16 採決

○議長(村瀬伊織君) 日程第16、採決を行います。

承第1号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第6号)の専決処分について、本案 を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 承第2号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第7号)の専決処分について、本案 を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 議第1号 山県市副市長の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第2号 山県市教育委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意する ことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

嶋井 勉君の入場を許可します。

〔嶋井 勉副市長 入場〕

- ○議長(村瀬伊織君) ここで、嶋井 勉君にごあいさつをお願いいたします。
- ○副市長(嶋井 勉君) 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。一言 お礼のごあいさつを申し上げます。

ただいまは、議員の皆様方の格別の御高配によりまして、御同意を賜りました不肖私にとりまして、まことに身に余る光栄でありまして、心から感激しているところであります。議員の皆様方に深く深く感謝を申し上げる次第です。ありがとうございました。

過去、2年間微力な私ではございますけれども、この職務をともかく務めることができましたのは、ひとえに議員皆様方の心からの御指導御鞭撻のたまものであると存じております。再任されました以上は心を新たに今の市政の推進に最大の努力をいたしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては今後とも一層の御指導御鞭撻を切にお願いを申し上げまして、簡単ではございますがお礼のごあいさつとかえさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

〔拍 手〕

日程第17 議第3号から日程第52 議第38号まで

○議長(村瀬伊織君) 日程第17、議第3号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第4号 山県市職員の 勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第5号 山 県市特別会計条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第6号 山県市税条例 の一部を改正する条例について、日程第21、議第7号 山県市立学校の設置等に関する 条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第8号 山県市介護保険条例の一部 を改正する条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第9号 山県市後期高齢 者医療に関する条例について、日程第24、議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条 例の一部を改正する条例について、日程第25、議第11号 山県市企業立地促進条例につ いて、日程第26、議第12号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例について、日程第27、議第13号 山県市公園の設置及び管理に関 する条例の一部を改正する条例について、日程第28、議第14号 山県市市営住宅管理条 例の一部を改正する条例について、日程第29、議第15号 山県市特定公共賃貸住宅条例 の一部を改正する条例について、日程第30、議第16号 山県市法定外公共物の管理条例 の一部を改正する条例について、日程第31、議第17号 山県市下水道条例の一部を改正 する条例について、日程第32、議第18号 山県市企業職員の給与の種類及び基準に関す る条例の一部を改正する条例について、日程第33、議第19号 岐北衛生施設利用組合規 約の変更について、日程第34、議第20号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号)、 日程第35、議第21号 平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日 程第36、議第22号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)、日程第37、 議第23号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、日程第38、議 第24号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、日程第39、 議第25号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、日程第40、

議第26号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)、日程第41、 議第27号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)、日程第42、議第28号 平成20年度山県市一般会計予算、日程第43、議第29号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計予算、日程第44、議第30号 平成20年度山県市老人保健特別会計予算、日程第45、議第31号 平成20年度山県市介護保険特別会計予算、日程第46、議第32号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、日程第47、議第33号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計予算、日程第48、議第34号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、日程第49、議第35号 平成20年度山県市人共下水道事業特別会計予算、日程第50、議第36号 平成20年度山県市高富財産区特別会計予算、日程第51、議第37号 平成20年度山県市水道事業会計予算、日程第52、議第38号 南山辺地総合計画の策定について、以上36議案を一括議題とし、提案者の説明を求めます。

平野市長。

○市長(平野 元君) それでは、提案説明を申し上げます。

また、ただいまは、専決案件、人事案件につきまして議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

それでは引き続き、平成20年度の当初予算を初め、これに関連する条例などについて 御説明をさせていただきます。

まず、私の基本的な施政方針について述べさせていただきたいと思います。

国会におきましては、平成20年度における税制改革の審議がなされており、道路特定財源のあり方については連日報道され、国民の大きな関心事となっておることでございます。そもそも、道路は地域経済活性化における最も根幹的な基盤であり、防災、医療、福祉などの面からも、住民が安全で安心な暮らしを確保していくために必要不可欠な社会基盤でもあります。地方がこのような道路を整備していくに当たっては、現状の道路特定財源だけでは賄えず、多額の一般財源を投入しているのが実情でございます。にもかかわらず、具体的な財源確保の見通しが立たないまま道路特定財源の暫定税率が引き下げられるということになりますと、適切な道路の整備、維持が困難となるばかりか、福祉や教育などにおける行政サービスの低下など、住民生活に深刻な影響を及ぼすことにもなりかねないところでございます。

一方、地域間の財政力格差が広まりつつある中、平成20年度の地方交付税につきましては、特定枠として地方再生対策費が新設されることによって、4年間続きました地方交付税削減の流れに一定の歯どめがかかるものと期待しておるところでございます。しかし、住民福祉の維持増進を目指していく上で、依然厳しい状態にあることについては

十分考えられるところでございます。

こうした中で、平成20年度当初予算の編成に当たりましては、職員一人一人が本市の 財政状況を十分認識した上で、事務事業の見直しを図り、全職員が一丸となって健全な 財政運営を図っていくための取り組みをより一層進めたところでございます。

そこで、税収増加と雇用の確保を図るため、企業誘致促進条例を制定するほか、誘致 について積極的な体制づくりを行ってまいります。

経常的経費につきましては、これを最大限に削減するため、常勤職員が通常の行政事務を行う中で、環境パトロール、あるいは公共施設敷地内の草刈りや市内公園の芝刈り等への積極的参加を極力対応し、臨時職員を配置している施設につきましても、常勤職員を配置することなどにより、厳しい状況ではございますが、適切に対応してまいりたいと強く考えているところでございます。

また、国では国民生活担当大臣が設けられ、生活安心プロジェクトが進められております。本市におきましても、職員の専門的知識を高めることにより、消費生活相談窓口を設置するほか、食生活など幅広い市民生活の相談に応じられるようにするとともに、弁護士による法律相談については、新しく夜間の開設も始めたいと考えております。

また、平成20年度における税制改革におきましては、いわゆるふるさと納税制度も議論されているところでございます。これからの地方自治体は、魅力ある地域づくりをますます進めていくことが重要になってまいるものと思われます。実際には、ふるさと納税制度といいましても、具体的な形式としては、一定の条例を設けた地方自治体に対する5,000円以上の寄附金について、個人住民税の1割を上限に、その全額を税控除とするという制度が予定されているところでございますが、無論、この制度に関しましては、まだ賛否両論あるようでございます。もし原案のような制度が確立されることになりますと、わが国における伝統的な納税制度における一定のターニングポイントとなり得るものと考えられます。今後、市としましても、国の動向等を見ながら、その対応については十分検討してまいりたいと考えております。

こうしたことも踏まえ、厳しい財政状況ではありますが、現在住んでおられる市民の 方はもとより、本市にゆかりのある方々からも愛着を持っていただけるような、魅力あ るふるさとづくりを目指していくとともに、現在の子供たちの郷土愛がはぐくまれるよ うな環境づくりをしていかなければならないと考えております。平成20年度当初予算に つきましては、こうした思いを踏まえて、その編成に当たったところでございます。

それでは、ただ今上程されました案件について、御説明を申し上げます。内容につきましては、条例案件16件、予算案件18件、その他の案件2件の計36案件でございます。

まずは、議第28号から議第37号で提案をいたしております平成20年度当初予算の概要から御説明を申し上げたいと存じます。

平成20年度当初予算は、一般会計137億円6,000万円、特別会計76億1,111万4,000円、 企業会計4億3,527万5,000円、予算総額は218億638万9,000円で、対前年度比約1.8%の 減少でございます。

一般会計につきましては、前年度に対して22億6,000万円の増額で、対前年度比約 19.7%と大幅な増額となっております。積極型の予算としております。

特別会計におきましては、平成20年度から後期高齢者医療制度が開設されることに伴い、後期高齢者医療特別会計の新設、老人保健特別会計の大幅な減額、国民健康保険特別会計の増額、公共下水道事業特別会計は、平成15年度から開始した公共下水道事業第1期工事が終了し、今年度から一部供用開始になることから、浄化センターの建設工事費が減少するため約3億7,000万円の減額で、対前年度比約24.3%の減少、地域情報化事業特別会計については、平成19年度をもって廃止し、平成20年度は一般会計に組みかえるため全額減額となっており、特別会計全体では約25億9,000万円の減額で、対前年度比約25.4%の減少となっております。

また、水道事業会計につきましては、設備改良工事等の減少に伴い約6,000万円、対前 年度比12.5%の減となっております。

次に、平成20年度における予算財源の措置について御説明を申し上げます。

まず、市税につきましては、市民税では住宅ローン控除の影響による減少はあるものの、法人税割や固定資産税の増額を見込み、市税総額で約5,700万円増の約31億2,000万円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、普通交付税で特別枠として地方再生対策費の創設に伴い 1億円を加算するとともに、合併特例債等の公債費の交付税措置を加味し、1億6,900 万円増の41億円を見込んでおります。

次に、使用料及び手数料につきましては、使用料で地域情報化事業の有線テレビ利用料及びインターネット利用料を組みかえしたことにより、約1億7,900万円増の約3億3,000万円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、美山中学校建築に伴う公立学校施設整備費負担金及び補助金、市役所北の市道改良事業に伴う地方道路整備臨時交付金の増額など約2億8,700万円増の約7億3,800万円を計上いたしております。

市債につきましては、クリーンセンター建設事業や美山中学校建築事業などの財源として、合併特例債等、総額で約28億8,000万円を予算化いたしております。

不足する財源に対応するための基金繰入金につきましては、財政調整基金について、前年度に比べ約3億6,000万円減の約2億8,800万円、減債基金につきましては、1億円減の1億円、魅力あるまちづくり基金につきましては同額の2億5,000万円、消防施設整備基金につきましては5,900万円を予算化いたしております。

以下、市総合計画の基本構想にある6つの柱に基づきまして、平成20年度の主な施策 について述べさせていただきます。

まず最初に、「健やかで安らかなまちづくり」についてでございます。

保健事業につきましては、健康づくりとして「健康山県21」を推進するため、職員が各家庭を訪問して健康意識の啓発を行うとともに、出前健康相談の開催や元気もり森会議など、市民の皆さんと一緒になって健康づくりを進めてまいります。また、メタボリックシンドローム予防のため、40歳から74歳の皆さん、全国民を対象とした健康診断が義務化されることに伴いまして、健康診断と保健指導等特定健診を実施してまいります。妊婦一般健康診査の受診票の交付枚数を現在の3枚から5枚に増やし、受診機会を拡大するとともに、超音波検査についても35歳以上を無料とするよう対応いたしております。

福祉事業につきましては、現在施策中の地域福祉推進計画を推進するため、市社会福祉協議会と連携し、市民の皆さんができること、市民の皆さんと行政が協働で進めること、行政が行うことに役割を分担して取り組んでいき、地域福祉のまちづくりなどの各種福祉事業を進めてまいりたいと考えております。

次世代育成支援対策としては、職員や子育でボランティアが生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問いたしまして、子育で支援をする、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施してまいります。また、安心して子供を産み育でる環境づくりとしまして、保護者の皆様からニーズの高い一時保育や放課後児童クラブ、地域子育で支援拠点事業を引き続き実施してまいります。

少子化対策の一環としては、次世代の山県市を担う子の出産を奨励するため、第3子 以降の出産に対し出産お祝い金を支給する事業を引き続き実施してまいります。また、 市単独で実施しています入院医療費助成につきましても、小学校6年生までから義務教 育が終了するまでの中学3年生までに拡大して実施してまいる予定でございます。

お年寄りの活動促進のために、いきいき推進券配布事業は、77歳以上の方を対象として、1人当たり3,000円の配布を引き続き実施してまいる予定でございます。

防災対策につきましては、武力攻撃や地震情報等を、防災行政無線により一斉に情報 伝達する全国瞬時警報システム J — A L E R T を導入します。また、災害時用非常食等 を順次更新するほか、木造住宅に対する耐震診断は個人負担なしで実施をし、耐震補強

補助も継続実施してまいる予定でございます。自主防災組織の活動を支援するための補助を引き続き実施するとともに、消防本部に配置している、平成元年に購入した救助工作車を更新し、消防力の強化を図ってまいります。

次に、「便利で快適なまちづくり」についてでございます。

総合交通体系の整備については、本市の玄関口となる東海環状自動車道のインターチェンジの早期完成について、引き続き国や県へ極力働きかけていくとともに、インターチェンジ周辺の基盤整備を図ってまいります。また、国道256号、国道418号及び主要地方道、関・本巣線を初めとする道路の整備については、国、県へ強く働きかけてまいります。自主運行バスにつきましては、市民の大切な交通手段となっており、伊自良、美山両地域を結ぶ岐阜・美山線開通に伴い、市内を循環するバスについても、現路線を含めて具体的な手法について検討を進めてまいります。

公園の整備につきましては、平成16年度に着手しました鳥羽川サイクリングロード整備事業は平成20年度をもって終了し、引き続き四国山香りの森公園を拠点として魅力づくりを推進してまいります。また、(仮称)福祉健康広場用地として、土地開発公社が所有している椿野用地6万979平方メートルを購入し、平成24年度開催の岐阜国体馬術競技会場とあわせて、その整備を進めてまいる所存でございます。

次に、上水道、簡易水道につきましては、既存設備の適正な維持管理に努めるととも に、高富地域は、高富北部水源地電気設備更新工事及び高富地域の配水管の老朽施設を 順次更新し、水道水の安定的な供給に努めてまいります。

地域情報化につきましては、市内全域に、テレビの再送信及び自主番組放送のほか、インターネット事業を実施しておりますが、年々加入者が増加しており、サービスの充実を一層図ってまいります。また、IP電話の活用促進につきましても、IP専用電話の助成を引き続き実施するなど積極的に対応してまいります。

次に、「豊かで美しい自然を守るまちづくり」についてでございます。

本市の8割以上の面積を森林が占めておりますが、これは大きな財産でもあり、これを活用し、子孫のために大切にしていかなければなりません。国、県におきましても森林整備を推進し、森林を保全することは、水源の涵養や地球温暖化防止策にもつながることから、健全で豊かな森林づくりを重点施策として取り組みがなされているところから、そのため、昨年度から5カ年計画で進めております椿森林づくりプロジェクトや間伐材の利用促進を図る間伐材搬出利用促進事業、森林所有者による自主的な整備が進まない森林については、間伐等を実施する未整備森林緊急公的整備導入モデル事業等を補助して積極的に推進を図ってまいります。

環境対策につきましては、引き続き、ごみの分別、リサイクルを促進していき、市役所においては地球温暖化対策実行計画に基づき、 CO_2 排出量の算出、改善を図っていくほか、市内の環境パトロールも実施してまいります。クリーンセンターの整備につきましては、平成22年4月稼働に向けて継続実施してまいります。

公共下水道事業につきましては、高富、富岡地域にける第1期工事が平成19年度に終了し、平成20年度から一部供用開始になることから、関係者の早期加入及び接続を促進してまいりますほか、平成20年度から第2期工事に着手し、引き続き浄化センターの整備と管渠工事を行ってまいります。

次に、「活力あふれる産業のまちづくり」についてでございます。

農業の生産性を高めるため、基盤整備促進事業として用・排水施設等の土地改良施設の整備を引き続き行ってまいります。また、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と、環境保全に向けた営農活動を支援するため、農地・水・環境保全向上対策事業が平成19年度から実施されておりますが、各地域での取り組みを一層推進してまいります。畜産振興につきましては、ハエ対策薬剤購入や悪臭改善機器設置に対して引き続き助成を行うことといたしております。

森林保全と木材産業の振興を図るため、林道の整備をしてまいります。日永林道の上島と段の集落を結ぶ日永線林道開設事業につきましては、平成21年度完成を目指し、継続実施してまいります。

商工会等を核とした地場産業の育成に努め、引き続き小口融資による商工業者を支援 してまいります。また、谷合地区の活性化を目指し、商工会が核となって計画している 事業を今年度も支援してまいる予定でございます。

一方、企業誘致につきましては、今定例会に山県市企業立地促進条例を上程するとと もに、新年度は、副市長を中心に関係部長等で組織する推進本部の立ち上げを計画して おり、同時に企業誘致推進室を設置し、積極的な取り組みを行ってまいりたいと考えて おります。

なお、地域活性を図るためのイベントは、ふるさと栗まつりに一本化する中で、従来 行われおります地域のイベントについても支援をし、山県市のイベントを盛り上げてい きたいというふうにも思っております。

次に、「豊かな心と文化を育むまちづくり」についてでございます。

多様化する教育環境の中において、活力、快適、安心・安全な学校を目指し、わかる 授業、心の教育を重点に取り組んでまいります。各種相談員を引き続き配置するととも に、学習支援員及び小学校における教育サポーターを配置し、学校サポート体制の充実 を図ってまいります。また、学校安全に関する活動としましては、県から地域ぐるみの 学校安全先進地域事業の指定を受け、地域ぐるみで学校安全に関する先進的な取り組み を実践してまいります。

小学校の統合につきましては、西武芸小学校、富波小学校、乾小学校の3小学校を統合し、西武芸小学校の校舎を使用することから、同小学校の耐震及び大規模改修工事を平成20年度、21年度の2カ年をかけて行い、平成22年4月開校を目指しております。美山中学校の建設につきましては、21年度完成を目指して整備を進めてまいりたいと思います。

生涯学習につきましては、3つの中央公民館のほか、12のすべての地域の公民館を拠点として、生涯学習講座や学習発表会、公民館施設の提供など、地域づくり、人づくりの場として活用してまいります。また、関係施設における管理運営形態の見直しを積極的に行っており、平成20年度からは山県市総合運動場施設の管理運営をNPO法人高富スポーツクラブを指定管理者とし、市民サービスの向上と経費の節減を図ってまいります。

スポーツ振興については、第67回国民体育大会(岐阜国体)の開催に向けて、準備委員会の設立などを中心にして、スポーツ振興を図ってまいります。

文化振興につきましては、文化の里古田紹欽記念館、花咲きホールを拠点として、市 民参加の花咲きコンサートや地域の文化、芸術活動支援事業などをホールボランティア の皆さんとともに実施してまいります。また、図書館については、職員配置を見直し、 高富中央公民館図書室、みやまジョイフル倶楽部図書室とも連携を図り、充実を図って まいる予定でございます。

最後に、「新しい未来を創るまちづくり」についてでございます。

男女がお互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任をも分かち合い、社会的に権利が保障されて、一人一人がその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、懇話会を開催し、その推進を図ってまいります。また、人権施策推進指針に基づき、人権教育研修会や講座の開催など、人権尊重に向けた啓発を推進してまいります。

よりよいまちづくりを推進するために、市民の皆様と行政とが、ともに役割を担いながら進める協働型のまちづくりを進めることが重要であります。このため、個人や団体等が、公園や道路などの公共施設の清掃や美化活動を実施するまち美化パートナー制度 (アダプトプログラム) の取り組みを引き続き推進してまいります。

また、国際交流事業につきましては、友好関係都市でありますアメリカのフローレン

ス市との交流を引き続き実施してまいりたいと考えております。

今後とも引き続き行財政改革に積極的に取り組んでいく覚悟であり、山県市総合計画に掲げてある、まちづくりの基本理念、安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりという目標に向かって積極的に取り組んでまいりますので、どうか、議員各位初め市民の皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げる次第でございます。

以上、平成20年度の当初予算の概要について御説明を申し上げました。

次に、引き続き、当初予算以外の案件につきまして、順次御説明を申し上げます。

まず、議第3号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公共交通会議委員を追加するほか、現在の委員の見直 しを行おうとする改正でございます。

防災会議委員につきましては、現在、地域防災計画策定委員が併任しておりますが、 本市防災会議条例に合わせ、地域防災計画策定委員としてでなく、防災会議委員として 報酬を支払うべく改正するものでございます。

公共交通会議委員につきましては、地域の多様化する公共交通のニーズに対応した運送サービスを提供するため、道路運送法の改正により位置づけられた公共交通会議の委員報酬を追加するものでございます。

学習支援員につきましては、現在、学習支援非常勤講師と自立支援非常勤講師の報酬 月額は異なっておりますが、平成20年度からは学習支援員として、報酬を一元化するも のでございます。

議第4号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本市職員の年次有給休暇等の計画的取得及び事務の効率化を図るため、年次有給休暇等に係る暦年の規定を年度に改めるなどの改正でございます。

議第5号 山県市特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、山県市地域情報化事業特別会計を廃止し、平成20年度以降の歳入歳出につきましては、一般会計の中に取り込んで経理しようとするものでございます。

合併の目玉事業でありました地域情報化事業につきましては、市民の関心も高いことから、これに係る経理は一般会計と分離して行ってきましたが、現在の高い加入状況や、当該事業において各種市政情報や市内各地の地域情報を提供している実情をかんがみますと、必ずしも会計を分離する必要性は薄く、むしろ行政一般経費と一体的に経理していくほうが望ましいと考えられるようになったからでございます。

議第6号 山県市税条例の一部を改正する条例につきましては、租税特別措置法の改正に伴う引用条項の改正でございます。

また、議第7号 山県市立学校設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、学校基本法の法改正に伴う引用条項の改正でございます。

議第8号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、国の平成16、17年度の税制改正に対応し、平成18年度と19年度に激変緩和の措置を講じておりましたが、引き続き国の方針に沿って、平成20年度においても激変緩和措置を講じることに係る附則の改正でございます。

議第9号 山県市後期高齢者医療に関する条例につきましては、従来の老人保健制度にかわり、新しい医療制度でもある後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から施行されることに当たって、申請や届け出の受け付けなどの窓口事務や保険料の徴収などに関する条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、次世代を担う子供たちの健全育成をより手厚く支援するため、入院にかかる費用の助成について、現在、小学校6年生までとなっているものを、義務教育終了時の中学校3年生までに拡大しようとする改正でございます。

次に、議第11号 山県市企業立地促進条例につきましては、企業立地が盛んな岐阜県において、本市も企業の立地、企業投資を促進し、雇用機会の増大と市民所得の向上、これに伴う税収の増加を図るため、この条例を制定しようとするものでございます。

具体的には、製造業、情報通信業、運輸業、卸小売業、研究開発事業者が、市内に新設、増設、移転した場合に、一定の基準により、工場等設置奨励金や雇用促進奨励金を交付することといたしております。

次に、議第12号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例につきましては、キャンプ場の利用実態を考慮の上、その開設時期を短縮 するとともに、コテージの使用料等の区分をこれに合わせようとする改正でございます。

議第13号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、鳥羽川サイクリングロード整備事業に伴い整備しました、伊佐美地内の山県市さくら公園を追加しようとする改正でございます。

議第14号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例及び議第15号 山県市特定 公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例につきましては、国土交通省から暴力団排除の 基本的な考え方について通知がありましたのを受けて、公営住宅から暴力団員を排除し ようとする改正でございます。

議第16号 山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例につきましては、法 定外公共物の占用が道路の占用と実質的に余り差異がないことから、占用料の減免規定 を、道路占用料徴収条例における減免規定と同じ基準にしようとする改正でございます。

議第17号 山県市下水道条例の一部を改正する条例につきましては、各世帯の排水設備の接続する工事ができることとなる下水道排水設備認定工事店の認定に当たり、手数料として1万4,000円を徴収しようとする改正でございます。

次に、議第18号 山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに 伴い、一般職行政職員と同様の扱いとするなどの改正でございます。

議第19号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約につきましては、同組合の監査委員を2名とするほか、その選任方法等に係る規定を改正しようとするものでございます。

次に、補正予算の説明に移らせていただきます。

資料ナンバー4、議第20号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から4億8,674万8,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を110億7,017万7,000円とするものでございます。主な内容につきましては、経費節減と入札による請負差金等の減額、財源更正となっております。

繰越明許費につきましては、基盤整備促進事業(大桜地域)の工事について、地元要請の調整に日時を要したための事業遅延分を初め、未整備森林緊急公的整備導入モデル事業につきましては、対象森林の確定に日数を費やしたことによる事業遅延分、また、継続事業であります公共林道開設の事業(林道日永線)の切り土のり面勾配の変更や路側擁壁の施工方法の検討による事業遅延分、同じく継続事業ふるさと林道開設事業、林道高田・斧田線の工法再検討による事業遅延分を、翌年度に繰り越そうとするものでございます。

債務負担行為の廃止につきましては、今年度庁舎事務機器のリース契約を予定しておりましたが、経費節減を図るため、新たな契約を取りやめたことにより、債務負担行為を廃止するものでございます。

地方債補正の追加につきましては、県営かんがい排水事業負担金負担事業の事業費確定に伴い、財源として一般公共事業債を借り入れるもので、変更につきましては、それぞれ事業費の減額及び国庫補助等財源の変更に伴い、補正を行うものでございます。

歳出における主な増額補正につきましては、人件費の抑制を図るために進めている勧 奨退職者に係る退職手当組合への負担金978万円、例規集更新に伴う消耗品費と委託料を 合わせて333万6,000円、土地開発基金が所有している一部用地について、今後の利用目 的を考慮したことから、普通財産として所有し処分するほうがよいと考えられ、用地買 収費を1,867万4,000円計上し、医療費の伸びにより不足する重度心身障害老人特別助成費552万5,000円等を計上いたしております。

歳入につきましては、大半が事業の確定等に伴う補正でございますが、増額の主なものにつきましては、自主運行バス運行費補助金212万1,000円、重度心身障害老人特別助成金276万2,000円、岐北厚生病院MR I 導入設置補助及び山県市内観光ツアー等に係る県の市町村振興補助金1,026万3,000円等を計上いたしております。

次に、議第21号 平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から1,478万9,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を31億1,462万7,000円とするものでございます。

歳出の増額につきましては、国保新システム導入に伴う委託料105万円のほか、見込みによる退職被保険者等療養給付費4,697万2,000円などを計上し、減額補正の主なものは、 見込みによる退職被保険者等高額療養費979万6,000円、老人保健医療費拠出金646万9,000円、保険財政共同安定化事業拠出金4,312万2,000円となっております。

歳入につきましては、一般被保険者国民健康保険税の減額見込みと、退職被保険者等 国民健康保険税の増額見込み、また、歳出見込みに合わせて国庫支出金等歳入の補正を 行っております。

次に、議第22号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額はそのままに、歳入科目の変更を行うものでございます。内容につきましては、介護予防サービス計画手数料について、当初の見込みよりも329万2,000円減額になるため、不足する事業費について、一般会計からの繰入金329万2,000円を増額計上するものでございます。

議第23号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から71万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を1億1,370万円とするものでございます。

歳出の内容につきましては、施設改善工事の発注者が市から県に変わったことから、 工事費71万円が不要となるため、あわせて歳入の県補償金を同額減額補正するものでご ざいます。

議第24号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額から283万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を4億6,375万7,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、平成19年度の消費税の中間申告額が確定したことによる 消費税133万円の減額と、見込みによる電気料金150万円の減額補正を計上し、歳入につ きましては、新規加入負担金の増額による288万7,000円の増額補正と、財源調整による 一般会計繰入金571万7,000円を減額補正しようとするものでございます。

次に、議第25号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額から1億830万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を13億9,204万9,000円とするものでございます。

地方債補正の変更につきましては、事業費確定に伴う変更でございます。

歳出の補正につきましては、事業費の確定による工事請負費等の減額補正と、決算見込みによる地方債償還利子369万8,000円の減額補正を行うもので、歳入につきましては、この事業費減に伴う国庫補助金の減額や地方債の限度額の変更、消費税の確定による923万円の還付金、それらの財源調整による一般会計繰入金5,772万5,000円の減額計上をいたしております。

次に、議第26号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出の予算から231万1,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を2億8,869万9,000円とするものでございます。

歳出につきましては、利用者が増加したことによるインターネット業務委託料1,054 万円の増額、見込みによるNHK衛生カラー団体取扱受信料1,285万1,000円の減額を補 正するもので、これにあわせ歳入の補正を計上し、財源更正として一般会計繰入金584 万6,000円を減額計上いたしております。

議第27号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)につきましては、収益 的収入の給水収益の減額と事業費の確定に伴い、資本的収入と支出を補正するものでご ざいます。

資本的収入につきましては、県の河川改修や道路工事に伴う配水管等移設補償金583 万8,000円も計上いたしております。

次に、議第38号 南山辺地総合計画の策定につきましては、平成19年度で現在の南山辺地総合計画が終了いたしますので、新たに計画を策定するものでございます。内容的には市道の辷石線、南山線、平線の3路線の整備についてでございます。

以上をもちまして提出案件の御説明を終わりますが、よろしく御審議を賜りまして、 適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。 ありがとうございました。

○議長(村瀬伊織君) 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。 お諮りをいたします。議案精読のため、あす4日より9日までの6日間、休会といた したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、あす4日より9日までの6日間、 休会とすることを決定いたしました。

10日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。大変御苦労さまでございました。 午後2時23分散会

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 3月10日 (月曜日)

○議事日程	第2号	平成20年3月10日
日程第1	質 疑	
	議第3号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
		一部を改正する条例について
	議第4号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
		条例について
	議第5号	山県市特別会計条例の一部を改正する条例について
	議第6号	山県市税条例の一部を改正する条例について
	議第7号	山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
	議第8号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
		例について
	議第9号	山県市後期高齢者医療に関する条例について
	議第10号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ
		NT
	議第11号	山県市企業立地促進条例について
	議第12号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一
		部を改正する条例について
	議第13号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
		について
	議第14号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
	議第15号	山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
	議第16号	山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
	議第17号	山県市下水道条例の一部を改正する条例について
	議第18号	山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
		正する条例について
	議第19号	岐北衛生施設利用組合規約の変更について

議第20号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号)

	議第21号	平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
	議第22号	平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議第23号	平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議第24号	平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
	議第25号	平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議第26号	平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
	議第27号	平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)
	議第28号	平成20年度山県市一般会計予算
	議第29号	平成20年度山県市国民健康保険特別会計予算
	議第30号	平成20年度山県市老人保健特別会計予算
	議第31号	平成20年度山県市介護保険特別会計予算
	議第32号	平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
	議第33号	平成20年度山県市簡易水道事業特別会計予算
	議第34号	平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
	議第35号	平成20年度山県市公共下水道事業特別会計予算
	議第36号	平成20年度山県市高富財産区特別会計予算
	議第37号	平成20年度山県市水道事業会計予算
	議第38号	南山辺地総合計画の策定について
日程第2	委員会付託	
	議第3号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
		一部を改正する条例について
	議第4号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
		条例について
	議第5号	山県市特別会計条例の一部を改正する条例について
	議第6号	山県市税条例の一部を改正する条例について
	議第7号	山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
	議第8号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
		例について
	議第9号	山県市後期高齢者医療に関する条例について
	議第10号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて

議第11号 山県市企業立地促進条例について 議第12号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例について 議第13号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について 議第14号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について 議第15号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について 山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について 議第16号 議第17号 山県市下水道条例の一部を改正する条例について 議第18号 山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改 正する条例について 岐北衛生施設利用組合規約の変更について 議第19号 議第20号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号) 平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 議第21号 議第22号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号) 議第23号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) 議第24号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) 議第25号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号) 議第26号 議第27号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第3号) 議第28号 平成20年度山県市一般会計予算 平成20年度山県市国民健康保険特別会計予算 議第29号 議第30号 平成20年度山県市老人保健特別会計予算 平成20年度山県市介護保険特別会計予算 議第31号 議第32号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計予算 議第33号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計予算 議第34号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計予算 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計予算 議第35号 議第36号 平成20年度山県市高富財産区特別会計予算 平成20年度山県市水道事業会計予算 議第37号 議第38号 南山辺地総合計画の策定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

質 疑	
議第3号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
	一部を改正する条例について
議第4号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
	条例について
議第5号	山県市特別会計条例の一部を改正する条例について
議第6号	山県市税条例の一部を改正する条例について
議第7号	山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
	いて
議第8号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
	例について
議第9号	山県市後期高齢者医療に関する条例について
議第10号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ
	いて
議第11号	山県市企業立地促進条例について
議第12号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一
	部を改正する条例について
議第13号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
	について
議第14号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第15号	山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市下水道条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
	正する条例について
議第19号	岐北衛生施設利用組合規約の変更について
議第20号	平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号)
議第21号	平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議第22号	平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)
議第23号	平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

議第24号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議第25号	平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議第26号	平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
議第27号	平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)
議第28号	平成20年度山県市一般会計予算
議第29号	平成20年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第30号	平成20年度山県市老人保健特別会計予算
議第31号	平成20年度山県市介護保険特別会計予算
議第32号	平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第33号	平成20年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第34号	平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第35号	平成20年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第36号	平成20年度山県市高富財産区特別会計予算
議第37号	平成20年度山県市水道事業会計予算
議第38号	南山辺地総合計画の策定について
委員会付託	
議第3号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
	一部を改正する条例について
議第4号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
	条例について
議第5号	山県市特別会計条例の一部を改正する条例について
議第6号	山県市税条例の一部を改正する条例について
議第7号	山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
	いて
議第8号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
	例について
議第9号	山県市後期高齢者医療に関する条例について
議第10号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ
	いて
議第11号	山県市企業立地促進条例について
議第12号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一
	部を改正する条例について
議第13号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第2

について

議第14号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第15号	山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市下水道条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
	正する条例について
議第19号	岐北衛生施設利用組合規約の変更について
議第20号	平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号)
議第21号	平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議第22号	平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)
議第23号	平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
議第24号	平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議第25号	平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議第26号	平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
議第27号	平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)
議第28号	平成20年度山県市一般会計予算
議第29号	平成20年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第30号	平成20年度山県市老人保健特別会計予算
議第31号	平成20年度山県市介護保険特別会計予算
議第32号	平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第33号	平成20年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第34号	平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第35号	平成20年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第36号	平成20年度山県市高富財産区特別会計予算
議第37号	平成20年度山県市水道事業会計予算
議第38号	南山辺地総合計画の策定について
議第39号	山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例について
質 疑	

○出席議員(17名)

日程第3

日程第4

1番 石神 真君 2番 杉山正樹君

4番 関 律 子 君 5番 夫 君 尾 横 山 哲 6番 宮 田 軍 作 君 7番 田 垣 隆 司 君 春 男 10番 河 或 昭 君 11番 影 Щ 君 口 利 テル君 男 君 12番 後 藤 13番 谷 村 松 寺 町 知 君 16番 中 枝 君 14番 正 田 静 17番 六 君 明 君 藤 根 員 19番 小 森 英 20番 村 瀬 伊 織君 21番 大 西 克巴君 22番 久保田 均君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長 平 野 元君 副市長 嶋 井 勉 君 教育長 正 男 宏優君 森 田 君 総務部長 林 市民環境 保健福祉 松影 康司 君 笠 原 秀 美 君 長 長 部 部 基盤整備 産業経済 土 井 誠司 君 梅 田修一 君 部 長 教育委員会 事務局長 恩 田 消防長 野 敏 信 君 健 君 上 総務部次長 田中公治君

○欠席した者の職氏名

会計管理者 長屋義明君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 舩 戸 時 夫 書 記 髙 橋 幸 弘

書 記 堀 達 也

午前10時00分開議

○議長(村瀬伊織君) ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりま すので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

○議長(村瀬伊織君) 日程第1、質疑。

質疑は、3日に議題となりました議第3号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、議第38号 南山辺地総合計画の策定についてまでの36議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順位より順次発言を許します。

通告順位1番 杉山正樹君。

○2番(杉山正樹君) それでは、お尋ねをいたします。

山県市予算書、資料ナンバー5、一般会計歳出、116ページ。林業費の緑資源幹線林道 負担金補助及び交付金、関ケ原・八幡線の件でございますが、727万1,000円についてお 尋ねをいたしますが、これにつきましては19年度にも705万円の予算計上がありましたが、 この実行はいかがされましたか。また、20年度にも予算が組まれておりますが、緑資源 機構の現在の状況と今後の動向予測等に、さらにこの負担金設定はいつまで続くことに なるのかをお尋ねをいたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) お答えいたします。

まずもって、緑資源の今後の整備の関係と経緯の関係でございますが、平成19年度をもって緑資源機構は廃止をされるということでございます。林業の事業は平成20年度、来年度でございますが、来年度からは実施主体を地方公共団体とするという方向でございます。それで、その整備の方向は、地方公共団体は各区間ごとに必要性を検証しつつ、補助事業として実施をしていくと、そういう考えでございます。

そして、今言われた、もう一点の経費の関係でございますが、緑資源機構の経費の関係は、事業費の5%相当を助成して受益者組合が支払っている関係上、平成19年度も700万ほどの金額が支出されます。そして、将来いつまでこの支出が伴うかと申しますと、予測では平成40年まで、この支出が伴う予定でございます。

以上でございます。

○議長(村瀬伊織君) 杉山正樹君。

- ○2番(杉山正樹君) そういたしますと、今後40年までの償還分は5%として大体お幾 らになるのか。さらに、事業着手はどのぐらい19年度までになされたのか。そして、こ れが今後岐阜県に、この評価がまた検討されるということでございますが、その辺のと ころにつきまして、再度お尋ねをいたします。
- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) お答えいたします。

平成40年度までの賦課金の納付の状況でございますが、予測では、総額にしますと1 億2,300万円余が償還の額でございます。

もう一点の、県のいろいろな関係でございますが、県議会のほうの答弁では、新年度 事業評価監視委員会というものを県のほうで設置いたしまして、その中で事業効果の高 い順から整備をしていくということですから、表現としましては関ケ原・八幡の美山区 間がそこに入るかどうかは、今の時点ではわかりませんが、方向としては、山県市から も県事業で、新年度のほうで事業の補助事業としてやっていただきたいという思いでご ざいます。

ただ、緑資源機構は廃止になりましたが、2年間は緑資源の継承法人と申しまして、独立行政法人の森林総合研究所というところが全国のやりかけたというか、着手した工事区間の完成を行いますから、流れとしては継承法人が2年間国費で完成を目指して行いますから、平成20年度は県の補助事業といえども、まだ国のほうに20年度概算要求をしておりませんから、20年、21年はその継承法人が全国の手をつけた区間の状況を費用対効果を見ながら整備をするという方針でございますから、補助事業として実際山県市の関ケ原・八幡線が採択なるというのは、ちょっと先の話になると思いますが、いずれにしても、20年、21年、それ以降、事業としては今の現在の美山工区約7.9キロございますが、そこの区間の事業は進めていくというふうに市長も要望していくということを言っております。ちなみに、その7.9キロの進捗率でございますが、28%でございます。残りが72%。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 杉山正樹君。
- ○2番(杉山正樹君) そういたしますと、5%の負担金が1億2,300万ということは、この事業の総額は約24億6,000万というふうの解釈でよろしいんでしょうか。

そして、また、この緑資源機構の廃止により、事業が廃止をされました。すると、やりかけの事業の後始末、そんなところは特に災害に対する影響等については、今どのような状況でしょうか。

また、20年度に岐阜県が事業評価をして事業の継承を検討されるということでございますが、山県市としては林道事業の検討段階での要望等の働きかけをどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) お答えいたします。

先ほど言われました緑資源関連の関ケ原・八幡の美山工区の事業費でございますが、おおむね今議員おっしゃられましたような24億から25億の金額でございます。そして、今後の事業のやりかけというか、現在着手した区間でございますが、ちょっとどういう説明が適切かわかりませんが、緑資源は廃止になって国の補助事業でやるとはいえ、先ほど申しましたように、継承法人が2年間は後の完成に向けてやりますものですから、それはいいんですが、ただ全国、県内でもそうですが、すべての箇所が継承法人によって完成に持っていくかどうかというのは現在のところまだ明確になっておりません。と申しますのは、事業効果の高いところをやはり独立行政法人のほうもいろいろ調査をして順次入ると思いますし、県の補助事業に関しましても効果を検討する、先ほどの評価検討委員会なるものを立ち上げて、そこの中で箇所を絞っていくという話でございますから、話としてそういうふうで流れていくではあろうということでございます。

ちなみに、関ケ原・八幡の美山工区の要望に関しましては、市長も常に県の森林整備 課を通じていろいろ災害時の、現実災害時にいろいろ土石流で一部路肩の部分が崩落し たことがございますから、その部分を県を通じて緑資源に要望しまして、その都度修繕 を行ってまいっております。

今後は、今はちょっと入り口、出口と中の部分だけ工事が入っていますから、それを 1本につなぐというのに向けてまた対応していきますから、どうかよろしくお願いいた します。

- ○議長(村瀬伊織君) 杉山正樹君の質問が終わりました。続きまして、通告順位2番 横山哲夫君。
- ○5番(横山哲夫君) 発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、資料ナンバー4番の6ページ、繰越明許費のうち基盤整備促進事業(大桜)、 それから、ふるさと林道開設事業(林道高田・斧田線)。これが繰越明許でそれぞれ金 額が挙げられております。これの繰り越しについて、詳しい内容をお聞かせ願いたいと 思います。

○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。

○産業経済部長(土井誠司君) お答えいたします。

まず、繰越明許の基盤整備促進事業でございますが、これは大桜地区の事業でございます。これの主な繰り越しの理由でございますが、この事業、5カ年事業入っておる今年度が最初の事業でございますが、地元説明の要望等がありまして、その調整に向けてちょっと不測の日時を要したということでございます。そして、要望とかその調整という内容につきましては、例えば水路の取りつけ位置の軽微な修正とか調整、仮設道路の場所の調整等がございます。そして、当初から織り込み済みではございましたが、ここは非常に地盤がある程度、蛸田の辺は粘土層でございまして、それもいろいろ工事に関しましての日数が予定よりちょっとかかったということでございます。

そして、もう一本でございますが、ふるさと林道開設工事。これは高田と斧田区間で ございますが、これは今年度基本的には繰り越しをかけて終了する予定でございます。 最後に接道をします工法に非常に時間を要したというのが、この繰り越しをする原因で ございます。

それで、戻りまして、大桜地区の繰越期間は5月30日までの2カ月間をお願いするものでございます。そして、ふるさと林道の高田・斧田は8月31日までの5カ月間をお願いするものでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 横山哲夫君。
- ○5番(横山哲夫君) ふるさと林道開設事業について、梅原側の傾斜の問題でおくれて いるようなこともお聞きしましたけども、その辺の問題はちょっとお聞きしたいと思い ます。

よろしく。

- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) お答えいたします。

ふるさとの工事ですけど、今議員おっしゃいますように、梅原側の区間延長170メートル余が工事区間でございますが、鶏のひなを生育して親にするという中で非常に車の照明とかライトとか大きな騒音がひなによくないということで、いろいろ調整をしておりまして、おおむね内諾というか、了承いただきましたものですから、これより工事に入らせていただくと、そういう予定でございます。一応、基本的には了承いただいております。

- ○議長(村瀬伊織君) 横山哲夫君。
- ○5番(横山哲夫君) 8月31日までに工事が終わるという予定ですので、私も地元で今

年度で終わるということをお話ししてきまたので、その内容をお聞きしたということで、 次の質問に移らせていただきます。

資料ナンバー5番の159ページ、一般会計予算の中の地区公民館、高富地区に関してでありますが、利用方法が変わるということで、この辺の利用の方法と、高富地区の範囲、どこまでやられるのか、それから、それによって生ずるメリット、デメリット、また、予算がどのぐらいこれについて削減できるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

- ○議長(村瀬伊織君) 恩田教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(恩田 健君) お答えいたします。

高富地区の5地区公民館につきましては、本年度までは公民館主事が不在の場合は、 シルバー人材センターに管理人を委託しておりました。20年度からは、シルバーへの委 託を廃止して、公民館主事が不在のときはかぎ管理方式とするものでございます。

利用方法につきましては、利用者は公民館使用日に公民館近くのかぎの管理人宅でかぎを借りまして、使用後は施錠し管理人宅へかぎを返していただくというものでございます。

公民館の使用に当たりましては、空調設備の利用の場合は操作手順に従って本人で行っていただく。使用する部屋等につきましては、机やいすの整頓、部屋の清掃等を行う。 複数の団体が使用している場合は、帰るときには声をかけて帰ってもらう。最後の使用 団体は、空調、照明等の確認をして、所定の場所に置いてありますかぎで施錠し、かぎ 管理人宅へ返していただくというものでございます。

メリット、デメリットにつきましては、それぞれあるかと思いますけども、美山地区 の公民館と同様、市内統一をした形で管理運営を行っていきたいと考えております。な お、公民館主事の勤務日の柔軟な対応によりまして、利用者になるべく負担のかからな いようと考えております。公民館主事の勤務日につきましては、事前に公民館に表示し たいと思っております。

経費の削減についてでございますけども、シルバー人材センター管理委託分が436万円、 今後のかぎ管理者謝金が40万8,000円で、差し引き395万2,000円ほどの削減となります。 以上でございます。よろしくお願いします。

- ○議長(村瀬伊織君) 横山哲夫君。
- ○5番(横山哲夫君) ありがとうございました。

そうすると、公民館を借りる場合は主事さんの勤務日を見て、それでそのときにいついつ借りるということでやるというふうに私は理解しましたけど、それでよかったですか。

- ○議長(村瀬伊織君) 恩田教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(恩田 健君) お答えします。

申請につきましては、主事の勤務日に出していただくのと、主事が不在の場合は申請 書をその公民館に置いておきますので、書いてそこへ出しておいてもらって後日確認を するということになるかと思います。

よろしくお願いします。

- ○議長(村瀬伊織君) 横山哲夫君。
- ○5番(横山哲夫君) わかりました。ありがとうございました。 それでは、次、同じくで175ページ、市内遺跡発掘調査の場所、調査内容をお聞かせ願いたいと思います。
- ○議長(村瀬伊織君) 恩田教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(恩田 健君) お答えいたします。

平成20年度に史跡発掘調査の計画はございません。新年度予算に計上してあります作業員賃金等140万9,000円につきましては、文化財保護法によりまして埋蔵文化財宝蔵地内で公共事業及び民間での開発事業が行われる場合、事前に調査を行い、史跡の範囲、内容を確認する必要がございますので、申請のあった場合を想定しまして、2件分を予算計上させていただきました。

以上です。よろしくお願いします。

- ○議長(村瀬伊織君) 横山哲夫君。
- ○5番(横山哲夫君) ありがとうございました。

それでは、次、議案第34号 平成20年度農業集落排水事業の特別会計のうち、291ページの内容について、市内6施設あるわけですが、接続件数とか接続率、維持管理費、使用料、汚水流入量、それの維持管理費の1戸当たりの管理費は幾らになるか。そこの辺をお聞かせ願います。

- ○議長(村瀬伊織君) 梅田基盤整備部長。
- ○基盤整備部長(梅田修一君) 御質問にお答えをします。

農業集落排水施設、市内 6 施設につきましては、総加入件数が2,544件に対し、接続件数が2,042件で、接続率は 6 施設の平均で80%となっています。また、維持管理費は 1 億5,402万7,000円、使用料は 1 億646万8,000円、汚水流入量は平成18年度実績で84万9,490立米、1 戸当たりの維持管理費は年間 7 万5,400円でございます。

以上でございます。

○議長(村瀬伊織君) 横山哲夫君。

○5番(横山哲夫君) 今6施設のトータルの数字をお聞きしましたが、できたら個別の 施設のものを、後で結構ですのでいただけんかなと思います。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 横山哲夫君、答弁いいですね。
- ○5番(横山哲夫君) 結構です。もらえるかもらえんか、それだけちょっと。
- ○議長(村瀬伊織君) 梅田基盤整備部長。
- ○基盤整備部長(梅田修一君) 承知いたしました。また後日お届をいたします。
- ○議長(村瀬伊織君) 以上で、横山哲夫君の質疑は終わります。続きまして、通告順位3番 藤根圓六君。
- ○17番(藤根圓六君) それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

最初に、資料ナンバー5番のページ17、地方消費税交付金についてお尋ねします。地方消費税の昨年に比べて減ということの根拠と、地方配分比率についてのお尋ねをしたいと思います。減というのは、美山のほうでも今年度大きな会社が統合されたというようなことも原因かと思いますけれども、その辺含めてお尋ねしたいと思います。

- ○議長(村瀬伊織君) 林総務部長。
- ○総務部長(林 宏優君) それでは、地方消費税交付金の減額の理由についてお答えい たします。

御案内のように、消費税は5%でございまして、その5%を国が4%、そして県が1%という割合で割り振ります。そして、その1%の県へ来ました地方消費税は、県税でございますので、1%を県とそれぞれの市町村が2分の1ずつに分けます。市町村の分け方といたしましては、国勢調査の人口と事業所、企業統計の従業員の数によりまして案分をいたしまして、県内の市町村に地方消費税の交付金として交付いたします。そういったことから、今回減額になっておりますけれども、これは当市予算の地方消費税の交付金の積算をそれぞれ県がいたしておりまして、県より20年度の見込み額の通知を受けまして予算を組んでおるわけでございますが、その県の見込んでおります19年度との比較をしてみますと、19年度では205億1,500万円を見込んでおります。それが20年度見込み額は194億3,800万円ということでございまして、前年度に比べますと、おおむね10億7,700万円ほどと大きく減額をいたしております。

減額の理由といたしましては、その消費の動向を考慮した減額でございまして、商品の販売やサービスの提供を受けたその消費税全体がこれだけ減るということでございます。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 藤根圓六君。
- ○17番(藤根圓六君) 消費ということですけども、企業の従業員数ということだものですから、やはり会社が倒産するというのはある程度影響があるということですよね。
- ○議長(村瀬伊織君) 林総務部長。
- ○総務部長(林 宏優君) 先ほど御説明申し上げましたように、企業統計の従業員数により案分されますので、従業員数が減ってまいりますと交付金額は必然的に減額ということになります。
- ○議長(村瀬伊織君) 藤根圓六君。
- ○17番(藤根圓六君) それでは、続きまして、資料ナンバー5番、55ページ、自主運 行バスの負担金補助金についてお尋ねいたします。

自主運行バスの費用は今年度1億1,224万5,000円。内訳については、岐北・板取線が8,796万、ハーバスが3,144万9,000円というふうに概要書のほうには載っておりますけれども、岐北・板取線の中で美山地域分、これが岐北・板取線の中でわかりましたらお尋ねしたいということと、美山地域の皆さんは、平井坂トンネルができることによって循環バスというのを希望しているわけなんですけれども、そこら辺を含めた今後の展望をお尋ねしたいと思います。

- ○議長(村瀬伊織君) 林総務部長。
- ○総務部長(林 宏優君) この自主運行バスの説明につきましては、こちらの5-2の 当初予算の概要を見ていただきますと、概要の14ページでございますけれども、補足的 に説明の数字も入っておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

14ページの、55ページの自主運行バスの補助金といたしまして、1億1,224万5,000円でございます。まず、このそれぞれ補助金につきましては、実施主体が市でないということから補助金ということになっておりますけれども、ここに岐北・板取線とハーバスとそれぞれ走行距離が書いてございますが、これはこの走行距離が両方合計いたしますと47万4,000キロメートルほどになります。これに、国土交通省が定めております東海3県の基準単価というものがございまして、これが1キロ当たり331円80銭ということで、この走行距離にその1キロ当たりの単価を掛けます。そして、それぞれの収入がございますけれども、その収入が合計で4,500万円ほどございます。それぞれの収入につきましては、岐北線が3,200万円と板取線が1,000万円、そしてハーバスが300万円でございます。基準単価から収入金額を引いた金額がこの1億1,224万5,000円となります。

また、右のほうには、県補助金と明示してございまして、2,574万6,000円ということで、これは県からの補助金でございますが、県の補助金につきましても、この474キロに、これは県の単価がございまして、これは1キロ当たり258円を掛けまして、その合計の金額から収入金額の、先ほど御説明申しあげました4,500万円を引きまして、それの3分の1が県補助金ということでございます。ただ、県の補助金につきましては、昨年度と比較しますと600万円ほど、制度が少し変わりまして、大幅に減額になっておりますけれども、そういった形で県の補助金が定められております。運行バスの補助金のそれぞれ積算の内訳はそういったことでございますが、また今後、先ほど岐阜・美山の開通によりますこうした自主運行バスの経路等につきましての御質問につきましては、当初市長の所信表明の中にもございましたように、20年度におきまして市内を循環できるようなバスの運行計画を今いろいろと検討いたしまして、新年度早々には形あるものにいたしまして提案をさせていただく予定となっております。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 藤根圓六君。
- ○17番(藤根圓六君) それでは、資料ナンバー5のページ91、生活保護扶助費について、保健福祉部長にお尋ねいたします。

現在の生活保護扶助費の基準と現在の市の対象数をお尋ねします。

- ○議長(村瀬伊織君) 笠原保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(笠原秀美君) お答えいたします。

生活保護に関しましては、一応生活扶助とか教育、住宅、介護、医療などいろいろな 扶助に分かれておりまして、一概に幾らということはちょっとここで算出することは不 可能だということで、御了解いただきたいと思います。生活扶助の中でも年齢とか家族 構成とか母子とか障害といったようなことで変わってまいります。20年の予算に関しま しては、26世帯34人に対する予算を計上させていただいております。

- ○議長(村瀬伊織君) 藤根圓六君。
- ○17番(藤根圓六君) ちなみに、山県市の場合大体金額的に現在およそ幾らぐらいを。 家族数とか、そういったこともあると思うんですけども、最高額と最低額を教えていた だきたきたい。
- ○議長(村瀬伊織君) 笠原保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(笠原秀美君) 最低最高ということは言いづらいんですけど、大体平均 すると7万円前後だというふうに考えております。
- ○議長(村瀬伊織君) 藤根圓六君。

○17番(藤根圓六君) ありがとうございました。

続きまして、教育費のページ177、概要書のほうのページ23の山県市総合運動場管理費、 指定管理費の増の根拠についてお尋ねしたいと思います。

- ○議長(村瀬伊織君) 恩田教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(恩田 健君) お答えいたします。

予算の一覧表の23ページでございますけれども、前年度が3,900万3,000円、本年度が4,297万5,000円でございます。397万2,000円の増となっておりますが、これは本年度と比較して前年度の3,900万3,000円の中には、総合体育館の職員人件費の2名分の1,458万円、それから指定管理に移行します高富体育館、梅原スポーツランド、大桜グラウンドの光熱水費の232万1,000円、本年度新規の下水道加入金の71万3,000円の3つの合計の1,761万4,000円が含まれておりませんので、こういう減少になります。

それで、指定管理する施設の使用料でございますけども、20年4月からは使用料の改定がございますが、指定管理料の2,925万9,000円はその使用料を差し引いた金額となっております。予算的には、人件費、維持管理費、使用料等すべて含めまして前年度と比較しますと490万円ほどの減額となっております。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 藤根圓六君。
- ○17番(藤根圓六君) 金額的にはわかったわけですけれども、要するに指定管理者制度において、今も申されましたように2人の職員を今度引き上げられるということなんですけども、要するに引き上げるということは、その人数が足りないからまたシルバーなりそういったところにだれか依頼するという形になると、その金額がまた増えるということなんですけども、そういった総合的に判断した場合に、そういった扱いは本当にメリットがあるのかどうかということなんですが、その辺、担当課としてお答え願いたいと思います。
- ○議長(村瀬伊織君) 恩田教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(恩田 健君) お答えいたします。

現在の総合体育館の職員2名につきましては、市の職員の中で市の退職者の補充はしないということで、現在の職員2名につきましては他の部署での勤務ということになります。

なお、総合体育館の今後指定管理をしていきます高富スポーツクラブでの人員については、現状の人員と同じ人員での管理運営となりますので、よろしくお願いします。

○議長(村瀬伊織君) 藤根圓六君。

○17番(藤根圓六君) わかりました。

続きまして、国民健康保険のページ216、保健事業費について、今年度は大幅に減っているわけなんですけども、そういう削減の仕方はどうかと思ったんですけども、これはページ216、資料ナンバー5番、概要のほうですと24ページなんですけども、特定健診事業というのが2段ありますけれども、前年度に比べてこういう分け方をされたのでこういう形になったのかどうかということなんですけど、その辺、お尋ねしたいと思います。

- ○議長(村瀬伊織君) 松影市民環境部長。
- ○市民環境部長(松影康司君) お答えいたします。

国民健康保険の会計でございますが、国保事業が減額になったということでございます。これは議員も御承知のとおり、医療改革制度に基づきまして、平成18年度に制定されました健康保険法等の一部改正を行いましたので、このようになりました。この改革を受けまして、20年度から始まります後期高齢者の医療の確保に関する法律が制定されまして、75歳以上につきましては後期医療制度に設置され、あとの40歳からにつきましては健康診査方式が各医療機関の責務となっておりますので、そのようになりました。したがいまして、今回計上いたしました健康診査につきましては、御存じのように216ページの下段にございます健康事業につきましては、1,304万9,000円が減少しておりますが、上段にございます特定健診事業として新たに1,361万7,000円を計上させていただいておりますもので、合計的には何ら支障はないと思っておりますので、よろしくお願いします。

- ○議長(村瀬伊織君) 藤根圓六君。
- ○17番(藤根圓六君) 以上でございます。
- ○議長(村瀬伊織君) 以上で、藤根圓六君の質問は終わりました。 続きまして、通告順位4番につきましては取り下げがありましたので、通告順位5番 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) 議第28号から37号は新年度の各予算ですけれども、新年度から地方財政健全化法が本格的に適用されるということで、政府のほうから指標を示して各自治体の財政状況を把握し、いろんな圧力にもなってくるかなとは思いますけれども、そういったことで、この地方財政健全化法でこれから示していきます決算、新年度の決算からこれが本格適用にされるということなんですけれども、その示されている幾つかの指標があるというふうに聞いておりますけれど、その指標というのは境界を示す指標だというふうに思いますが、山県市の場合、新年度の予算を執行するに当たって、決算の段階での予測される各数値はどのようなものになるというふうに見ているかというこ

とで、各指標における山県市の数値をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、一個一個言うんでしょうかね。あと、通告のほうでは議第12号のグリーンプラザみやまのほうで、みやま関係の条例の一部改正がありますけれど、これについての利用実態。具体的にその内容はどうなのかということで、お尋ねをしたいというふうに思います。

通告に当たりましてはそれだけですので、とりあえずお願いしたいというふうに思います。

- ○議長(村瀬伊織君) 林総務部長。
- ○総務部長(林 宏優君) それでは、お答えいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、財政の健全化判断比率といたしまして、4つの指標でございますけれども、実質赤字比率と連結実質赤字比率、そして実質公債費比率、また将来負担比率と4つの指標を定めております。平成19年度決算より公表することとされております。この結果、早期健全化基準、あるいは財政再生基準を上回った場合は、それぞれ財政健全化計画あるいは財政再生計画を定めなければならないとされているところでございます。この計画の策定につきましては、平成20年度の決算に基づきまして、平成21年度より義務づけられていることとなっております。

また同様に、公営企業会計につきましても、経営健全化を判断する比率として、資金 不足比率を定めており、経営健全化基準を上回った場合は、経営健全化計画を定めなけ ればならないとされております。なお、公表計画の策定のスケジュールにつきましては、 先ほどと同様でございます。

それでは、まず実質赤字比率につきまして御説明を申し上げます。

実質赤字比率とは、一般会計等を対象といたしまして、繰り上げ充用額等の実質赤字が標準財政規模に占める比率であります。平成19年度において対象となる会計といたしましては、一般会計と地域情報化特別会計であります。この実質赤字比率の早期健全化基準につきましては、財政規模に応じ定められ、平成19年度の山県市における基準は13.8%で、財政再生基準は全国の市町村一律で20%となっております。平成19年度決算の見込みで実質の赤字は生じないことから、この比率はゼロ%と見込んでおります。

次に、連結の実質赤字比率でございますが、先ほどの実質赤字比率の対象を高富財産 区特別会計を除く全会計にした比率でございます。連結実質赤字比率の早期健全化基準 につきましても、財政規模に応じ決められており、平成19年度の山県市における基準は 18.8%、財政再生基準は全国市町村一律で30%であります。この連結実質赤字比率につ きましても、平成19年度決算見込みでは実質赤字は生じないことからゼロ%と見込んで おります。

次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準 財政規模に占める比率であります。実質公債費比率の早期健全化基準につきましては、 全地方公共団体で25%、財政再生基準につきましても、全地方公共団体で35%となって おります。この実質公債費比率につきましては、平成19年度決算見込みで試算すると、 13.4%程度と見込んでおります。

次に、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に 占める比率であります。この実質的な負債につきましては、一般会計等の地方債現在高 や一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる繰入見込み額や退職手当支給予定 額等が含まれております。将来負担比率の早期健全化基準につきましては、全国の市町 村一律で350%となっており、財政再生基準につきましては定められておりません。この 将来負担比率につきましては、今回新たな考え方に基づき導入されました指標であり、 詳しい計算方法は示されておりませんが、平成19年度決算見込みで試算しますと73%程 度と見込んでおります。

最後に、資金不足比率についてでございますが、公営企業会計ごとに資金の不足額の事業規模に占める比率によって算出されます。平成19年度における対象となる会計は簡易水道特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計の4つの会計であります。資金不足比率における経営健全化基準は、全会計とも20%となっております。この資金不足比率につきましては、平成19年度決算見込みでは4会計とも資金不足は生じないことからゼロ%と見込んでおります。いずれにいたしましても、平成19年度決算見込みに基づく試算においては、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準を上回る見込みではありませんが、引き続き健全な財政の堅持に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) お答えいたします。

グリーンプラザみやまの利用実態の関係でございますが、今回条例を改正いたします関係は、利用日が従前の日数でいきますと、158日間というキャンプ場の利用日がこの条例の改正によりまして65日間に営業が変わるということでございます。利用の実態に関しましては、キャンプ場の利用の金額はほぼ18年、19年も横ばいでございますが、基本的にこの事業のキャンプ場の赤字というのは、コテージとキャンプ場が両方ございますが、年間にしますと18年度決算で約570万の赤字でございますが、18年度に限りましては、

そのうちの全額がこのキャンプ場の赤字分でございます。このような観点で、条例の改 正を一部しまして、利用日の日数の削減を図ったものでございます。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君。再々質問ですので、よろしくお願いします。
- ○16番(中田静枝君) 再々、そんなことないでしょう。
- ○議長(村瀬伊織君) 暫時休憩をいたします。

午前10時52分休憩

午前10時54分再開

- ○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) 今御答弁いただきましたけども、地方財政健全化法のほうの答 弁ではわかりやすく答えていただきましたが、市民の皆さんは山県市が夕張のように大 変な財政になってしまうんじゃないかということで非常に心配をしておられるわけなの で、今の御答弁の内容ではそんなことはないよというふうに受けとめましたけれども、 そこら辺はどうなんでしょうか。
- ○議長(村瀬伊織君) 林総務部長。
- ○総務部長(林 宏優君) それぞれ毎年度、その予算の内容を精査いたしまして、先ほど申しましたように財政の健全化に努めているところでございます。
- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) グリーンプラザみやまのほうの関係なんですけど、御答弁では キャンプ場のほうの赤字が全部だというふうにおっしゃったんです。コテージ村のほう の期間については、同じ短縮になるんじゃないかというふうに思うんですけど、どうな んでしょうか。
- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) お答えいたします。

今回の議第12号のグリーンプラザみやまの設置管理条例の一部改正でございますが、 内容はキャンプ場の営業日の短縮でございます。それで、19年度、今年度でございます が、このみやまのキャンプ場は4月の最終土曜、それから9月末日までの間、先ほど私 言いました158日間を見ますと、夏休み前、ゴールデンウイークを除きましては、土曜日 の宿泊以外はほとんどない状態でございます。9月につきましても、前年までに平日利 用も、多少はございますが、もう後半の土曜日の宿泊以外はほとんどないというのが実 情でございます。このような観点から、今の条例の改正の案でございますし、コテージ 村に関しましては、平成12年にオープンしまして、この条例の改正の中では何ら改正を 行っておりませんので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) 今具体的に、コテージ村のほうは変わらないということで、キャンプ場のほうの赤字が問題なんだということで、土日以外がほとんど利用がないという御答弁だったんですけれど、土日に利用があるということが大事なんではないかなと思うんですけれど、ふだんは平日には利用がないのは普通ではないかなと。多分当初もこのキャンプ場を計画された旧美山町のほうの予想でも、それは当然のこととして計画されたんじゃないかなと思いますので、土日にキャンプ場利用というのは今の社会生活のあり方では普通ではないかなと思うんです。そこら辺はどうなのかなということと、それから、あと赤字の570万円というのが言われておりますけれど、それは土日は開くということでこの赤字を実質的に縮めていくというような方法はほかにはないのでしょうか。日数を減らしてしまうということ以外にはないのでしょうかね。
- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) お答えいたします。

先ほど私が営業日に関しまして、基本的には宿泊は土日じゃなくて土曜日だけしかご ざいませんから、土曜日だけでございます。その関係で、夏休みやゴールデンウイーク 以外は土曜日しか非常にお客の入りがよくないということでございます。

キャンプ場の関係の人数でございますが、19年度で、これは3月1日現在ですけど、延べ人数で7,877人キャンプ場のほうに来ていただいておりますが、基本的に施設をお借りいたした方が1名という数え方でなしに、利用者数でいっていますから、非常にそういう中でリピーターさんも少ないという状況でございますから、今回このようにお願いをするものでございます。

○議長(村瀬伊織君) 以上で、中田静枝君の質問は終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で15分まで。

午前11時00分休憩

午前11時15分再開

- ○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。続きまして、通告順位6番 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) それでは、通告した議案質疑ということでいきます。一応通告

順にいきたいと思いますけれども、まず、資料の1、提出議案集の12ページの後期高齢者の医療に関する条例ということで、新しい制度です。これについてですけれども、これはいろんな議論が出ていて、国で新しく法律をつくったという状況で、しかしまだスタート前、直前にしていろんな議論があるということ。例えば、新聞報道では、県内の市議会でもこの制度についての廃止をということを、いわば政府・与党の自民党系の会派から出て可決した議会もあるというふうに報道されています。そういったいろいろな市町村の現場の状況について、山県市の担当部局としては一体どういう見解をもって今臨もうとしているのかお聞きしたい。

- ○議長(村瀬伊織君) 松影市民環境部長。
- ○市民環境部長(松影康司君) お答えします。

今の寺町議員が申し上げましたように、この内容等につきましては新聞等で知っておりますが、他市のことでございますので私から申し上げることはできませんが、当市の見解につきましては、後期医療制度は平成18年6月21日制定され交付された健康保険法の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される後期高齢者の医療の確保に関する法律により国レベルで準備がなされてきた、平成20年4月1日から施行されることが決定済みでございます制度でございまして、後期高齢者の医療の確保に関する法律を初め、岐阜県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する法律に従いまして、本市におきましても今定例会に山県市後期高齢者医療に関する条例または予算について上程しておりますが、それにのっとりまして、私どもにつきましては、それに事業を遂行してまいりたいと思います。

よろしくお願いします。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 若干市の見解がありましたけれども、法律ができたということの説明もありました。それで、政府の与党は法律はつくったけれども、直後に負担増を半年から1年半凍結する方針というのをあらわしたわけですよね。そして現在に来ている。激変緩和措置もということの話もあったんですが、それは今どういうふうに認識をしたらいいのか。あるのかないのか、あるいはいつまでなのかというところ。

それと、もう一点ですけれども、2月25日でしたか、国会では参議院が、いわゆる野党が優勢で、そこの野党の4党共同で法律の廃止を求める法案を出したわけですけれども、御承知かと思いますが、そういった状況の中で果たしてすんなりと進んでいくのかなと。まだ国会中ですから、そのあたりはどういうふうに予測されているんでしょうか。

○議長(村瀬伊織君) 松影市民環境部長。

○市民環境部長(松影康司君) お答えします。

さっきの削減の関係でございますが、生活実態に配慮した経営措置が講じられておりまして、所得の状況により国保と同様に均等割が7割、5割、2割と3段階に軽減があります。それから、今まで社会保険や国民健康保険組合の被保険者として保険者が負担となってきた方につきましては、軽減として、後期高齢者に加入されてから2年間は所得割の保険料が付加される。均等割についても、5割軽減を実施するほか、平成20年度限りの措置といたしまして、4月から9月までの半年間は保険料無料に、以後10月から21年3月までの期間につきましては、年間で均等割の20分の1のみの負担をする追加軽減を行っている段階でございます。

それから、2点目につきまして、2月25日の政府の見解でございますが、私どもは私 どもなりに、先ほど答弁しましたように、その事業を進めてまいりたいと思っています。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 行政としては、政府がこうだという以上仕方ないということは わからんわけじゃないので、水かけ論になりますから、とりあえずこの問題は再々質問 はしませんけれども、非常に流動的であるし、いわゆる与党あるいは行政関係者の中で も非常に心配をしている、制度の問題を考えている人は多いということを常に頭に置い て進めてほしいなということだけ申し上げます。

次に、通告の2番目ですけれども、資料1の21ページ、企業立地促進条例についてですけど、これも新しい条例ということでお聞きしたいわけです。初めてこれをずっと見て、当初その方向とは聞いていたんですが、そのときに認識したのは、私はいわゆる現在市内にない企業が新たに参入する、誘致すると、そういう場合についてのものかなというふうにとらえていたんですが、これを私の目で見る限りは、どうも現在市内にある企業が増設する、あるいは市内で移設する場合にも、新設はもちろんですけど、そういうことも含めてあるように読みとるわけです。そういうふうな認識、つまり現在の山県市内にある企業がすべて対象になるのかなと。そのあたりはどう認識したらいいでしょうか。基本的な説明ですね。新規だけなのか、現在市内にある企業もあるいは増設もなのかということ。そして同じことは従業員についても言えるわけですね。そのあたりの説明をお願いしたい。

- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) お答えします。

今回の企業立地推進条例の内容でございますが、今言われますように、市内にある企業もこの条例の中で対応してまいるということでございます。そして、奨励のほうの雇

用奨励金に関しましては、対象は市内に住所を有する方が対象でございます。 以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 全国、企業を誘致しようということでこの種の条例はあちこちがつくっているわけですけど、そうすると、既にその当該自治体の中に以前からある企業も対象にするというのは普通のパターンなのか、少ないほう、珍しいほうなのか、十分調査されたと思うんですが、どういう位置づけと認識したらいいのでしょうか。

それから、従業員についてということですけれども、市内在住の従業員ということで、新しい企業も今まである企業もということになるわけですね。要は、新規に雇用の増加があった場合にすべて対象になると通常に考えたらいいのか、何かもう少し制限がかかった雇用促進の奨励金であるのかというところですね。あるいは当然ある時期、例えば、3カ月とか半年、1年でまた減らしますといった場合に、それも対象として奨励金はそのままとして行きっ放しなのか、ある程度の短期いわば事情変更があったら返してもらうのかという、その辺の運用はどうなんでしょうか。

- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) お答えいたします。

この条例の位置づけとか認識でございますが、わかりやすく申し上げますと、新規の場合でございますが、山県市内に工場等を有しない人が新たに事業を始める場合がまず新規でございます。そして、市外の方が工場等を建てる場合も新規の扱いでございますし、条例にもございますように、既存の事業者が異なる事業を新しく始める場合も新規になります。例えば、既存の製造業の方が山県市内で製造業以外の運輸業を設立した場合は、この新規の例に入ると、そういうわけでございます。既存の場合の増設、移設でございますが、わかりやすく説明しますと、既存の場合の増設というのが、現在操業している工場等を拡充、拡大する場合、言葉のとおりでございますね、工場等を増設する場合は増設。そして、別のところに同じ業種の工場等を建てる場合、隣接する敷地に建てる場合、これも増設という扱いでございます。移設に関しましては、市内に工場等を有する方が市内の他の場所に移転することを移設という位置づけにしております。例えば、市内で現在工場等をやってみえる方が、その工場を畳みまして別の土地のところに新しく同じ業種をやる場合が移設という扱いでございます。

あと、奨励金の交付基準の関係でございますが、議員おっしゃるように、県内特にどこの市町も企業誘致の奨励金のほうが活発でございますが、工場等を設置した場合は、 基本的に固定資産税3年付加されたものを還付するという方向でございますし、雇用促 進奨励金は営業して1年後に常時雇用された方がまだ就労しているという場合は、1人につき10万円を100人の限度までお支払いするというものでございます。この雇用奨励金に関しましては、創業後1年経過した年が対象だけでございますから、そういう対応でございます。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 通常だということですね。それで、今の1年以上の雇用があったときということで、確認ですが、1年以上の確認する時点、1年というところがあるわけですけど、そこではちゃんと確認できたと。それ以後に何らかの事情、特定の意図かもしれないけど、やっぱり減らしたというときは、1年を経過していればそれはもうそれでいいのかということですね。一種のトリックのおそれです。

それから、もう一つ、基本的に従前の市内の企業も対象ということ、雇用についてもそうですね。ということは、市の全体、市の収入ですね、企業からの税収など。そのあたりについては、これを定めることによって、少なくとも従来はなかったわけですから、新しく工場を動かす、つくるとかというそういったことを伴って、市の収入というのはどういうふうに予測したらいいんでしょうか。従来よりは減るのか、別に最終的に増えるのか、どういうふうに考えているんでしょうね。

- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) お答えいたします。

今山県市のこの企業立地推進条例に関係しているのは、収入のことでございますが、企業立地する場合、単なる外部から企業を立地するだけではなく、誘致をして他の企業にも相乗的にいろんな効果が図れるということも1つの目的でございますから、これを行って企業は誘致成ったから市の持ち出しが多くなるということとか、収入が増えるということは、ちょっと短期には今すぐはそういう試算とか予測は出しにくいんでございますが、企業を誘致していろいろな工業団地的なものを造成するという話になれば、それはもちろん中期的には大きなお金が必要かと思いますが、それも将来を見て、また東海環状とか高規格道路を見ながら、そういうものを進めていくというのが、またいろいろな山県市のまちづくりにはいい面も多々あるというふうに思っております。

そして、予測に関しましても、市長が提案説明の中でも申しましたように、20年度からは副市長を中心にしまして、関係部長等でいろいろな推進室を設置していろいろ対応していくと、そういう考えでございますから、ちょっと市の収支関係や収入、収支に関係しましては明確なことは今言えませんが、以上のような考えでおります。

よろしくお願いします。

- ○14番(寺町知正君) 雇用についての1年を過ぎてぱっと減らしたら。
- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) 基本的にこの条例に関しまして、施行規則ももう準備してございますが、基本的に1年経過してその方が雇用としてやめられても、条例としては雇用の奨励金をお支払いしていくと、そういう考えでございます。
- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) それでは、次に行きますけど、同じく資料1の32ページですけど、議第17号の下水道条例の改正ということですね。これは認定工事店をということの制度化というふうにとります。それで、お聞きしたいところ、まず、役所がこの認定について、条例ができる前から事前に業者の人たち、特定のあるいは組織と調整をしているのかな、していないのかなというところをお聞きしたいですし、それから、これは新聞折り込みで、たしか先週かな、2週間ぐらい前に入ったんですけども、ぱっと見たときに見積もり無料、工事費格安とか書いてある、何となくよくある何とか業者かなと思って見ていたら、山県市管工事組合員(山県市指定名簿一覧)として、いわゆる市内の業者の人たち20社ぐらいが書いてあるんですね。これは、市は把握しているのか、あるいは市が勧めたのかということですね。いかにもこれを見ると、少なくとも市がお勧めでやっているというふうにとれるんですけれども、そのあたり、市の認識はいかがでしょうか。
- ○議長(村瀬伊織君) 梅田基盤整備部長。
- ○基盤整備部長(梅田修一君) 御質問にお答えをいたします。

今回の下水道条例の一部改正でございますけれども、認定業者の認定手数料、これを 1万4,000円徴収をするという条例改正でございますけども、現在は農業集落排水施設の 認定業者、これは個人の宅内工事を適正に施工するために業者を認定して、その業者に 宅内工事をやってもらうというような制度で、農業集落排水施設は進めておるんですけ ども、現在は 1万4,000円というのは手数料は徴収いたしておりません。それで、今回この条例改正を提案させていただきましたのは、この公共下水道の 4 月からの一部供用開始を受けまして、20年度の業務を検討する中で、この下水の宅内工事を適正に施工する ための施工業者の認定に当たっては、認定申請に係る審査及び認定書の発行、それと認定業者への諸連絡、また認定業者を対象とした講習会などの経費が必要となるというようなことと、それから、県内他市のほとんどの市が認定手数料を徴収しておることなどを考慮いたしまして、今回この認定に係る手数料を徴収する条例改正を提案させていた

だいたわけでございますけども、事前に業者との調整はいたしておりません。

それと、宅内工事の施工につきまして、業者のほうでチラシが配布をされておるというようなことでございますけども、この内容については特に把握はいたしておりません。 それで、事前に議員のほうから質疑の項目が出ておりますが、工事店ごとの工事内容に対する価格のばらつきへの懸念というようなことでございますけども……。

- ○14番(寺町知正君) それはまた質問しますからいいですよ。
- ○基盤整備部長(梅田修一君) よろしいですか。以上でございます。
- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 通告の順番に組み立てますから。

要は、今の話だと、業者のチラシが入っていたということは承知していないというか、見たんだろうけど、ここにちゃんと下水切りかえ工事と書いてある。今答弁がなかった、山県市指定と書いてあるわけですよね。指定ということは、条例ができていないのに指定があるのかなと。下水と書いてあるんですよ。集排と書いていないですよ。下水切りかえ工事といって始まっている。山県市指定名簿一覧と書いてある。ということは、条例ができていないけども、そういうグルーピングができて市も認定しているのかなというふうにとるしかないわけです。それで取り上げているわけですので、市がこのチラシの内容を把握していないとか事前の調整を特にしていないということは、これは業者が勝手にやったんだと、市はいい迷惑だということになるのでしょうか。そのあたりをきちっとわかるように説明していただきたいということですね、1つ目ね。

それから、今ちょっとおっしゃられた、実際にもう既に市民の方から、4月からは自分たちのところも順番になっていくのでということで心配が寄せられている。それは、業者によって高くぼられるのではないか。あるいは、いいかげんな工事をされるのではないかとか、そういうことを心配されている人もいるわけです。それで、例えば、現実的に集排で経験されていて、一定の業者の組織があることは当然ですから、そこで統一価格的なものを市が認めた上で、あるいは市は関知しないけど業界であるのか、それとも個々の業者が随時単独で自由に決められるのか、そのあたりはどういうふうに進んでいくんでしょうか。

- ○議長(村瀬伊織君) 梅田基盤整備部長。
- ○基盤整備部長(梅田修一君) 御質問にお答えをいたします。

まず、今の業者のチラシの内容でございますけども、下水道の指定業者であるというようなことが書いてあるというようなことでございますけども、現在市として出しておりますのは、あくまでも農業集落排水施設の認定業者でございます。それで、それは勝

手に業者のほうが自分のところで、恐らく私が想像しますに、農業集落排水も下水の一環ですので、そういうふうに解釈をして、そのあとの指定ということにつきましても、認定という場合もございますし、指定という場合もございますので、そこを指定という形でとってやってみえるんではないかというように想像しますけども、今度4月から、先ほど申しましたように、公共下水道の供用開始が始まります。それで、今度は今の農業集落排水施設と公共下水道を統合いたしまして、下水道の宅内の認定業者というような形にしてまいります。それで、今の認定とか指定の問題でございますけども、もし私のほうもそういうお話があるのであれば、また業者のほうへ適正な名称にしていただくように、私のほうから連絡をさせていただきます。

それから、個人の宅内工事の工事内容とか、価格のばらつきとか、こういったことでございますけども、宅内工事の施工方法とか使用材料につきましては、下水道条例の施行規則におきまして詳細に定めております。それで、工事施工前に業者がこの宅内工事の確認申請を持ってまいります。それで担当者が図面にて、この内容の確認を行いまして、適正であると認められた場合に限り、施工の許可をしております。また完成後におきましては、申請どおり工事が行われているかどうかという検査を行っておるわけでございます。

それで、価格のばらつきへの懸念ということでございますけども、個人の宅地内は施工箇所の状況がコンクリートとか舗装、土の状態など千差万別というようなことでありまして、工事価格を統一することは困難であるため、市としましては個人の方からお尋ねがあった場合、また下水道推進協議会、これは各地区60人ぐらいみえるわけですが、全体の推進協議会、こういったときに工事施工時には複数の業者から見積もりをとっていただきまして、比較をして工事をされるように指導をしておるような状況でございます。また、さまざまな施工箇所の状況を想定いたしまして、市で標準価格を設定するというような方法もないとは言えませんけども、公正な競争性が阻害されるというようなこともございまして、他市においても標準価格を設定しておるというようなところはないと考えております。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) あくまでも市は関知していないということのようです。別に私は業者を責めるつもりはないけど、何かずれがあるというのと、思惑が先走っているということ、それはもう実際に工事の見積もり段階のところにも心配するわけです。複数の見積もりをとるようにということでしたら、きちっと市民の市からそのことを広報な

り周知なりをしていただきたい。基本なんですけど、やっぱり知らない方も多いわけですよ。どこかから誘いがかかったら、はいそこでというんじゃなくて、やはり複数の見積もりということは前提だということは市からぜひアピールしていただきたいということ。

それで、確認ですけど、新規参入ですね。ここにはこうリストがあって、20社ぐらいなんですけど、新規参入については何ら制限がないのかどうかということですね。

それから、認定手数料を徴収する。これは通告したので考えていただいたと思うんですけど、公式に条例で手数料を取るということは、市の認定責任というのが公式に発生するというふうに私は考えるわけですね。そうすると、やはり知りませんでしたとか、任せていますがでは済まない部分が随分広がってくるんじゃないかというふうに思います。先ほどの最初の答弁では、他市もそうしているということでしたけれども、他市がどうかということはいいんですよ。要は、山県市の認定責任というのが発生するのではないかと、業者とそれから市民との関係でね。その辺を行政としてどう認識してこれを提案されているのかなというところを伺いたいと思います。

- ○議長(村瀬伊織君) 梅田基盤整備部長。
- ○基盤整備部長(梅田修一君) まず、宅内工事を施工するに当たりまして、数者から見積もりをとるというようなことを市民に対して周知をするべきないかというような御質問でございますけども、現在のところは、先ほど申しましたように、まず公共下水道の推進協議会、これが全体で60名ほど推進協議会の委員の方が高富地区でみえるわけですけども、この全体会を年2回行っております。今度は4月に行いますので、このときにこの辺を皆さんに周知をしておくというようなふうで、前回の役員会のほうでも決まっておりますので、その点をよく皆さんにお伝えをしていきたいと思っております。広報などにつきましては、また今後検討させていただきたいと思います。

それと、この宅内工事の施工業者でございますけども、現在二十数社というようなことをおっしゃってみえましたけれども、今の農業集落排水施設の場合は100社を少し超えております。

それで、特に新規参入につきましては、特に条件として必要になってきますのは、下水の排水設備責任技術者、これは宅内工事を施工する場合に必要となります資格でございまして、これを講習を受けて試験を受けてきちっと取っておるかどうか、これがまず大きな条件になります。あとにつきましては、工事を施工するための器具、こういったものがあるかどうか、こういったことを審査するわけですけども、新規参入についての制限とか、そういったことは特に設けておりません。

それから、認定手数料を徴収するということで市の責任が重くなるのではないかというようなことでございますけども、この認定手数料につきましては、下水宅内工事を適正に行うための業者の認定に係る経費を当該業者から徴収をするものでありまして、認定手数料を徴収することで、市の責任が今まで以上に重大になるというようなことは特に考えておりません。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。質問を変えてください。
- ○14番(寺町知正君) はい。認定責任は絶対高くなるなと思いますので、よく研究していただきたい。結局、市ははね返りますから。

次に、資料1の35ページですけれども、岐北衛生の組合の規約の変更ということですね。これは、私はこの議案を見て素朴な疑問を持ったんですけれども、監査委員というのは地方自治法で定められているわけですけれども、県などだと4名とか、政令市だと2名以上にしなさいとか、市町は最低2名だったというふうに理解していたんですが、それをどうも改正を見ると現状1人であったというふうに私は読み取るわけですね。従来の規約を見ていなかった私もいけないのかもしれないけど、なぜ今1人を2人にするのかということの経過。別に大きな組織じゃないわけですし、1人でよかったら1人でいい程度の範囲かなということは普通には考えられるわけですけど、そのあたりの経過や事情を説明していただきたい。

- ○議長(村瀬伊織君) 松影市民環境部長。
- ○市民環境部長(松影康司君) お答えします。

岐北衛生施設組合の説明によりますと、これまで岐北衛生施設組合の監査委員につきましては、組合議員の中より1名を選任いただいておりました。しかし、今回監査業務を一層厳格な監査体制に改めるということで、2名になったわけでございます。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 地方自治法で監査委員の制度が195条の2項などに定めてあるわけですね。それ以降ずっと条文が書いてあります。それ以外をどこを見ても、先ほど申し上げたように、町村であっても2名というふうで、そのうち1人は議員とか1人は識見のある者というふうには書いてありますが、1人でいいよと、総数が1人でいいよとは書いていないんですけど、それは違法だからじゃないのですか。それとも別に合法であったけど、今のおっしゃられた厳格にしたいからという理由なんでしょうか。そこは明確に自治法上の見解を答えていただきたい。それが経過の説明じゃないでしょうか。

- ○議長(村瀬伊織君) 松影市民環境部長。
- ○市民環境部長(松影康司君) お答えします。

従来の違法性についてでございますが、違法性はないと考えております。それにつきましては、地方自治法287条の1項におきまして一部事務組合に掲げる事項がありまして、その中の6項につきまして、一部事務組合の施行の組織及び選任方法についてでございますが、これは組合独自が定めておりますもので、違法ではないと考えております。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) じゃ、その議論はちょっと置いておいて、最終的に複数になる と代表監査委員を置くということが通常ですけれども、代表監査委員というのはどうい うふうに位置づけられていくのでしょうか。
- ○議長(村瀬伊織君) 松影市民環境部長。
- ○市民環境部長(松影康司君) 代表監査委員につきましては、地方自治法の199条の3項を引用いたしまして、今回改正します本規約の80号の第2項にありますように、識見を有する者となっておりますので、そういうふうにさせていただきます。
- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。質問を変えてください。
- ○14番(寺町知正君) 先ほどは287条の一部事務組合の規定を引用して、今度は199条の一般の自治法の監査委員のところに戻ってくるというのは、やっぱりどう見てもおかしいですね。

次に行きますけれども、通告してある資料の4の8ページの一般会計補正予算ということですね。議第20号の一般会計補正予算の8ページ、ここでクリーンセンターの関係の補正というところの説明があります。地方債の変更ですね。この理由と経過。それから、これは1つの大きな事業ですけれども、なぜこういうことをせざるを得なのかというところの説明をお願いします。

- ○議長(村瀬伊織君) 松影市民環境部長。
- ○市民環境部長(松影康司君) お答えします。

議員も御承知のように、昨年の11月8日に本契約を行いまして、工事費が確定しまして、その工事費を3年間の年度割に算定。そのため、今回起債の限度額を1億7,540万から3,210万円に減額するものでございます。

続きまして、不可避性ということで、こうした経費を下げることができないという意味だと思いますが、それにつきまして、いわゆる当市予算どおり事業を進めなかったということでございますが、入札に至るまで工事手順の方法とか協議とか検討に時間がまいりまして、工事日の開始とか手順に非常に検討がかかりましたもので、安全性、工事

の問題、最良の方法を模索しましてやむを得なかったと考えております。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) そのことはこの議場で何回か議論しましたので、次に行きます。 議第20号のやはり補正予算ですけど、同じ予算書の26ページ、ここの中で農業費の説 明欄を見ますと、環境保全向上活動事業というところがあり、説明では7カ所が5カ所 に減ったということでした。私も昨年来この事業については資料をもらったり、状況を お聞きしたりしていたわけですけど、最終的に7から5に減った理由、それからどこが 減ったのかというところを明らかにしてください。
- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) お答えいたします。

この事業は農水省の事業でございまして、地域の農地、農業用水の資源、そういうものを地域の協同活動によって管理していくと。当初の7というのは枠どりで7ございまして、新しく7から5に減った、5の地区は梅原、大桑、椎倉、赤尾、そして伊自良の上願、以上5の地区でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 確認ですが、一たん認定したものが減ったというよりも、最初 の枠から減っただけで、一たん認定したものが修正された、変わった、変更になったと いうことではないということですか。
- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) お答えいたします。

表現としては、一たん認定したものが減ったというような考え方でいいと思いますが、この今の事業は地域の自治会を巻き込んで農業に携わる方が一体になってやりますから、もちろん5カ年の事業で年間に交付金をいただくわけでございますものですから、その地域独自で会計の管理から施業からすべて行ってもらうという観点で、私どもが各地域に説明に参りまして、本当に地域の中でそれが5カ年にわたりできるかどうかということをよく検討して対応してまいりましたから7から5に減ったと、そういうことでございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) その再々質問ですけど、私のほうに市民の方から、あの状態で本当にこんなことやっていると言っていいのという、いわば市が認定していいのかという声も来ているわけですが、現状を見てね。一定の何らかのことをしなければならない事業ですから、環境という意味でのね。そのあたりを市が一応これで通しましたと、あ

とは地域にお任せということでいくのか、やはり一定の枠の中での事業ですから、その 枠が実行されているかというのは当然チェックしなければならない。そのあたりはでき ているのか、あるいは今後する意思があるのか、いかがでしょうか。

- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) お答えいたします。

この農水省の事業、農地・水・環境保全向上対策事業は要綱に基づきまして、その地域の活性化する協議会と山県市と協定を結び、各年の活動内容をそこの中で明示しておりますから、この内容の概要が履行されるというのは当然でございますから、そういうことは考えておりませんね。この内容に関しまして、基礎部分と誘導部分の活動は今後その一年一年で計画をつくって対応をしてまいりますから、地域の活動に対しては何ら疑問を持っておりません。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 計画どおり行っているかどうか確認する義務はあるわけですから、行政としてちょっと見てください。

次に、資料4の83、84ページ、補正予算の一番最後のところですけど、水道事業会計の関係です。ここで、まだ私も不勉強なところもあってというところも含めて確認したいわけですけれども、例えば、83ページには資産の部、2の流動資産の中に(2)の未収金(3)の貯蔵品という概念が出てきます。それから、次の84ページ、5の流動負債の中の(2)未払い金、金額も1億という未払い金というのがある。それから、その下のほうには、7の剰余金の中に寄附金、それから補助金というようなものも、それなりの額であるわけですけど、こういったことの説明とその意義、そしてこれは今後どのように推移していくのかというところを説明いただきたい。

- ○議長(村瀬伊織君) 梅田基盤整備部長。
- ○基盤整備部長(梅田修一君) 御質問にお答えをします。

まず、未収金についてですが、主なものは給水事業の過程におきまして使用者にサービスを提供したことなどによって生じる金銭で、20年3月31日現在で未納状態にある水道料金でございます。その他といたしましては、公共下水に伴う水道架設管敷設に係る工事負担金、また消火栓負担金、こういったものがまだ3月31日現在では入ってくる見込みとなっておりませんので、こういったものを計上いたしております。

水道料金につきましては、3月に実際は口座振替で納付はされておるんですけども、 金融機関からの納付通知が翌月の中旬になりますので、3月31日現在ではまだ未納の状 態でここに上がっておりますけれども、4月にはもう入ってくるというようなことでございます。

次に、貯蔵品についてですが、販売とか修繕などを目的といたしまして所有する資産で、水道のメーターとか修繕用の材料の備蓄材でございます。先ほど少し落としましたが、未収金の今後の見込みといたしましては1,500万円程度でございます。それと、この意義でございますけども、公営企業の警備上こういったものは予定貸借対照表の資産の部、固定資産のうちの流動資産の未収金に上げるというようなことになっておりますので、こういった仕分で計上をしておるというようなことでございます。貯蔵品の今後の見込みといたしましては、約3,000万円程度を見込んでおります。

次に、未払い金についてですが、契約等により既に債務は発生していますが、支払いの終わっていないものでございまして、平成20年3月31日現在で未払いの状態にある工事代金とか委託料、こういったものでございます。今後の見込みといたしましては、5,000万円程度でございます。

次に、寄附金についてですが、地方公共団体から企業会計への出資の場合を除いて、 資本的支出に充てるため、当該地方公共団体以外から提供された金銭をもって財産の取 得に充てた場合の金銭を言うものでございまして、今後の見込みというものはございま せん。

次に、補助金についてですが、国または地方公共団体から資本的支出補助の目的で交付されたもので、美山の統合簡易水道事業の国県補助金、こういったものでございます。 以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 例えば、84ページの一番上の今未払い金ということで、1億と 読んだらいいんですか、この予算書は。今の説明では最終的には3月31日で5,000万円ほ どの見込みということでしたけど、その数字の違い、ずれ、そのあたりを説明してくだ さい。
- ○議長(村瀬伊織君) 梅田基盤整備部長。
- ○基盤整備部長(梅田修一君) この貸借対照表の数字につきましては、あくまでも3月31日現在の見込みの金額でございまして、今の未払い金につきましては3月31日現在では1億1,309万3,911円、これを工事なんかがまだ完成しておりませんので、完成後検査を行い支払いというような形になりますので、これが4月にずれ込むというようなことがございますので、ここに1億ちょっとの金額が載っておるということでございますけども、今後の見込みといいますのは、通常5,000万円程度の未払い金があるというような

ことで述べさせていただいたようなわけでございます。 以上です。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) わかりました。もう少し勉強させていただきます。

次に、通告で一般会計の予算のほうですけど、資料の5、これの188ページから192ペ ージ、188ページから債務負担行為の計上がずっとしてあります。これが5ページ、6ペ ージほど続くわけですけれども、債務負担行為というのはこういうふうにきちっとどう いったものについて、金額とか限度額、年度など明示してあります。これを見て、実際 に当年の分は各事業の予算の中で出ていくということはわかるわけですけれども、3年 ほど前に自治法改正があって、条例などの定めを前提にこの債務負担にも計上しなくて もよい長期の継続契約、いわば複数年、2年、3年、中には5年、10年の契約もあると 思いますが、そういったものを市長が民間業者と契約をしている、契約書を締結してい るというふうに私は理解しています。従来は全部債務負担に計上してあったのでわかっ たわけですけども、今は外れているものがある。それが、新年度分はこの予算書の中に 事業費として出ているんでしょうけど、来年以降あるいは3年だったら再来年もずっと 支出を約束しているのに、それが見えてこない。これは非常に不合理であるし、議員と しても責任が持てないという意味で、山県市が現在ここに計上していない、しかし市長 名で業者と契約をしている何年のものはどういう事業で幾らどことと、そういった説明 をお願いしたいわけです。そのあたり、答弁者は本来市長名ですから、市長か副市長あ たりとは思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(村瀬伊織君) 林総務部長。
- ○総務部長(林 宏優君) ただいまの御質問でございますが、地方自治法の234条の第3項によります契約の状況でございますが、トータルで申しますと73件ございまして、3年契約が28件、5年契約が43件、その他が2件でございます。73件でございますし、平成20年度の支払い金額は73件で6,607万9,000円となっております。それぞれの詳細につきましては、調書を作成いたしておりますので、配付して説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○議長(村瀬伊織君) 暫時休憩をいたします。

午後 0 時00分休憩

午後 0 時01分再開

○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○総務部長(林 宏優君) それでは、御説明させていただきます。

まず、左のほうからそれぞれ担当する課名が書いてございますし、事業名でございます。それから、それぞれの事業内容でございます。その次に、契約金額等とありますけれども、ここより少しそれぞれ表示の仕方が異なっておりまして、契約の種類によりましてこういった表示をしております。例えば、一番上の本庁警備ですと、月額という契約をしておりますので月額3万6,750円というような契約ですね。その下へ参りますと、3年契約で112万4,000円。たまたまこの年は3年目でございまして、右のほうへ参りますと、平成20年度の支払い金額は37万5,000円といったような形になっております。その後が、契約者でございます。契約の相手方でございますし、契約の期間、年度ですね、何年から始まって何年まで。それから、契約の年数でございます。3年と5年が主でございますけれども、契約の年数。その右側にございますのが、今後の支払い予定額です。それぞれ年度ごとの支払い金額ということになっております。先ほども申しましたように、全体で73件ございまして、3年のものが28件、5年のものが43件、その他といたしまして2件ございます。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 最初にこの予算書が出てきて、この長期継続契約というものが 予算書には出てこないということで、山県市が実際にどれぐらいあるのかということで お聞きしました。ところが、どこも把握していないと。それぞれ事業課は自分の分は当 然わかっておられますね、市長名での契約を所管していますから。ところが、市全体を 統括、把握するところがどこもないということで、こういうのをつくってくださいまし た。それはそれでありがたいと思いますし、本来債務負担として全部従来は出ていた事 業が見えなくなってしまったというのが、やはり議員として予算を認めるのに非常にま ずい状況だということだと思います。今回1つの課が取りまとめてくださって、こうい う形でできたわけですから、今後この修正は加わるにしても、ぜひ予算の資料の中で、 概要の後にでもいいですから、つけていただいて見える形にしていただきたい。何しろ 市長がもう全部契約している。予定じゃない、契約しているわけですからということを 思います。

それで、1つお聞きしたいんですけど、今回実はこの補正予算のほうでは債務負担の 補正というのが廃止になったというのがありました。珍しいケースですけど。それが資 料の4、補正予算のほうの6ページですけども、債務負担行為補正ということで庁舎の 事務機器リース複写機、20年度から24年度廃止という議案が出ています。債務負担に出 ていれば、こうやって廃止というふうなことが議場にも出てくるわけですけど、総務部 長の説明ですから、この今配っていただいた長期継続契約に関する調書がある、それは いいとして、これが例えば年度が変わった、金額が変わった、これはもうやめました、 契約破棄もあると思うんですね。その場合というのは、現状では議会には報告されない んでしょうね。いかがでしょうか。

- ○議長(村瀬伊織君) 林総務部長。
- ○総務部長(林 宏優君) 制度といたしましては、報告はしないということでございます。
- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) これは答弁結構ですけど、年度途中で事情があって金額が変わるということも認められる契約形態になっているはずですし、最悪破棄もあると思うんですが、少なくとも議会には1年に1回こういった形で現状は報告していただきたいというふうに思います。

それでは、通告の次ですけれども、予算書の112ページ、厳密に言いますと、先ほど他 の議員からもありましたが116ページですね。116ページの林業費の緑資源関係というこ とですけれども、先ほどの説明があったことも前提にお聞きしますけれども、県のほう はことしの2月21日に緑資源の事業を、岐阜県としては事業を継承しないということを 公式に表明したということが新聞記事に出ています。その新聞記事を受けてかどうか、 その後県議会の一般質問などで複数の人が取り上げて、新聞で報道もされています。そ のあたりも、先ほど一部含めて答弁があったというふうには理解していますけれども、 現在の県の考えは、新年度の評価委員会で検討してやるかやらないか、どこをやるかお 任せしたいという趣旨ともとれますが、ともかく、事業主体が、やるなら県になるわけ ですね。2年の暫定的な法人があるということはともかく、いずれやるなら県が事業者 になるということだと思うんですね。そうしますと、もともとこの林道整備が、事業を するということはともかく、法律的な問題として市町村がお金を出していいのかどうか という問題を常に問われていたわけですね。緑資源というところが事業主体で全部出す ならいい。それから、法律で県も一部出しなさいと決まっていたから、県も出していま した。それはいい、法律が書いてあるから。ですけど、市町村は出すということは義務 づけがなかったわけです。義務づけがないときに、国の事業に対して市町村はお金を出 してはいけないよという法律があるわけですよね。その関係をくぐり抜けるために、地 元のほうから任意の協力金みたいな名目をつくって出していたのが従来だったんですけ ども、今度は県が事業主体ということは明確になると、そういう意味での市町村の支出

というのが法律に抵触する状態になるんじゃないかという心配をするわけです。国の事業に対して県や市町村はお金を出してはいけません。県の事業に対して市町村はお金を出してはいけませんというような原則があるわけですね、条例や法律があればともかく。そこに抵触するのではないかという心配をする、いわばもとの問題に戻る状況じゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりについて市は何か考えているのかなと。いかがなんでしょうか。

- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) お答えします。

先ほど説明しましたように、緑資源機構が廃止になりまして、20年度から国が県に補助事業として事業を継承すると。そのときに、山のみち地域づくり交付金事業という、具体的にそういう交付金の事業の名前も飾っておりますけど、今寺町議員の質問にございましたように、現在県では20年4月に向けていろいろ中で条例も整備している段階ですから、今ここで賦課金のことをいろいろちょっと回答するというのは、まだ時期的に早いものですから、どうか県がまた新年度に入ればいろんな補助体系とかいうのを示してきますから、その時点でまたお願いしたいと思います。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 先ほど他の議員の方への答弁で、最終的に平成40年までで1億数千万円要るであろうという見込みでした。それは現在のものをそのまま粛々とやった場合だということなんですよね。もちろん、事業は一定の必要性があるし、欲しい、ないよりはいいというのは常に地元の関係者の考えですから、ただし、それは公金を伴うという大きな問題があると考えるわけですね。費用対効果というのは常に考えなければならないし、財政が苦しくなってますますその必要性が高まっているわけです。

そこで質問ですけれども、先日朝日新聞が大規模林道についてのこの事業ですね、緑資源の事業の中で、一部の都道府県の関係、岐阜県も入っていますが、その中の事業の積算根拠ですね、費用対効果をちゃんと計算したデータを紛失したということが大きく報道されました。全部じゃないですよ。特定の幾つかの県の事業については紛失しちゃったという言い分をしているそうですね。ということは、当初のスタートのときの費用対効果の計算式がないわけですけれども、それについて市は今後本当にこの事業、ないよりあったほうがいいということは考えつつ公金を投入していくことの効果を考えたときに、どうなんでしょう、そういう基礎資料がなくなったことについて、どのように考えるのかということ。

それから、そもそもその資料があってもなくても、山県市はここで一度こんな状況だ

から立ちどまって、ないよりあったほうがいいとしても、本当に1億数千万円をかける 必要があるのかと、そういう新たな視点でこの関連事業を問い直す必要もあるのではな いかと、ちょうどいいきっかけではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) 国が、先ほど言われました、農水省、林野庁が費用対効果のデータの紛失の件でございますが、そういう新聞は、私は見た記憶はございますが、これがどのように影響するかということは今ちょっと考え方としては明言できませんが、要するに、岐阜県も全国の緑資源の事業をやっている自治体も、本当に今回のことは被害者でございます。全国17道府県で32カ所幹線をやっていますし、岐阜県でも現在6路線この事業をやっております。この事業がこんなことになるとは夢にも思っておりませんですから、私ども寺町議員も1つお願いしたいのは、山県市も本当に被害を受けていると、そういう自治体でございますから、それの被害を最も最小にしていく上でいろいろ今後も検討していきたいと思っておりますものですから、どうかよろしくお願いいたします。
- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) それでは、再々質問として市長にお尋ねしたいんですが、費用 対効果ということを申し上げたわけですけれども、たしかに粛々と進んでいくうちは見 直すこともないというのは普通のことで、それはそれとして、このように本体の緑資源 が不正な行為でなくなるということ、そして岐阜県もどこを引き継ぐのか、あるいは引 き継がないのかということを今ゼロから考えようというときに、山県市にとって1億数 千万円の支出というのは、非常に大きな負担になることは明らかなんですよね。そういった観点で、この事業を県はともかく山県市としてはもういいですよということも考え ることはできるたまたまのタイミングだと思うんですが、そのあたりについて市長の最 終決定によるところだというふうに私は考えますので、どうなんでしょうか。1つの、 引き返すことも大事なときがあるというふうに考えるんですが、いかがですか。
- ○議長(村瀬伊織君) 平野市長。
- ○市長(平野 元君) お答えします。

この問題は、国の緑資源機構が廃止になるということでございますが、まだ末端である県を含めて市町村では、そこまで行っておらんというのが現状なのでございます。そういうことでございますし、林道の必要性ということは必要があってつくったということでございますが、現状を見ますと、例えば林道の場合、両方の入り口から仕事を始めて、途中まで行ってそれで終わりとか、あるいは中にはトンネルの工事中で途中までし

か行っておらんと。河川でもそういうところがございます。そういうことで、その辺は 国、農水省のほうでも十分検討されると思いますが、そういうやりっ放しといいますか、 非常に効果が半減以下にというか、もっとひどい状況になるというのは事実でございま すので、その辺は県としましても、この20年、21年の2カ年ぐらいをかけてさらに精査 をして、どういうところについて事業を進めていくかというようなことも方向づけがあ ると思いますが、市としましても、そういった現実を眺めますと、現在ではその状況で 見捨てるというわけにはいかん面もございますので、この点については十分県とも連携 をとりながら十分精査をして今後とも進めていきたいというふうに思っております。

○議長(村瀬伊織君) 以上で、寺町知正君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

暫時休憩をいたします。議場の時計で1時より再開をいたします。

午後 0 時16分休憩

午後1時00分再開

- ○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。ほかに質疑はございませんか。中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) 議第3号についてなんですけれども、非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、この中の公共交通会議の委員を追加するという部分なんですけれども、これについてお尋ねをします。これの位置づけというか根拠、それから目的、今後の活動予定、委員の構成とその構成委員の中の公募委員の割合をまずお尋ねしたいというふうに思います。
- ○議長(村瀬伊織君) 林総務部長。
- ○総務部長(林 宏優君) この公共交通会議委員につきましては、平成18年の10月に改正道路運送法によって規定されました。そういったことから、この公共交通会議委員を設置するものでございます。それで、構成委員につきましては、道路交通法の規則で定められておりまして、その内訳といたしましては、まずそれぞれの市町村と県と、それから地域住民、利用者ですね。それから交通事業者、運転者が組織する団体、事業者の団体、警察、道路管理者、8番目に学識者、そして国の運輸支局、この9名の構成委員から成ります道路交通会議を設置するものでございます。
- ○議長(村瀬伊織君) 活動内容は。
- ○総務部長(林 宏優君) 活動の内容につきましては、こうした公共的な公共交通を設

置するために、従来ですと陸運局で認定を受けるわけですけれども、この交通公共会議を設置いたしまして決めますと、承認になります。こちらがそれだけ重いということになりますね。そういった形で違ってきますし、そして、基本的には講じた公共交通を新しく設置しようとか変更しようとする場合には、こういった会議を設置してそれぞれその中身について検討するということでございます。

- ○議長(村瀬伊織君) ほかにございませんか。
- ○16番(中田静枝君) もうちょっと詳しく。全部答えていただきました、これ。
- ○議長(村瀬伊織君) 質問だけは答えられたと。
- ○総務部長(林 宏優君) 何について詳しくということで。
- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) 公募の委員の割合だとか。
- ○総務部長(林 宏優君) 公募の委員ですか。まだ公募するかどうかというのは決めて おりません。例えば、地域住民利用者の代表を公募でするのか、どういった形で構成員 を決めるかということについては、まだ決めておりません。
- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) 法律に基づいたものだということなんですね。私、これをちょっとそこら辺が全くよくわかりませんでしたので、今度の山県市の自主運行バスですとかハーバスなんかについての検討をこうした会議の中で、ずっとそのままで来ましたけれども、見直すというようなことで、そういうことも含めての改めての会議を組織するのかなと私は思っていたんですけれども、そういうことではないわけですか。
- ○議長(村瀬伊織君) 林総務部長。
- ○総務部長(林 宏優君) 先ほど御説明しましたように、平成18年の10月に改正道路運送法によって位置づけられました、この公共交通会議でございます。

ハーバス等の経路ですとか、運賃の体系ですとか、そういったことも変更するという ことになれば、当然この会議に諮りまして、次の陸運局への申請になります。

- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) そうすると、利用者についての、本当は公募なんかがきちんと 位置づけられるといいというふうに私は思うわけですけれども、それも決まっていない というようなお話ですけれど、公共交通については本当に山県市は結構広いですし、現 在の自主運行バスやハーバスについての市民の方の要望というのも本当にいろいろな形であるわけで、改善が求められているわけですが、そういった意味からこの会議がそう いった限定された会議だということならば、この際利用者が多数参加できるような形で

の山県市の公共交通に関する市民会議、町民会議のようなものをある程度の多数の人数 で組織して、そちらのほうの要望にこたえていくというような、市全体の公共交通を考 えていくというような方向で一歩枠を広げて、そういうことも考えていく必要があるん じゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(村瀬伊織君) 林総務部長。
- ○総務部長(林 宏優君) この構成員につきましては、先ほども申しましたように、道 路運送法施行規則の第9条の3で規定されておりまして、その中の地域住民ですとか利 用者の代表を著しく多くするということは考えておりません。あくまでもこの法律に基 づいた構成員の設置で、この交通会議を設置したいということを考えております。
- ○議長(村瀬伊織君) ほかにございませんか。 久保田 均君。
- ○22番(久保田 均君) 1点だけちょっとお伺いいたします。

長期の継続契約に関するもので、美山中央公民館のいわゆる空調設備の保守点検、それから伊自良中央公民館の保守点検。これは両方とも空調ですが、見当たらないような気もしますし、目が悪いので見えないのかもしれません。

それから、花咲きホールの124万1,000円というのは非常に高額な気がしますが、これは例えば庁舎、これは恐らく480万ぐらいですが、花咲きホールだけがどうして124万もかかるのかなと。同時に、古田紹欽というのは24万9,000円ですが、同じ業者で点検をしておりますし、字句でいきますと、例えば、1つは空調設備保守点検という文字が入っていますし、もう一つを見ますと、空調設備保守点検業務、もう一つを見ますと、空調設備機設備保守、いろいろありますが、これは同じ目的で同じ作業をするわけなんですが、どうして3種類もあるのかなと思いますし、とりあえずこの花咲きホールの124万1,000円というのと、それから今言いました2カ所はどこかで出ているのかどうかお伺いいたしたいと思います。

○議長(村瀬伊織君) 暫時休憩いたします。

午後1時09分休憩

午後1時18分再開

- ○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。恩田教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(恩田 健君) 済みません。今すぐわかりませんでしたので、後 ほど調べまして御報告させていただきますので、済みません。よろしくお願いします。

- ○議長(村瀬伊織君) 林総務部長。
- ○総務部長(林 宏優君) 先ほどの御指摘の事業内容の明示の仕方でございますけれど も、多分これは契約書からこういった形で書いてきておると思いますが、それぞれの内 容につきましても同じような事業内容の明示の仕方に今後はいたしたいと思いますので、 よろしくお願いします。
- ○議長(村瀬伊織君) ほかにございませんか。 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 1点だけですけれども、資料5の予算書の127ページから数ページですけど、土木費の道路関係の費用がいろいろと出ています。この費用についてお尋ねですけれども、道路特定財源というのが最近話題になっているわけですけど、市のほうの認識として、道路特定財源、国の一定の枠がある、その分としてこの事業をするという事業はどれであるのか。絞り込めるなら、これというのを明らかにしていただきたい。
- ○議長(村瀬伊織君) 梅田基盤整備部長。
- ○基盤整備部長(梅田修一君) 御質問にお答えをいたします。 道路特定財源の関係で影響がございますのは、予算書129ページの工事請負費道路改良 工事1億400万円。
- ○議長(村瀬伊織君) これ全部だろう。 暫時休憩いたします。

午後1時20分休憩

午後1時20分再開

- ○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。梅田基盤整備部長。
- ○基盤整備部長(梅田修一君) 失礼をいたしました。126ページから127ページにございます市道13098号線道路改良事業といいまして、この庁舎の北側の道路改良事業でございます。この道路につきましては、国の地方道路整備臨時交付金、こちらのほうをこの補助金をもらって事業をやるというような工事でございますので、暫定税率が廃止された場合は、この臨時交付金につきましても、3月31日が法の期限でございますので、この3月31日を過ぎてまだこの暫定税率が決まりませんと、この地方道路整備臨時交付金も同じものでございまして、この道路改良事業、こちらのほうにも影響が出るというようなものでございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) お尋ねしたかったのは、道路特定財源という国には枠が明確に ある、その金額も幾らとかといって、何十兆円ですか、出てくるわけですけど、それが 各都道府県市町村に配当されるわけですね。それでこの事業をというのが今お聞きした 市道13098号という認識でいいのかということです。今おっしゃったのは多分暫定税率の 関係で、その制度が継続できなかったら影響を受けますよという答弁だったことはわか りましたけど、もともとの国の金庫から出てくる、いろんな金庫がある中の、例えば交 付税ではないと、道路特定財源から出たものというのがこれという認識でいいのかどう かなんです。というのは、先週NHKの「クローズアップ現代」という全国放送で、あ る自治体の首長が道路特定財源を使って自治体が仕事ができるのは5億円以上の道路事 業であって、自分のところはそんな道路事業はないと。だから特定財源の恩恵は全く受 けていない。自主財源で生活道路を直すしかないんだと。だから特定財源というのは自 分たちにとっては何のメリットもないということを言っていた首長がいます。NHKが 全国放送で流したんですね。それから考えると、この事業費、初年度1億3,000万ですか、 合わせて多分3億ちょっとだというふうに思いますけども、5億は足らないわけですし、 という疑問。それから、他の道路事業がいろいろとありますけれども、山県市レベルで やっぱり5億という単位の道路事業はないと思うんですよね。そうすると、その首長が 言っているのは間違いなのか。すなわちNHKの全国放送は間違っているのか、そこを 知りたいわけです。特定財源として市が認識できないという制度ではないわけですので。
- ○議長(村瀬伊織君) 梅田基盤整備部長。
- ○基盤整備部長(梅田修一君) 道路特定財源の関係につきましては、まず暫定税率が廃止された場合の影響でございますけれども、これは歳入のほうで自動車取得税、それから地方道路譲与税、自動車重量譲与税、これに関連をいたしまして、市のほうといたしましては、20年度予算で1億4,432万8,000円、こういったものが入ってこなくなるという影響がございます。それと、地方道路整備臨時交付金というのは、この道路特定財源とはまたちょっと別のものでございまして、この他の道路特定財源制度の関連法案と同じように、20年の3月31日までがこの臨時道路整備交付金制度、これが20年3月31日までがこれも期限となっておりますので、3月31日までにこの道路関連法案として地方道路整備臨時交付金制度が認められなかった場合は、この市の場合ですと、先ほど申しました、市道13098号線の道路改良事業、これに伴いまして、6,930万円の補助金が入ってこなくなるというようなものでございます。地方道路整備臨時交付金というのは、道路特定財源制度とはまたちょっと別の制度でありまして、これも同じように期限が3月31

日までとなっておるということでございます。 以上です。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 明確に道路特定財源とは別という答えが出てきたことは、1つの収穫だと私は思っていますけど、この場で全部とは言いませんが、調べてほしいんですが、今のことはもう道路特定財源の関連であって道路特定財源ではないという説明まではわかりました。他の道路費、ことし、たしか約倍増していると思いますけど、土木費、道路費、その中の財源的に道路特定財源ときちっと言えるものとして、山県市は幾らもらってどれに使うんですかというところを示していただきたいんです。今おっしゃったのは違うという、関連であるけれども違うという答えでした。違わないものそのものを知りたいわけです。こういうふうに入ってきて、この事業に使っています。その理由は、先ほど申し上げたように、ある自治体の首長が5億円以上は使えないんですと、だから自分のところには全然縁がないんですと、一般財源化したほうがいろんな事業として使えるからありがたいですというところまで答えて、全国放送で流れていると。つい先週のことですから、その答えがほしいということですので、今出ればいいし、出なければ後目でもいいから答えをいただきたい。お願いします。
- ○議長(村瀬伊織君) 梅田基盤整備部長。
- ○基盤整備部長(梅田修一君) 御質問にお答えをいたします。

先ほど申しました暫定税率の関係で、自動車取得税、地方道路譲与税、それから自動車重量譲与税、このものに関して1億4,400万円余りの歳入があるわけなんですけども、これは使う場合は一般財源として財源充当いたしますので、どれにこの金額を充てておるかということにつきましては、どれに幾らというような引き方ができないんですけども、あくまでもこれを充当する場合は一般財源として充当いたしますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(村瀬伊織君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 質疑はないものと認めます。

よって、これをもちまして、議第3号から議第38号までの質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長(村瀬伊織君) 日程第2、委員会付託。

議第3号から議第38号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあ

ります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をします。 暫時休憩をいたします。

午後1時27分休憩

午後1時31分再開

○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、市長から議第39号が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、議第39号を日程に追加し、議題と することに決定をいたしました。

日程第3 議第39号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例について

○議長(村瀬伊織君) 日程第3、議第39号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

平野市長。

○市長(平野 元君) それでは、追加議案の提案説明をさせていただきます。今お手元 に配付させていただきました議第39号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する 条例についてでございます。

そもそも、政治家の倫理というものは、私もかねてから申しておりますが、個人個人のモラルの問題として当然にして守られるべきものであると考えております。ですが、かねがねこの条例の制定については検討もしてまいりました。また、多数の議員からの市長提案を望む意思を私なりに確認いたしましたので、本市においてあるべき条例案としてまとめましたので、今般本議会へ上程するものでございます。

それでは、本条例案の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

この条例の目的は、市議会議員、市長及び副市長の倫理基準を定め、常に良心に従って、誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、清潔な市政の発展に寄与しようとするものでございます。このため、議員及び市長等の責務を明示するとともに、政治倫理基準を列挙して規定し、これに違反する疑いが生じたときには、自らこれを解明するとともに責任を明らかにしていかなければならないことを規定しているところでございます。

一方で、こうした疑いは主観的なものであることから、学識経験者を含む7人の委員

による政治倫理審査会を組織し、市議会議員等の選挙権を有する者100分の1以上の連署によって、当該疑惑についてこの審査会へ付託することとなるなどの請求権を規定いたしております。そして、その審議結果は、無論虚偽説明などがあってもそのことを議長または市長を通じて公表することといたしております。また、各条項においては、必要事項を盛り込んでございますが、最終的には議長及び市長が市民の信頼を回復するための必要な措置を講ずるものとし、施行日は平成20年5月1日としているものでございます。

以上をもちまして提出案件の説明を終わりますが、十分御審議を賜りまして、適切な 御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第4 質疑

○議長(村瀬伊織君) 日程第4、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

○14番(寺町知正君) 私、今初めて見せていただいて、提案説明も初めてお聞きしましたけど、1つ、市長の提案説明の中で政治倫理は個人個人のもので当然守られるべきものというお話がありましたし、かねてから検討もしてきたということ。それで、多数の議員の意思を確認したというように聞き取れたんですが、そのようなこと、もう一度、どういうふうなことなのか。私自身は今初めてここで見て、初めてお聞きしていますので。市長はかねがね検討してきたということはわかっています。その後、どういったことを提案説明でおっしゃられたのかというところですね。

それと、御承知のように、市民の方の直接請求という手続があって、たまたま本日署名者も確定したということをお聞きしましたので、この後私は代表者の1人として署名簿を選管から受け取って、あす市長に正式に直接請求の本請求をしようと思っていたところなんですが、そういうことも市長は御存じだと思います。市民提案の条例と市長提案の条例の違う部分、ぱっと見る限りほとんど一緒なんでしょうけど、若干違うところもあるというふうに見受けますので、その違うところはどこなのかをお示しいただきたい。

- ○議長(村瀬伊織君) 平野市長。
- ○市長(平野 元君) 御説明を申し上げます。

今提案説明で私が申しましたように、過去、何といいますか、私の期中、今5年目に

なっていますが、その間議員の皆様方からそういった倫理条例の制定についてのお話も聞いておりました。そして、私もこの条例そのものは、私の気持ちとしては、常々政治倫理の話はしておったわけですけども、こういった状況になりまして、こういった政治倫理の条例もあってもいいんでないかというようなことで、そういうふうになったということで、今回提案させていただきましたが、私なりに山県市の議会議員の皆さん方にいろいろお伺いして、この辺でこういったものを請求したほうがいいんじゃないかということもありまして、本日こういうふうに踏み切ったということでございますが、同時に、せんだって寺町議員からのほうからも今の請求の件は十分聞いておりますし、まだ本請求があったわけでないものですから、私がとやかく申すべきでないかもわかりませんが、条件的に年齢制限だとか、住所要件とか、いろいろございます。その辺も私なりには精査しておりますが、いずれにしましても、これをいつまでも引き延ばしておいて、またこれをほごにしていくようなことではいけませんもので、この辺で市長提案ということで提出させていただきまして、今後の健全なるというか、明るい市政を目指したいということが私の願いでございます。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 議会議員の方にということでしたが、現在の人数、何人でしたっけね、何人か欠員がありますが、何人に確認をされたんでしょう。何人ぐらいという抽象的じゃなくてね、そこをお聞きしたいということと、それから、今この場でも結構ですけど、申し上げた市民提案のもの、あす正式に手続上法律上市長のところに行きますし、今まで事実上ごらんになっていると思うんですけど、それときょうの平野市長の提案との対照表みたいな、違いのもの。ここでは結構ですけど、後でいただけませんでしょうか。
- ○議長(村瀬伊織君) 平野市長。
- ○市長(平野 元君) 人数をという話でございますが、私からいえば、大多数の議員の皆さんというふうにお答えしておきます。それから、今の比較表といいますか、直接請求された案との比較という、そういった表はつくっておりませんが、先ほどちょっと申しましたようなところが主な論点かと思っておりますが、そういうことが必要であれば、また変更も検討していきたいと思います。
- ○議長(村瀬伊織君) 質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっています議第39号は、総務常任委員会に付託をいたします。

○議長(村瀬伊織君) 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。 お諮りをいたします。議案精査のため、あす11日より16日までの6日間、休会とした いと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、あす11日より16日までの6日間、休会とすることに決定をいたしました。

12日は総務委員会、13日は産業建設委員会、14日は文教厚生委員会がそれぞれ午前10時より開催されます。

なお、17日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

午後1時41分散会

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

山県市議会定例会会議録

第3号 3月17日 (月曜日)

○議事日程 第3号 平成20年3月17日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(17名)

1番 石神 真君 2番 杉山正樹君

4番 尾 関 律 子 君 5番 横 山 哲 夫 君

6番 宮田軍作君 7番 田垣隆司君

10番 河口國昭君 11番 影山春男君

12番 後藤利 テル 君 13番 谷村 松 男 君

14番 寺町知正君 16番 中田静枝君

17番 藤根圓 六君 19番 小森英明君

20番 村瀬伊織君 21番 大西克巳君

22番 久保田 均 君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長平野元君副市長嶋井勉君

教育長 森田正男君 総務部長 林 宏優君

市民環境 松 影 康 司 君 保健福祉 笠 原 秀 美 君 部 長 笠 原 秀 美 君

産業経済 土 井 誠 司 君 基盤整備 梅 田 修 一 君

消防長 上野敏信君 教育委員会 恩田 健君

総務部次長 田中公治君

○欠席した者の職氏名

会計管理者 長屋義明君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 舩 戸 時 夫 書 記 髙 橋 幸 弘

書 記 堀 達 也

午前10時00分開議

○議長(村瀬伊織君) ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりま すので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長(村瀬伊織君) 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして一般質問を行います。

通告順位1番 横山哲夫君。

○5番(横山哲夫君) 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

(仮称)山県市の新クリーンセンターの建設についてということで、ごみ処理場の建設については、平成17年12月の定例市議会におきまして、平野市長から山県市単独で建設することをお聞きしました。以来、建設予定地の同意の取りつけ、環境アセスメント調査を実施すると同時に、山県市ごみ処理施設機種選定委員会では山県市にとって最良の機種を選定すべく議論され、平成18年11月30日に最適機種としてストーカープラス灰溶融方式の答申がありました。

(仮称)山県市新クリーンセンターの建設については、昨年10月25日に入札が執行され、11月8日に本契約の締結、12月18日に安全祈願祭を行い、本格的に新しいごみ処理施設の建設工事が始まりました。現在、岐阜市に委託しているごみ処理が平成22年3月末をもって委託契約が終了するため、待ったなしの事業であります。一般廃棄物処理行政の重大な役割を担う施設と理解しております。そして、この施設の期限内の完成と順調な稼働を願うものであります。

さて、私は最近市民の方から、某テレビの番組で溶融炉の安全性と経済性などの問題 点について取り上げられていて、今度建設する山県市のごみ処理施設は大丈夫かと問わ れました。テレビの番組とか内容の詳細については定かではありませんが、市民の皆様 の不安を解消する必要もあり、事故等について懸念がないわけではありません。

そこで、最近の溶融炉の事故とその原因、また本市の施設の安全性についてお伺いしたいと思います。

- ○議長(村瀬伊織君) 松影市民環境部長。
- ○市民環境部長(松影康司君) 御質問にお答えします。

(仮称) 山県市新クリーンセンターの機種選定に関しましては、議員御発言のとおり、

山県市ごみ処理施設機種選定委員会におきまして、安全性、維持管理性など、さまざまな項目について調査検討がなされ、その結果、5つの方式の中でストーカープラス灰溶融炉方式が望ましいとの答申が行われました。この答申を尊重する中で、本市として慎重に検討した結果、この機種に決定したものでございます。

1点目の御質問でございますが、溶融炉のトラブル及び事故等の情報について、現在 把握しております範囲のことをお答えさせていただきます。

1つ目といたしまして、ガス化溶融炉で有毒ガスが漏れ、周辺住民を巻き込んだ事故が発生した事例が外国から報告されていますが、国内では設備のふぐあいでの有毒ガスの漏れ、爆発事故等の大きな事故報告は聞いておりません。

2つ目といたしまして、燃料と溶融を一度に行う直接溶融炉の実証実験での事故事例 が報告されていますが、詳細な内容についてはわかりません。

3つ目といたしまして、電気式の灰溶融炉が高温で侵食され、その侵食口から溶融スラグが外に流れ出し、冷却水に接触し水蒸気爆発した事故が数件ありました。議員も御承知のように、溶融することは、焼却灰をスラグ化することにより最終処分場の延命化などに効果があり、また資源として活用できます。

こうしたことから、本市が設置する施設はストーカー式焼却炉と燃料式灰溶融炉を組み合わせたものでございます。この燃料式灰溶融炉についての事故情報は聞いておりません。

また、テレビ番組で紹介された溶融炉について詳細なことはわかりませんが、確認した限りでは、年間1,500トン以下の処理量にも対応するガス化溶融炉の一種で、実績は全国にも少なく、電気系統のトラブルが発生し、部品調達がスムーズにできないなどの問題があると聞いております。

2点目の本市の溶融炉の安全性についてでございますが、本市が採用した方式はストーカー式焼却炉に燃料式灰溶融炉を組み合わせたものでございます。この灰溶融炉は電気式ではなく、灯油等の化石燃料を使用するもので、電気式と比べ操作が安全でたやすく、システムが比較的簡単、立ち上がり時間が短いなどが挙げられ、取り扱いは安全であり、このタイプでの設備ふぐあいの事故例は前に申し上げましたとおり聞いておりません。

いずれにいたしましても、本市の灰溶融炉の安全性の検証につきましては、環境に優しい施設、安全に配慮した施設、安定した稼働ができる施設の3項目を基本とし、現在 稼働している灰溶融炉方式の安全性について検証してまいりました。

今後、施設建設に当たっては事故事例を十分に研究し、事故のない安全な施設を目指

し、最新の技術を導入することにより、二重、三重の事故防止ができる安全管理システムを構築するとともに、管理運営においても危機管理マニュアルを作成し、運転管理に携わる者の教育の徹底、技術の向上を図るなど、危機管理体制を確立してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 横山哲夫君。
- ○5番(横山哲夫君) ただいまの答弁で、テレビで紹介された溶融炉は山県市が採用したものとは異なること、また、採用した灰溶融炉については燃料式で整備のふぐあいによる事故例は聞いておらないということで、事故等についての懸念は少し取り払われたところであります。

なお、御答弁にもありましたが、設備が整っていても、それを扱うのは人であり、二重、三重の事故防止ができる安全管理システムの構築など、対策をおろそかにすることなく、建設また運転管理に努めていただきたいと思います。

さて、焼却灰をスラグ化することにより、最終処分場の延命化を図るといった答弁があったかと思います。山県市の最終処分場は、現状でいけば平成28年ごろまでに満杯となり、スラグ化することにより平成40年ごろまで延命が図られると聞いております。しかし、現在の技術では延命化が図れても、いつかはどこかに最終処分場を求めなければなりません。焼却場にしても、処分場にしても、建設地周辺の住民からはさまざまな意見が寄せられ、一朝一夕に事業が進むものではありません。廃棄物処理施設の立地の困難性、天然資源消費の抑制などを見据え、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法が公布されたところです。

そこで、山県市としても資源の有効利用、ごみの減量化をより一層進めるとともに、 近年幾つかの自治体、最近では瑞穂市、北方町で取り組みが行われているレジ袋の有料 化を検討することも必要と考えます。このことについてお考えをお尋ねいたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 松影市民環境部長。
- ○市民環境部長(松影康司君) 再質問にお答えします。

本市の最終処分場の残容量につきましても、現在の推測では議員御発言のとおり、できる限り延命化が図れるよう努めていく考えでございますのでよろしくお願いします。

さて、資源の有効利用またはごみの減量化の現状をお話ししますと、本市におきましては、缶、瓶、ペットボトル、白色トレーの分別収集を実施し、さらに毎週第4日曜には市役所にて分別収集を実施し、6月、9月、12月、3月の第4日曜には缶などのほかに新聞紙、雑誌、段ボール、衣類などの資源ごみを収集しています。

また、クリーンセンターでは、毎月第4日曜に不燃、粗大ごみの収集を、古着についてはセンター開設時であれば常時受け付けています。そして、小中学校のPTA、保育園保護者会のほか、市民団体の補助金を交付しまして、資源ごみの収集、再利用に努めるとともに、一般家庭から廃棄される生ごみの減量化を図ることによって、生ごみ処理機の購入に対する補助金を行っているところでございます。

さて、昨年11月に新クリーンセンターの建設にあわせまして、市長より山県市廃棄物減量等推進審議会を立ち上げまして、一般廃棄物の減量、再利用の促進について諮問を行ったところでございます。本審議会は、市民の代表、事業者代表から構成され、11名の委員によって審議がされました。この審議の中で、本市の実情において、一般廃棄物の減量、再利用の促進について検討してまいりたいと考えております。

また、レジ袋の有料化につきましても、2月28日に開催しました第3回の市議会の中でも話題となりました。山県市の事業者において、マイバッグ持参でポイントを付与するといった形でレジ袋削減に努めているところもあります。最近、多くの自治体において、レジ袋の有料化が事業者、市民一体となり進められており、県内におきましてもそうした波が顕著に見られています。

また、岐阜県においても、地球温暖化防止対策の一環として二酸化炭素の削減とごみ減量化を推進するため、平成22年度までに県内全域でレジ袋の有料化を目指す方針が出されております。レジ袋の有料化は、事業の経営判断の思料を超えて循環型社会を実現するため、ごみ発生の取り組みであり、事業者、行政、市民ができることを明確にし、地域社会が一体となって取り組むことが必要であると考えております。

さて、先ほどもお答えしましたように、レジ袋の有料化を含め、ごみの減量化、再利用等につきましては、廃棄物等推進審議会において審議をいただいておりますが、必要に応じては他の自治会でも見られるように、レジ袋の有料化を検討する協議会等の立ち上げも含め前向きに検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○議長(村瀬伊織君) 横山哲夫君。
- ○5番(横山哲夫君) さまざまな観点から詳細にお答えをいただきました。いずれにいたしましても、今後もごみ問題を避けては通れない重要な状況の中、新しいごみ処理施設が安全で経済的な施設になることをお願いすると同時に、ごみの減量化、再利用、レジ袋の有料化等について山県市廃棄物減量等推進審議会でよりよい方向性を出されることをお願いいたします。

最後に、レジ袋の有料化に対しての考え方について市長にお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 平野市長。
- ○市長(平野 元君) お答えします。

地球温暖化の問題、これは国内、国外を問わず、今、非常に世界的規模で問題になっている問題でございます。その中で、ごみの減量化についてのレジ袋の有料化という問題でございますが、担当部長からも御説明しましたように、いろいろ検討しておるところでございます。今、鋭意検討しておりますので、なるべく早い時期に実施に向けていきたいというふうな考えを持っております。

いずれにしましても、こういったごみの減量化につきましては、市民の皆様方一人一人の意識の高揚というか、そういったものが大変大切かと思っておりますので、そういった点についても十分市民にPRをしていく必要があろうかと思っております。

かつて、高富町時代にはお買い物袋等も配付されて、そういった啓発をしたという経 過もありますが、いずれにしましても、こういった地球温暖化の問題を絡めての非常に 重要な問題でございますので、レジ袋の有料化については鋭意検討して、なるべく早い 機会に実現をしていきたいと、そんな考えでございますので、今後とも市民の意識改革 というか、そういった面についてのPRも十分あわせて考えながら進めてまいりたいと 思います。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 以上で横山哲夫君の一般質問を終わります。 通告順位2番 尾関律子君。
- ○4番(尾関律子君) 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております 順に質問をさせていただきます。

初めに、子育て支援についての質問です。

ことし1月16日に、市議会公明党として平成20年度の予算要望をさせていただきました。その中で妊産婦無料健診の5回以上の拡充や乳幼児医療費助成の義務教育終了までの拡充等々の要望に際しましては、早急に判断くださり、今回の予算に計上していただいたことに、市長初め行政の皆様の子育て支援に対する思いを感ずるものであります。けれども、まだ十分でないと思いますので、予算要望にも提出させていただいた項目もありますが、質問をいたします。

1点目に、ブックスタート事業の創設についてです。

この制度については、4年前の平成16年6月の初めての議会で取り上げ、また平成17年6月にも質問いたしました。今では多くの自治体が乳幼児健診で配付し、読み聞かせの大切さを紹介し、ブックスタートセットをプレゼントしています。ブックスタート事

業は、親が子供に絵本の読み聞かせを通して親子の触れ合いや感動をともに感じ合い、 心豊かに成長していくための啓発の一助となるものです。山県市で生まれる子供たちに も同様にブックスタートセットをプレゼントする事業創設をされてはいかがかと思いま すが、お考えをお尋ねいたします。

2点目に、病児・病後児保育の開設についてお尋ねをいたします。

この点についても、平成17年12月と平成19年9月の定例会に質問をいたしました。その折には、平成21年度をめどに開設していくとのことでした。病児・病後児の保育には専門の看護師あるいは施設の準備が必要になりますが、長期にわたっての休暇がとりにくい状況の親さんにとっては必要なことと思います。現在は、岐阜市の施設を利用してみえるとお聞きしています。山県市においても早期の実施をと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

3点目に、放課後児童クラブの環境についてお尋ねをいたします。

すべての児童に平等にサービスが受けられるようにとの思いで、平成17年12月と平成18年12月に質問をさせていただき、かねてより希望されていた校区に、平成19年より初めて放課後児童クラブが開設されました。けれども、施設の空調設備がきかなかったとのことで、途中でやめることとなってしまった状況がありました。今後の開設状況と環境整備について、またその他の施設の状況についてお尋ねをいたします。

以上3点について、保健福祉部長にお伺いいたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 笠原保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(笠原秀美君) まず、初めのブックスタートについては、これまでにも 御質問をいただき、親子が絵本を介して言葉と心をはぐくみ、愛情を感じられる時間を 大切にするきっかけとなるように、これまで乳児健診や乳幼児教室などでその大切さを 啓発してまいりました。

このブックスタート事業は、行政が子供に絵本を無料で配るという運動ではなく、また、配ればよいというものではなく、その目的を正しく親に理解してもらい、絵本を読む言葉の世界、お母さんと赤ちゃんの声の世界を楽しく心安らぐ時間として過ごしていただくことが大切と考えております。

また、行政と住民との相互理解と協力が大切であり、上から下へおろす行政主導でよいというものではなく、地域での草の根的な広がりが求められています。今、子育てに対する家庭や地域の環境づくり、保育や教育環境づくりが求められていることから、NPO法人やボランティアの皆様、地域の子育て支援グループを中心に一層の理解と協力が必要と考えています。現在、山県市では、このブックスタート事業は実施しておりま

せんが、県立図書館や市内図書館などとも連携しながら、平成20年度における6・7カ 月健康教室などでその目的や重要性を啓発するとともに、地域の子育て支援団体等の御 理解や御協力を得ながら、このブックスタートが、赤ちゃんと本から始まる人と人のつ ながりとして幸せな未来をつながる重要なこととして一層の推進に努めてまいりたいと 思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、病児・病後児保育の開設についての御質問にお答えします。

近年、働く保護者の労働形態も多様化しており、子育てしながら働く保護者のために さまざまな子育て支援事業が推進されております。この中で、病児・病後児保育につい ては、特に子供が病気のときや、病気の回復期にあるときに、安心して子供を預け、働 けるためにその要望やニーズも増加傾向にあります。

山県市内には、現在こうした病児や病後児を受け入れる施設はない状況で、こうした ときには岐阜市内の医療機関に預ける方があると聞いております。こうした病児・病後 児は集団での保育等が不可能であり、安心して預けるためには医療機関での実施が最良 であり、適切な設備や体制が必要です。近年は次世代育成支援行動計画等により、企業 の理解や体制も充実してきたことや、育児、介護休業法が改正され、就学前までの子供 の病気やけがの看護に当たるために休暇がとりやすくなった背景があること、また、民 間でも病児・病後児保育が行われつつある中で、病児・病後児保育のニーズを的確に把 握していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、医療機関での事業の実施には医師会等の理解や協力も必要であること。また、身近な保育所等においても実施が可能であることから、その体制や設備の整備も考慮し、そのニーズともあわせて多面的に研究、検討して効率的な事業の推進に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、放課後児童クラブについての御質問ですが、近年、核家族と共稼ぎの家庭の増加とともに、この放課後児童クラブのニーズは高まりつつあります。こうした中で、子供たちが安全かつ安心して過ごせる生活の場、また健全育成を図る観点からますますその重要性は増しております。このため、放課後児童クラブの質の向上はもとより、適切な施設の確保も必要不可欠と考えております。

現在、高富小学校と富岡小学校は児童厚生施設内、伊自良北小学校は民間所有の施設内、その他の小学校区はニーズのない小学校区もありますが、地区公民館で実施しております。確かに空調設備がきかなかった施設があると聞いておりますが、クラブによっては利用児童数や設備も違うことから、環境の差はあると思われます。

いずれにいたしましても、子供たちの一層の安全で健やかな居場所の確保に努力しますが、地域の皆様方の御理解や御協力も必要不可欠と考えております。平成19年度には放課後子どもプラン推進事業が施行されたことから、教育委員会と福祉部局との緊密な連携もしつつ、事業の推進をしているところですが、さらに協議、連携を図り事業推進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

これで答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 尾関律子君。
- ○4番(尾関律子君) 1点目のブックスタート事業に関しては、多くの場所で多くの方 たちの協力により、赤ちゃんのときからの読み聞かせの大切さを紹介しておられるとの ことでしたが、初めての本選びにはブックスタートセットのプレゼントはとても参考に なる事業だと思います。今後は関連機関等の事業にも働きかけていただき、実施される ことを要望しておきます。

2点目の病児・病後児保育については、医師会の理解や協力、また保育所等の施設などと考慮する必要があることは理解しましたが、早期の実施時期についてはどのようにお考えでしょうか。

3点目の、放課後児童クラブの環境については、質の向上と適切な施設の確保が不可欠と考えられておられることで、教育委員会との連携をとって検討されると思いますが、教育委員会の所管する放課後子どもプラン推進事業は、平日の放課後の事業となっていると思います。平日だけではなく、夏休みや冬休み、春休みなど長期の休みに対することも考慮し環境を整える必要があると思いますが、いかがでしょうか。再度、保健福祉部長にお伺いいたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 笠原保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(笠原秀美君) 尾関議員の再質問にお答えします。

病児・病後児保育の実施時期につきましては、本市の次世代育成支援行動計画の中に明記してありますように、平成21年度までに実施していく方向で推し進めてまいりたいと思います。

また、放課後児童クラブについては、伊自良北小学校区は放課後児童クラブを実施できるような公立施設はありません。また、自治会の公民館をお借りするにしても、冷房設備が完備されていないため、今年度までは夏休み期間中は保護者の皆様方の御理解の上、伊自良中央公民館の専用施設で実施してまいりました。今後につきましも、民間施設に勝手に冷房施設を設置することはできませんので、子供の安全性、指導員の確保、施設環境を頭に置きながら、地域の皆様方の御理解をいただきながら検討してまいりた

いと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 尾関律子君。
- ○4番(尾関律子君) 山県市の子供たちが安心して生活できる居場所づくり、だれもが 平等にサービスが受けられるように早期に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2番目の文化事業について質問いたします。

このテーマで、花咲きホールのテーマ事業の周知と交通機関の確保について平成17年9月にも質問いたしました。山県市が文化の里として位置づけ、図書館、資料館、古田紹欽記念館、花咲きホールと文化施設が集約されているところです。それぞれの利用者はほとんどが車での方だと思いますが、ホールでの開催となると一堂に300人をめどに集められるわけです。集客のための事業の周知については徐々に進められているように思いますが、交通機関の確保については、開館以来3年になりますが、いまだ改善されず、多くの方から貸し館事業なら仕方がないけど、自主事業だけでもバスを臨時に出してほしいとの声を聞きます。

ハーバスだけでは夜の開催には行きだけしかなく、帰りにはバスはありません。昼の 開催には、帰りのバスに間に合うためには演目の終わる前に会場を出なければなりませ ん。このような状況で、今後は検討されるのかどうかお伺いいたします。

2点目に、4年前に提案いたしました文化芸術振興条例の制定について、今後検討していくとのことでしたが、現状はどのようでしょうか。教育長にお尋ねをいたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 森田教育長。
- ○教育長(森田正男君) 御質問にお答えいたします。

花咲きホールにつきましては、議員御指摘のように、交通手段が自家用車とハーバスしかなく、夜間は自家用車でしか利用できない状況でございまして、電話での問い合せや利用者のアンケート調査などでも若干指摘されているところでございます。自主事業だけでもという御提案でございますが、利用者は花咲きホールを利用するすべての事業に交通機関を望んでおられるわけであり、ハーバスも余裕がない状況でございます。

また、市所有のマイクロバスも道路運送法上の問題や事故の問題などございまして、 困難な状況だというふうに思っております。今後は、県道岐阜・美山線平井坂トンネル の開通に伴い、市内循環バスの検討もされておりますので、改善されていくものと、ま たしていきたいというふうにも思っているところでございます。

さらに、公演時間等の開催時間等を十分検討しながら事業を進めていきたいというふ

うに考えております。

次に、文化芸術振興条例の制定につきまして、教育委員会事務局の中で幾度となく検討させていただきました。現在定めております山県市文化の里、花咲きホール文化芸術振興方針によって、国や各種文化財団等の助成事業を活用しながら弾力的に事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

花咲きホールが完成をいたしまして、ホールボランティアの方々の力をかりながら、すぐれた文化、芸術を市民の方々に見ていただいたり、体験してもらうという事業を進めておるところです。現在では、花咲きホールだけにとどまらず、アウトリーチ事業として学校や福祉施設等に芸術家の派遣をし、生の芸術に触れていただくような事業も年間十数回行っております。こうした事業を展開することにより、市の文化芸術の振興を図り、そのことによって、山県市総合計画にございます豊かな心と文化をはぐくむまちづくりを推進していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 尾関律子君。
- ○4番(尾関律子君) 山県市文化の里、花咲きホール文化芸術振興方針には細かくホールの目指すものが書かれていると思います。文化芸術振興条例を制定するのには、まず芸術振興方針にのっとって文化力をつけることから始めていく必要があるかと思いますので、条例については今後検討していただきたいと思います。

文化の里の花咲きホールへの交通の便宜を図るのは困難とのことでしたが、かねてより市長が提案しておられる平井坂トンネル開通に伴う市内循環バスを検討していくとのことでした。路線を検討していただき、公共施設には停留所を設け、花咲きホールにも停留所を設けていただきたいと思いますがいかがでしょうか、教育長に再質問いたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 森田教育長。
- ○教育長(森田正男君) 再質問にお答えいたします。

公共施設の近くにバス停を設置するということでございますが、関係機関、関係部署 とも今後協議をしまして検討してまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(村瀬伊織君) 尾関律子君。
- ○4番(尾関律子君) ことし、平成20年に岐阜・美山線の開通と聞いておりますので、 早期に市内循環バス路線の計画を立てていただき、文化の里が山県市民の文化向上に役 立つように推進していただくことを要望して、次の質問に移ります。
 - 3番目の過疎集落への対策について質問いたします。

昨年11月から12月にかけて、私ども公明党は過疎集落実態意識調査を全国で実施いたしました。2006年、平成18年の調査結果で高齢化率が50%以上の集落に対してアンケート調査をいたしました。全国261市町村、476集落からの回答を得ました。山県市では12集落が対象となり、自治会長さんに御協力いただきアンケートに答えていただきました。また、行政担当者にもアンケートに答えていただきました。その結果のポイントとしては世帯数と人口規模です。過疎化の大きな原因として高齢化と農林水産業の衰退、そして後継者不足、また野生動物による農作物への被害や荒廃地の増加も深刻でした。この状況を踏まえ、公明党の地域活性化本部が国へ11項目の要請をいたしました。その一部に、国の計画で事業を予算化、集落維持交付金の創設、全小学生対象に年間120万人の宿泊体験など、都市と農山漁村の交流、団塊世代のUターン支援、公務員派遣、配置など人的支援、低料金の福祉バスの導入などがあります。

このように、国レベルで対応できる課題も多くあると思いますが、自治体レベルで対応できる課題もあると思います。自然豊かな山県市の特性を生かした施策が求められていると思います。このような状況を市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 平野市長。
- ○市長(平野 元君) お答えします。

まず初めに、本市の状況についてちょっと触れさせていただいます。

山県市では、平成14年度に旧美山町の区域が過疎地域として公示され、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定によりまして、平成15年度の町村合併の際、山県市に引き継がれたものでございます。国土交通省が平成18年6月に行いました過疎地域等における集落の状況に関するアンケート調査によりますと、山県市におけます過疎地域の71集落のうち、いわゆる限界集落と呼ばれる65歳以上の人口の占める割合であらわす高齢化率が50%以上の集落は12集落ありました。その中には、1地区ではございますが、高齢化率が85%を超えている集落もございまして、この状況は今後一層進展していくものと思われます。

さて、このような現状の中で、自然豊かな山県市の特性を生かした施策についての御質問でございますが、過疎地域のさまざまな問題を解決するためには、二地域居住とか、また体験交流などの一過性のものではなくて、農林業等の後継者育成や企業誘致等による就業の場の拡大を図ることによりまして、子育て世帯を中心とした世帯の移住、定住対策が必要であるかと考えております。

美山地域には、豊かな自然環境があり、舟伏山や全国でも有名な円原の伏流水、コテ

ージ村等散在する地域資源を活用した取り組みを進めることがまずもって必要なものではないかと思っております。具体的には、今定例会に提案させていただきました東海環状自動車道の(仮称)山県インターチェンジの早期開通をにらんだ企業立地促進条例を制定し、企業立地を促進するための助成措置を行うことにより、産業の振興を促進するとともに雇用機会を創出し、若年層の定住化を図ることにねらいをつけたところでございます。

これらの新たな施策と現在の地域特性の効果的なものを合致させ、その魅力を引き出させる方向を今後も検討してまいりたいなと思っております。そんなことで、この過疎地域に対する問題は大変重要でございますので、十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 尾関律子君。
- ○4番(尾関律子君) 過疎地域の問題解決には一過性の施策ではなく、農林業等の後継者育成や企業誘致等による就業の場の拡大を図り、移住や定住対策を考えるとのことです。企業誘致については、東海環状自動車道の開通を見越しての企業立地促進条例の新たな施策を早期に進められることに期待をしたいと思いますが、農林業等の後継者育成ということ、また、地域の特性や魅力を引き出せる施策の検討とはどのようなことを考えておられるのか、市長に再質問いたします。
- ○議長(村瀬伊織君) 平野市長。
- ○市長(平野 元君) 再質問にお答えします。

高齢化や定住人口が減少している過疎集落への対策につきましては、就業場所の確保によって人口の流入を促進し、流出を抑制することが必要なことでありまして、その1つが先ほど申し上げました企業誘致対策でございます。その取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、ただ今御質問の農林業等の後継者育成についてでございますが、この問題は、全国的に見ましても後継者不足が生じ、その対応が迫られている現状でございます。特に、山間部については深刻な状況となっているため、集落の機能維持や農地、森林を保全していくために地域住民や都市住民、NPO法人等、新たな担い手を巻き込んだ取り組みを進めていくのが必要ではないかと考えております。

次に、地域の特性や魅力を引き出させる施策でありますが、緑豊かな山合いで自然と触れ合いながら交流できる観光交流の充実を図っていきたいと考えております。現在、観光協会が実施しております市の観光資源をPRする、り・ふれっ旬ツアーなどによる

体験ツアーもその1つでございますし、また3月6日には第3回フォトコンテストの表彰式もございまして、私も出席させていただきましたが、県市内外から100名ほどの参加者があって、こういった方々のPRによっても、今後そういったものについて十分配慮していきたいというようなことも考えております。

いずれにしましても、市外からの交流人口の増加を図ることが地域の活性化にもつながるものでないかと考えております。こうした取り組みが移住へのきっかけとなったときに、その要望にこたえていくため、受け入れの体制づくりや空き家等の活用なども考慮に入れて、情報を提供していく仕組みをつくっていかなければと考えておる次第でございます。

地域の皆さんが安全・安心して暮らしていただけるよう国や県の施策と相まって地域に即した取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、過疎地域自立促進法は平成21年度末に期限が切れることから、現在総合的な過疎対策を進めるため、引き続き新たな過疎対策法の創設について強く要望を図っているところでございます。山県市にとっても過疎対策は重要な問題でございますので、十分な検討を加え、その対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 尾関律子君。
- ○4番(尾関律子君) 地域の皆さんが安全で安心して暮らしていただけるよう各種の取り組みを進めていくとのことでしたが、具体的な施策を示していくことが安心されることだと思います。早急に対応されることを要望し、一期4年間最後の16回目の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

- ○議長(村瀬伊織君) 以上で尾関律子君の一般質問を終わりました。 通告順位3番 後藤利テル君。
- ○12番(後藤利テル君) ただいま議長の御指名を賜りましたので、上水道の改善について質問をさせていただきます。

旧高富町北部の桜尾と大桑の地域においては、一昨年からことしにかけて5回あるいは6回にわたり水道の水が濁り、各家庭ではその都度難儀をいたしてまいりました。特に夕方の時間に多く、疲れて帰っても食事の準備もできず、また、おふろにも入れない状況でありました。地域の住民の怒りは多く、私どももその対応に苦慮したところでございます。

水道の飲み水は住民の生活の基本であることは言うまでもありません。その後、何一

つ改善することなく今日まで来てまいりました。至急改善するようお願いをいたします。 次のことをお尋ねいたします。明確な御回答を賜りたいと思います。

まず1点、今日まで数回にわたり水道が濁りましたが、その後の対策は考えておられますか。

2つ目、濁りができたときの原因究明はされたか、その結果はどうでしたか。

3つ目、今のままでは、再度濁りが出ることは間違いないと考えられます。今後の対策はどのように考えておられますか。

4つ目、今後、これらを解消させる対策はどのようなことがありますか。例えて言えば、水源地の変更等でございます。

5つ目、地域住民の怒りは大きく、十分な理解を得られる説明はできますか。これも 例えて言えば、補償等についてでございます。

以上についてを基盤整備部長に質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 梅田基盤整備部長。
- ○基盤整備部長(梅田修一君) 上水道の改善を促すの御質問にお答えをします。

まず初めに、北部水源給水区域の概略を説明しますと、水源地は東深瀬の富岡小学校の東に整備をされておりまして、桜尾、椎倉、赤尾、大桑地域及び東・西深瀬地域の一部に直圧方式で加圧をして給水いたしております。水道本管は水源地から椎倉川手前までの送水を主とした幹線菅、川を越えてからは配水管が枝状に延び、その先では配水管が循環をしております。御質問の1点目につきましては、市としましては、昨年8月に発生しました区域全体に影響を与える事故を重く受けとめ、発生原因と思われる配水管を廃止するため北部水源給水区域の幹線となる配水管、東深瀬大坪から伊佐美東川間の布設を行い、末端区域への流量を確保したところでございます。

御質問の2点目につきましては、平成19年8月に発生しました濁りの際に、濁り水の成分検査を行いました。採水した水に含まれていた粒子の大半は、鉄、マンガンの成分との結果が出ており、茶褐色をした成分が鉄、黒色をした成分がマンガンとのことでした。濁りの原因を推測しますと、配水管布設工事の際、幹線となる配水管の接続が必要となったため、工事完了後の通水の際、慎重にバルブの開閉作業を行いましたが、配水管内の流速変化が予想以上に大きく、配水管内の内面を洗浄するような結果となり、濁りが発生したものと考えられます。

当北部地域の配水管の材質内訳は、ダクタイル鋳鉄管が3,500メートル、塩化ビニール管が約3,900メートル、その他が650メートルとなっており、中でも昭和47年ごろに布設され35年を経過するという鋳鉄管が水源地付近から約1,500メートルあります。長年使用

されている配水管内はさび等が付着していると予想され、水の流速変化により、これら が削られるという現象が生じたものと推測されます。

御質問の3点目につきましては、今後の対策として、まず、早期に先に述べました原因と推測される幹線の配水管、昭和47年ごろ布施の鋳鉄管、口径150ミリを廃止することが問題解決につながるものと考えております。

現在の状況は、今年度までの布設工事により、口径250ミリと200ミリの本管を別ルートで布設をいたしました。これにより、原因と推測される幹線の配水管の廃止が可能となりましたので、平成20年度に廃止をするための工事を予定しております。また、将来計画として、もう一つの幹線管、口径250ミリを布設することで、急激な水使用による流速変化をなくしていくよう考えております。

しかしながら、今日までの濁りの発生により、他の配水管内に粒子が付着していることが予想されますので、今後の工事においても十分注意を払い進めてまいります。

御質問の4点目につきましては、濁りが発生した際、真っ先に水源地の配水池の確認を行いました。その結果、配水池内は濁りはなく、無色透明の水で最下部まで見通すことができ、沈殿物もありませんでした。したがいまして、濁りの原因は水源地ではないことが確認できたため、先ほど説明させていただきました濁りの原因と考えられる配水管の廃止及び急激な水使用による流速変化をなくすための工事を進めるとともに、老朽管の布設がえを順次進めてまいります。また、あわせまして水源地のポンプ及び電気設備等の更新を今年度から順次行っております。

御質問の5点目につきましては、北部水源地の給水区域の皆様には、水の濁りにより食事や入浴の際、大変御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。濁りの発生から正常になるまでの間、家庭内では濁り水の排水作業を行っていただいたものと存じます。これにより、水道使用量が通常より多く積算されることとなりますので、各月の使用量の実態を考察し、排水に使用されたと推測される水量の減免措置等を検討させていただいておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 後藤利テル君。
- ○12番(後藤利テル君) 再質問させていただきます。

数回にわたり北部水源給水区域による飲料水の濁りは異常でありました。各家庭はもちろんのこと、学校においても上水道の汚れがひどく、子供には直接水を飲ませないよう指導するとともに、お茶は各自が持参することとなり、今もなお続いておるとのことでございます。大変、児童や父兄の方にも心配をかけたことは言うまでもございません。

今後、二度とこのような事故が発生しないよう努力されんことを強く要望するものであ ります。

原因と思われる水源地から約1,500メートルが鋳鉄管で35年間を経過していることから、配水管の内部がかなり腐食しているものと考えられます。それが原因と判断され、平成20年度に鋳鉄管の廃止工事を予定されましたが、地域住民は一日も早く安心して飲める水の供給を待っておるのであります。撤去作業はいつから開始されますか。また、他の配管に粒子が付着しており、元素分析の結果、鉄とマンガンで、鉄が52%、マンガンが47%の結果が出ております。特にマンガンの含有は飲料水には適当でないと言われております。そのような粒子がなぜ混入するのか、水源地周辺にはマンガンが多く潜在しておると聞いておりますが、それらの見解はいかがですか。そのような水は、今後飲料水として適しているのでしょうか。再度、基盤整備部長に質問いたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 梅田基盤整備部長。
- ○基盤整備部長(梅田修一君) 再質問にお答えをいたします。

まず、濁りが発生すると考えられる鋳鉄管部分の廃止につきましては、平成20年6月 ごろに工事を発注しまして、給水の取り直し工事を順次進め、切りかえ作業は10月ごろ を予定いたしております。

次に、鉄、マンガンがなぜ混入するかということでございますが、鉄分については鋳 鉄管内のさびであり、マンガンについては源水に微量に含まれるものが長い年月により まして配水管内に付着をし、先ほど説明をいたしましたとおり、工事の切りかえ等に伴 い、配水管内の流速の変化によりまして配水管内の内面を洗浄するというような結果と なり、混入をしたものと考えられます。

次に、北部水源地の水道水に含まれるマンガンについてですが、平成19年11月5日に行いました2カ所の上水水質試験によると、マンガン及びその化合物は基準値0.05ミリグラム・パー・リットルに対しまして、検査結果は0.005ミリグラム・パー・リットル未満でありまして飲料水として適正でございます。また、毎月実施をしております水質検査結果におきましても飲料水として適正であるという結果が出ております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 後藤利テル君。
- ○12番(後藤利テル君) 再々質問をいたします。

原因とされる腐食した配管は早期に取り除く必要がございます。ただ心配するのは、 管内に侵入しているマンガンは飲料水に混入すると人体に有害と聞いております。調査 の結果、全体の飲料水には混じっていないとのことでありますが、しかし、配水管の中 には鉄とマンガンができた粒子が混入していることは事実であります。今後は危険な不 純物であります粒子を徹底して原因追及をし、排除すべきと考えますので、再度御回答 をお願いいたします。

また、数回にわたる事故で排水に使用した水量の減免措置と水周り器具の故障等の補償など御検討されたようでありますが、もう少し具体的にお話を聞かせていただきと思います。先ほど、部長のお話は補償を検討されているということでございますが、どのような補償をされるのか、その結果をもう少し具体的にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(村瀬伊織君) 梅田基盤整備部長。
- ○基盤整備部長(梅田修一君) 再々質問にお答えをいたします。

まず、マンガンの除去ということでございますけども、方法につきましてはいろいろ 検討いたしました。ただ、常時、皆さん使用している水を何日間もとめるというような ことはできません。それで、したがいまして、まず原因とされる配水管を撤去する、そ ういう方法で対処するということを考えました。

また、補償の内容につきましては、先ほど説明をさせていただきましたとおり、数回にわたり濁りが発生をし、各家庭におきましてその濁った水を排水していただいたというようなことがございますので、この濁りが発生した近くの水量等をよく考察をいたしまして、その減免、これを検討させていただきます。

また、水周り器具の故障等でございますけども、こういったものにつきましても、濁りが原因と特定できるものにつきましては、あわせて修理費の補償などを検討させていただく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(村瀬伊織君) 以上で後藤利テル君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で午前11時20分まで休憩といたします。

午前11時05分休憩

午前11時20分再開

- ○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。通告順位4番 宮田軍作君。
- ○6番(宮田軍作君) 議長の発言許可をいただきましたので、通告に従いまして市企業 立地促進条例の基本についてお尋ねをいたします。

本定例会に提案されております幾つかの新しい取り組み、施策も市の総合計画であり

ます豊かな自然と活力ある都市が調和した安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりを目指し、さわやか、温かさ、にぎやかさ、豊かさ、大変耳ざわりのいい表現で展開をされているところでございますが、本市の一番の課題は、厳しい行財政の改善策であると考えます。その中で、健全な財政化を目指す施策として自主財源を増やす方法や、また急速に進む少子高齢化、人口減少等改善策として本市は東海環状自動車道西回りルートの完成を視野に入れた企業振興策、企業立地促進条例を定められたものと思われます。そこで、次の2点について伺います。

1点目、自主財源を増やす方法としてどのような考えがありますか。

2点目、少子高齢化、人口減少改善策としてどのような考えがありますかのお尋ねを いたしたいと思います。産業経済部長にお尋ねいたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 土井産業経済部長。
- ○産業経済部長(土井誠司君) 御質問にお答えいたします。

1点目の当市の自主財源についてでございますが、この企業立地促進条例の目的である産業の振興を推進し、それをもって雇用の増大を図ることを目的としていますので、そのことが財源確保につながると認識をしております。今後は条例の趣旨に沿うべく努力して、企業が来やすい環境をつくってまいります。また、市長の提案説明で申しましたように、副市長を中心に関係部長等で企業誘致に関する推進本部を設置して対応していく予定でございます。

2点目の人口対策等についてでございますが、今後、東海環状自動車道(仮称)山県インターチェンジの開設に伴いまして、当市にとって若い世代の流入や定住化を促進して、その波及効果で高齢化率の解消等を図って、少しでもこの企業誘致に関する条例のメリットを生かしていきたいと考えております。このように、人やものの流れを活性化して他の地域と新たな交流の促進が望めることも人口対策、少子高齢化対策の1つと考えております。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 宮田軍作君。
- ○6番(宮田軍作君) ただいまの答弁内容にありますように、今回定められました市の 企業立地促進条例は、東海環状自動車道の西回りルート(仮称)山県インター開通を大 いに視野に入れた条例と伺います。近隣の自治体、すなわち美濃市、関市、美濃加茂市 そして土岐市などが東海環状自動車道路沿いの工業団地の盛況を受け、企業の進出や住 宅団地や集合住宅の建設等が進み、雇用の拡大、経済効果が得られていることはだれし もが知るところであります。

東海環状自動車道沿いの各地では、新たな工業団地の開発が相次いでおります。県内はまさに売り手市場、眠った土地の再生を模索する民間企業や自治体が注目をした各企業が求めている土地を素早く提供しようと、スピード重視のミニ団地の開発も目立っていると聞いております。開発と同時に、県や市町村が協力しながら積極的な営業活動を展開し、造成前に企業と握手を交わすオーダーメード型などが主流であるのも特徴と報道されております。

また、県の企業誘致課では、東海3県で土地を探す企業は多く、3年間は需要が続く と予測をされております。このことからも、本市の企業誘致いかんにより山県市の将来 が大きく左右されると言っても過言でないと思います。

そこで、副市長にお尋ねをいたします。

部局を超えて本市の最重要施策として政策室すなわち推進本部を設置した市の取り組みを市民は注目し、大きな期待を寄せているところであります。そのかなめの立場をお願いされる副市長のこのことについての熱い意気込みをお尋ねいたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 嶋井副市長。
- ○副市長(嶋井 勉君) お答えいたします。

議員御発言のように、企業誘致は新たな就業の場の確保、市民所得の増加、人口の増加などの直接的な波及効果にとどまらず、消費指数の増加や税収の増加など間接的な波及効果も見込まれ、今後の本市の経済社会の発展に不可欠であると考えられます。

こうしたことから、企業誘致につきましては全庁体制で取り組むべく重要課題の1つ として位置づけるとともに、先ほど担当部長が申し上げましたように、これを推進して いくための組織の設置により対応していくこととしているところでございます。

そこで、企業誘致の方法論といたしまして、場所や規模、形状などをあらかじめ決めてから企業誘致を図るという従来の方法の場合、企業はより早い操業開始が目指せる上、市は土地利用等においてベストな状態で誘致ができるというメリットがございます。しかし、企業が進出する上では、その業種や規模によって場所や規模、形状などの求めるものは異なっており、あらかじめ企画化された場所に呼応する企業というのは必然的に限定的なものにならざるを得ず、ときには計画修正が必要になって余分な経費が発生し得る可能性もございます。

こうした中で、議員御発言のオーダーメード方式が最近注目を集めてきております。 この方式は、一部でエレクトロニクス関連企業には人気がないとも報告されております が、企業の立地計画に合わせて場所や規模、形状などを自在にアレンジしていくことの この方式は企業の進出意欲を促進することになりますし、誘致に伴う事業に無理、無駄 がなく、大変有効な手段の1つであると考えられます。そして従来の方式においても、 用地という商品を陳列化するだけの、言葉ではよくないですが、殿様商売では企業誘致 は困難でございましたが、こうしたオーダーメード方式による場合にはますます積極的 な売り込みが必要となってまいります。

そこで、経済団体などのネットワークや人脈を通じまして、企業誘致活動を具体的に 展開していくことが大切だと考えております。私自身が営業マンとなって自ら出かけて いくことはもちろん、職員全員が営業マンとなって誘致活動を目指していくことも大切 だと考えております。また、県の御指導をいただきながら、タイアップしての企業誘致 も検討してまいりたいと考えております。と同時に、企業に魅力を感じていただくため には、企業ニーズに対する対応の早さと行動力が求められております。そうした中で、 議員の皆様、市民の皆様からもいち早く情報をいただくなど、皆様のお力添いをお願い するものでございます。

なお、申し上げるまでもございませんが、こうした企業誘致を推進する上で東海環状 自動車道の早期開通とインターチェンジの設置は一番近道でございます。少数の反対の 方もいらっしゃいますが、どうか御理解をいただき、御協力を心からお願い申し上げる 次第でございます。

企業誘致の秘訣は情熱と粘り強さ、あきらめない、サービス精神、長いつき合い、情報収集であるとも言われます。私はこのことを肝に銘じながら企業誘致を推進してまいります。

私ごとで恐縮でございますが、今月末をもって任期満了となる副市長職について市長から新ためて選任され、本議会においても皆様方の御同意をいただいたところでございます。副市長という職務は市長を支えるマネジメント機能の強化を図る必要から、2006年の地方自治法の改正により設置されたものでございます。こうしたことを十分に認識いたしまして、気持ちを新たにし、こうした企業誘致に限らず、その職を全うさせていただきたく思っているところでございます。今後とも御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 宮田軍作君。
- ○6番(宮田軍作君) 近隣の自治体では、交通アクセスの便利によっての効果がはっき りしてきているわけでございます。山県市には幸いインターチェンジが計画決定されて います。一刻も早い開通をと山県市民全員の切望であることは何ら疑うことはありませ ん。ごく一部の反対運動によって大きなおくれが生じておるということも事実でありま す。まだ建設の見通しがつかない深刻な状況にでもあると言っていいかと思います。東

回りルートと西回りルートの最後の結合点が山県市となれば、その損失ははかり知れず、後世にまで汚点を残すことになると考えております。一刻も早い解決が望まれ、早期開通に向けて最善を尽くしていくことが必要と思われます。先ほどの副市長の情熱に期待をしながら、全市民が協力し合って問題解決に進み、住みよい山県市が早く実現できますことをお願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- ○議長(村瀬伊織君) 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。 通告順位5番 杉山正樹君。
- ○2番(杉山正樹君) それでは、お尋ねをさせていただきます。山県市の森林づくりの基本計画についてお尋ねをいたします。

山県市は全体の84%を山に囲まれた自然豊かなまちでありますと同時に、山を切り開きまして造成した多くの住宅もございます。それだけに、山県市にとって森林づくりは大変重要な課題であると思います。また、今世界が温室効果ガス対策と環境対策、またそれに伴う森林づくりということで真剣に取り組む中、山県市の取り組み方と森林づくりについて市長さんの基本的な考え方とそれに伴う基本計画についてお尋ねをいたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 平野市長。
- ○市長(平野 元君) 森林づくり基本計画の御質問にお答えをいたします。

山県市の現状は総面積の8割以上を森林が占めております。近年の木材価格の低迷、 木材生産の高コスト化等に加えまして、過疎高齢化によりまして森林所有者の管理意識 と言いますか、そういった意識が喪失をしていまして、いわゆる山離れが進んでいる現 状でございます。

本年は、京都議定書の第1約束期間の初年度に当たりまして、国は温室効果ガス6%削減のうち、森林により1,300万炭素トンの森林吸収を目標として、これに向けて6年間で330万へクタールの間伐を実施する美しい森林づくりの整備を進められているところでございます。また、岐阜県におきましても、平成18年全国植樹祭にあわせまして、岐阜県森林づくり基本条例を制定され、森林づくりに関する施策の中で計画的に整備を図られているところでございます。

こうした流れの中にありまして、山県市におきましては平成18年度に森林づくり会議の意見を反映しながら、10カ年を計画期間とする山県市森林整備計画を策定したところでございます。この計画の中で、地球温暖化防止や山地の災害防止、水資源の涵養など、森林の公益的機能を発揮させるべく、間伐を初めとする効果的な事業を展開しているところでございます。

具体的には、市内北部の木材生産適地において間伐促進、また既設の作業道の活用、 さらに新規の作業道の開設、高性能な林業機械を利用しての施業の集約化を図るなど、 適切な森林整備に努めながら、南部地域においても環境整備林としての役割も見据えて 災害を未然に防ぐ観点から、枝打ち等の整備を進めてまいっておるところでございます。

本年度におきましても、間伐材利用促進事業、森林整備地域活動支援事業、育林推進 事業、未整備森林地域活動モデル事業等々の事業を国、県の補助制度を活用して整備を 図っているところでございますし、あわせまして流域全体の視点に立った治山事業や林 道整備事業等の施策をできる範囲で着実に対応してきたところでございます。

今後におきましても、前年度に引き続きまして、間伐材の利用促進を図る等、長期的な視点に立った事業を展開し、山県市の森林を守っていくよう努力してまいりたいというような、さように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

- ○議長(村瀬伊織君) 杉山正樹君。
- ○2番(杉山正樹君) 市長さんから御説明をいただきました。市長さんの育林事業と森林の保全と整備に積極的に取り組もうとしておられることはよくわかりました。そのことは、すなわち木材と自然という大きな財産をこれからの子供たちに残してやり、そして、その財産が未来の山県市の発展につながるものと確信をしております。

そこで、事務的なことでございますので、副市長さんにお尋ねをいたしますが、苗木を植林した、木が育った、次は、それを切ってこの魅力ある資産をいかに利用し、活用するかであります。例えば、山県市に家を新築される等、地元の木材等を御利用の場合には何かの形で支援策など、あるいはそうした利用促進策などを考えてみてはどうかと思いますし、また、これから美山中学校の建設が始まるわけでございますが、その美山中学校の建設に使います木材は、ぜひ、この地元産の木材を多く使っていただきまして、そうしたことが地元産木材のPRの機会につながればと思いますが、その辺のところにつきまして御見解をお伺いしたいと思います。

- ○議長(村瀬伊織君) 嶋井副市長。
- ○副市長(嶋井 勉君) お答えします。

1点目の地元産の木材利用者に支援を考えたらどうかという御質問でございますが、 現在、県産材を6%以上使用した住宅に対しまして、一定の条件に基づき県から3万5,000 円と、山県産直住宅協会から7万円の助成がございます。あいにく山県市独自の補助制 度はございませんので、今後の課題にしたいと思っております。

参考までに申し上げますと、杉山議員も恐らく御存じのことと存じますが、先週の12

日、水曜日の中日新聞の朝刊記事でございますが、関市上之保の上之保デカ木住宅センターのことについて報道されていました。その記事を持ってまいりましたので主な点を読ませていただきますが、「『デカ木住宅』本年度売上高 受注好調10億円超へ」ということになっておりまして、この内容といたしまして、「関市上之保の製材・建築12業者が加盟する協同組合『上之保デカ木住宅センター』が4月、発足25年を迎える。国産材のみを使い、通常の住宅より太い柱や梁が特徴のデカ木住宅は、2007年度の売上高が過去最高となる見込み。」ということでございまして、「同センターは、旧上之保村時代の1984年4月、県の『村おこし事業』の指定を受け、同村商工会が中心となって設立した。88年には、名古屋市熱田区の住宅展示場内にモデルハウスを建築するなど、県外でのPRも積極的に展開した。」ということでございますし、「06年には、美濃市の県森林文化アカデミーの協力を得て、『強度に数値の裏付けが欲しい』と、デカ木仕様の構造体を使った耐震強度実験を実施。家屋になった場合、震度7に耐えられるとお墨付きをもらい、組合員らは自信を深めた。」という記事でございます。

山県市も、先ほど申し上げました山県産直住宅協会がございます。それを初めとしまして、製材業、建築業の方も多うございますので、こうした事例を参考にしていただきまして、皆さんが何かいい手だてを考えられまして、地元産の木材の利用についてPRをしていただきたいと思っております。

こういうことに対しまして、市といたしましては、活動などに対しまして何かいい支援策を検討していきたいということでございます。

次、2点目でございますが、美山中学校の建設に山県産材の利用についてお答えします。

岐阜県では、教育福祉関連施設の木造化、内装木質化を促進し、県民への木のよさや木造建築技術等の復旧を図り、市町村はもとより民間レベルでの木造建築を促進させ、県産材の需要を拡大するという趣旨で、県産材需要拡大施設等整備事業という補助制度がございます。美山中学校も高富小学校、高富中学校と同様に、この補助制度を活用して内装の木質化を図ります。内容といたしましては、教室、廊下の床と腰壁などに美山産の木材を利用する予定で、全体の60%以上を実施いたします。補助金額は最高限度でございます3,000万を予定しております。今後とも本市の有する身近な資源を多方面の方々に利用されるようPRに努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(村瀬伊織君) 杉山正樹君。

○2番(杉山正樹君) 今こそ、山に手を加えていかなかったら、後に残されたのは大きな山の災害と壊滅的な自然破壊のみでございます。先ほどお話がございましたように、林業が大変衰退しておる、この状況の中でございます。そして、なかなか山林所有者もその保全のために力を注ぐというようなことも、高齢化してまいりましてなかなかうまくまいりません。そんなことで、行政と、そして市民、さらに山林所有者が一体となってこの快適な生活環境を守るために、森林被害対策、また里山の保全対策、こんなことを考えながら、この森林づくりについて懸命に取り組んでいただきたい、そんな思いで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(村瀬伊織君) 以上で杉山正樹君の一般質問は終わりました。 暫時休憩をいたします。議場の時計で1時まで休憩をいたします。 午前11時47分休憩

午後1時00分再開

- ○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。通告順位6番 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) 日本共産党の中田静枝です。では、一般質問を始めます。 1つ目の質問は、市の財政問題について。まず林総務部長に質問をいたします。

山県市は財政難を理由に公共料金の値上げや福祉施策の削減、公民館経費の削減などを進めております。新年度の予算編成方針を見ますと、その中には使用料、手数料、分担金、負担金、諸収入となる雑入等の受益者負担金については、類似施設との均衡を調査するとともに適正な原価計算による適正な対価となるよう料金の見直しも含め検討の上計上してくださいという文面があります。

公共料金の値上げというのは、即、市民の家計を圧迫いたします。以下の点で答弁を 求めたいというふうに思います。

1点目、新年度の公共料金引き上げをされる予定は何か。値上げの種類と内容、市民 の負担増分の総額、それぞれの低所得対策について一般会計、特別会計はどのようにな っているか、ともに説明をされたいと思います。

2点目は、市は財政難ということで言っているわけですけれども、その財政難をもた らした原因をどのように分析しているのかお尋ねをします。

3点目は、財政難理由の公共料金の連続引き上げは市民への責任転嫁ではないかというふうに考えます。市民への説明が非常に不足している。説明会の実施状況などは一体

どうなってきたのでしょうか。

4点目につきましては、市民本意の予算編成を強く求めるものです。低所得者の生活 苦、低所得者などの不安をそのままにして市民の安心というのは得ることができません。 市の施策、あらゆる分野で低所得者の対策がとられるべきではないかと考えますけれど もいかがでしょうか。

以上、お答えください。

- ○議長(村瀬伊織君) 林総務部長。
- ○総務部長(林 宏優君) 御質問にお答えをいたします。

まず1点目の公共料金の引き上げにつきましては、会計別に見ますと、一般会計では 有線テレビ施設利用料、山県市総合運動場の体育施設使用料、特別会計では水道料金と 農業集落排水施設使用料がございます。

種類別に申しますと、有線テレビ施設利用料が月額500円から月額1,050円に引き上げられ、5,280万円の増加を見込んでおります。低所得者対策は、現在のところ生活保護世帯や身体障害者を有する世帯等で、その世帯を構成するすべての方が市民税の非課税世帯の方が減免の対象となっております。

次に、体育施設関係につきましては、山県市の総合運動場、総合体育館、多目的グラウンド、またテニスコートの使用料を時間当たりの単価を見直すとともに、利用日数の増加によりまして170万円ほどの増加を見込んでいますが、使用料金は指定管理者に納めていただくことになります。特に、低所得者対策はございませんが、使用料の減免基準は定めております。

次に、水道料金につきましては、平成19年度から3カ年の段階的な引き上げを行っております。この平成19年度から20年度への引き上げは約8%で、基本料金はメーターの口径によりまして定めており、一般家庭用の13ミリでは10立方メートルまで月額870円が940円に、超過料金は1立方メートルごとに104円が112円に引き上げとなり、上水道及び簡易水道総額で約3,300万円の増加を見込んでおります。なお、低所得者対策はございませんが、水道加入分担金の減免基準は定めております。

最後に、農業集落排水施設使用料につきましては、料金体系の変更により増加するものであります。新年度より公共下水道が一部供用開始されることに伴いまして、現行の料金体系から公共下水道使用料金と同じように使用水量に応じた算定方法とし、料金の均衡を図るもので、増加額といたしましては約2,900万円を見込んでおります。なお、低所得者対策はございませんが、使用料の減免基準は定めております。

次に、2点目の厳しい財政状況に陥った要因といたしましては、やはり国の三位一体

改革に伴う地方交付税及び国庫補助負担金の減額が最大の要因となっており、全国的に 地方自治体の財政状況は厳しい局面を迎えることになってきていると考えております。

次に、3点目につきましては、合併して5年が経過し、社会情勢の変化等から公共料金を見直すことも必要なことであり、受益者負担の適正化を図っていかなければなりませんので御理解を賜りたいと存じます。

料金改正に当りましては、有線テレビ施設利用料及び水道料金は各それぞれの審議会に諮問いたしましたし、またその答申を受けての改正であります。体育施設関係では近隣の同等の施設の料金を参考に見直しまして、また、利用者会議の折にふれ説明をしてまいりました。また、農業集落排水施設使用料は下水道推進協議会役員会で説明をいたしました。そして、決定させていただきました。市民の皆様への説明といたしましては、広報紙及び有線テレビ等により周知に努めている状況であります。

次に、4点目の個人負担金等の低所得者対策につきましては、高齢者や障害者福祉事業等で講じておりますが、各分野での対策につきましては社会情勢等を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。なお、新年度の当初予算編成に当たりましては、厳しい財政状況ではありますが、住みよいまちづくりに向け鋭意努力をしてまいりました。今後においても、引き続き住民福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) それぞれ答弁していただきましたけれど、最大の財政難をもたらした原因を国の三位一体改革の、これは不十分なということになるんですけれども、国からの交付税などの大幅な削減だというふうにお答えになったのは、非常に私としては、執行部がこのようにお答えになったことの意味の大きさを今ちょっと改めて思っているところです。それもありますけれども、それは本当に国の責任として非常に大きな位置づけがあるというふうに私も思います。けれども、そうした国のやり方というのは、いろいろ今までにも何十年にわたって地方自治体に地方自治という枠を超えて指導だとか、ああいう形で、いろんな形で押しつけられてきたというようなこともありまして、公共事業が次々と地方自治体がそれに従ってやってきたということにも、地方自治体としての大きな責任があるというふうに私は思います。

ところで、現在の山県市の財政状況を示すものとして、新しく地方財政健全化法、そういう法律が実施をされるということで、その法律に基づいての地方自治体の財政状況を判断する基準のようなものも示されているということで、この山県市は、その基準に照らしてどんな状況なのかなというところで、同じく総務部長に答弁をお願いしたいと

いうふうに思います。

○議長(村瀬伊織君) 暫時休憩いたします。

午後1時11分休憩

午後1時11分再開

- ○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。林総務部長。
- ○総務部長(林 宏優君) それでは、ただいまの地方公共団体の財政の健全化に関する 法律によりまして、新しい指針が示されました。その内容について御説明をさせていた だいます。

この財政の健全化判断の比率といたしまして4つございますけれども、実質赤字比率と連結の実質赤字比率、そして実質公債費比率及び将来の負担比率、この4つの指標が新しく定められました。また、平成19年度の予算より公表することとなっております。この結果によりまして、早期の健全化基準あるいは財政再建基準を上回った場合は、それぞれ財政健全化計画、また財政再生計画を定めなければならないこととされております。この計画の策定につきましては、平成20年度の決算に基づきまして、平成21年度より義務づけられることになります。同様に、公営企業会計につきましても経営の健全化を判断する比準として資金不足比率を定めており、経営健全化基準を上回った場合は、経営健全化計画を定めなければならないこととされております。なお、公表、計画の策定のスケジュールにつきましては、先ほどと同様であります。

それではまず初めに、実質赤字比率について御説明を申し上げます。

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とし、繰り上げ充用額等の実質赤字が標準財政規模に占める比率であります。平成19年度において対象となる会計は、一般会計と地域情報化特別会計であります。この実質赤字比率の早期健全化基準につきましては、財政規模に応じ決められ、平成19年度の山県市における基準は13.8%、財政再建基準は全国一律で20%であります。平成19年度決算見込みでは実質赤字は生じないことから、この比率はゼロと見込んでおります。

次に、連結の実質赤字比率でございますが、これは先ほどの実質赤字比率の対象を高 富財産区特別会計を除く全会計にした比率であります。連結実質赤字比率の早期健全化 基準につきましても財政規模に応じ決められ、平成19年度の山県市における基準は18.8%、 財政再生基準は全国市町村一律で30%であります。この実質赤字比率につきましては、 平成19年度決算見込みでは、実質赤字は生じないことからゼロと見込んでおります。 次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準 財政規模に占める比率であります。実質公債費比率の早期健全化基準につきましては、 全地方自治体で25%、財政再生基準につきましても全地方自治体で35%となっておりま す。この実質公債費比率につきましては、平成19年度決算見込みで試算すると13.4%程 度と見込んでおります。

次に、将来負担比率は一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に占める比率であります。この実質的な負債には、一般会計等の地方債現在高や一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる繰入見込み額や、退職手当支給予定額等が含まれます。将来負担比率の早期健全化基準につきましては、全国の市町村一律で350%となっており、財政再生基準につきましては定められておりません。この将来負担比率につきましては、今回新たな考え方に基づき導入された指標であり、詳しい算定方法は示されておりませんが、平成19年度決算見込みで試算しますと、73%程度と見込んでおります。

最後に、資金不足比率についてでございますが、公営企業会計ごとに資金の不足額の事業規模に占める比率によって算出されます。平成19年度における対象となる会計は簡易水道の特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業の特別会計、水道事業会計の4会計であります。資金不足比率における経営健全化基準は全会計とも20%となっております。この資金不足比率につきましては、平成19年度決算見込みでは4会計とも資金不足は生じないことからゼロ%と見込んでおります。

いずれにいたしましても、平成19年度決算見込みに基づく試算においては、早期健全 化基準、財政再建基準、経営健全化基準を上回る見込みはありませんが、引き続き健全 財政の堅持に努めたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君。再々質問です。
- ○16番(中田静枝君) 今、山県市の財政の問題について、状況について具体的に数値で示していただけたというふうに思います。結論としては、まだまだ大変だけれどもゆとりはあると、ほかの、例えば夕張だとか、そのほかの財政再建団体にあるような状況のところとは状況が違うということが今説明されたというふうに思います。

そこで、今度は市長に質問したいんですけど、私ども、今、山県市の市民の皆さんに アンケート調査で御協力をいただいているところですけれども、それに回答がいろいろ 寄せられてきているわけです。その声をちょっと市長に聞いていただきたいというふう に思うわけです。 中間的な集約なんですけれども、住民基本健診というのがありますよね。それについて無料にすべきと思うかどうかという設問をいたしました。これに対して返ってきた回答の中の71%が無料にすべきだという回答でありました。また、介護保険の問題につきましては、保険料負担を軽くしてほしいという回答が58%、また利用料の負担を軽くしてほしいというのが36%ありました。国民健康保険のほうで聞きましたところでは、国保税を高いので引き下げてほしいという回答が65%ありました。それから、引き下げるということとイコールの意味なんですけれども、国保税の減免制度を充実させてほしいという回答が20%ということであったんですね。

それから、公共料金の連続的な値上げに対して市民の方の怒りの声がたくさん届いて おりますし、また市がいろいろ決めてやっていく上で市民への問いかけや説明がないと いう不満の声も寄せられているわけであります。公共料金で言いますと、50代の男性は CCYが勝手にどんどんと値上げされるというふうに言っておられますし、それから30 代の女性の場合には、保育料が大幅に引き上げられ、少子化問題に真剣に取り組んでい る市とは思えないと、財政難なことで子供を犠牲にしている、学校給食などの民営化に ついても子供にかかる経費を惜しむのはいいかげんやめてもらいたいというような声で すね。それから70代の男性ですが、まちづくりについて住民への問いかけがない、役員 のみでやっている、これは先ほどの部長の答弁の中でも各審議会とか、または下水なん かでは役員会とかというふうな、そういうところで説明をしてというふうな話でしたの で、やはり住民の方がそれを感じとっておられるわけです。それから有線テレビ利用、 先ほども出ましたけども、それから水道料金が合併してから高くなった。60代の男性の 方、年金生活である、低所得者は公共料金の値上げラッシュで生活が苦しい、市長以下 役職員の給料を20%カットなどしてから市民に税金をお願いするのが本当ではないかと か、あと、年金がどんどん減るのは非常に困るということとか、こういう声もあります、 50代の女性の方ですけれども、主人が勤めていた会社が定年まであと2年というところ で倒産をした。今は主人の少ない年金と自分の内職でやっとの生活だと、これ以上収入 は増えないのに増税は本当に困るんだというような声ですね。そういうようなことです。 年金生活の女性の方は、年金生活の私たちにとって毎月のやりくりが大変だ、本当に細 かい生活をしています。一般市民には減税をしてほしい、こういうような声が具体的に 全部読み切れませんけれども届いているわけであります。

そこで、この市民の皆さんが受けとめられておられる気持ちというのは本当にそのと おりだというふうに思います。山県市は行財政改革というのをずっと掲げて公共料金を 次々と値上げしてきているわけですけれども、地方自治体の役割ということで一緒に思 い出していただきたいんですけれども、これは地方自治法の第1条の2に「地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」、「住民の福祉の増進を図ることを基本として」というふうにちゃんとうたっております。効率化という、財政の健全化だとか行財政改革だとかいって山県市は公共料金をいろいろ値上げしている。

新年度の予算につきましても、住民の健康診断のお金、または基本健診みたいなやつのお金とか、それからがん検診の料金が非常に大幅に値上げの予算案が出ているわけであります。これ、議会の常任委員会の中の質疑の中で、健康診断の料金の値上げにつきまして、医療費の負担、これは一般的には3割というのは負担になっておりますけれども、この医療費の負担と同じ3割をめどに見直しがされているというんですね。何で健康診断がそんなことに一緒にされなくちゃいけないのか、本当にあきれて物が言えないわけですけれども、結局これも山県市の財政の組み方が、行財政改革と言って住民負担、受益者負担という言葉で進められようとしていることも私は具体的なあらわれだというふうに思います。こんなことでは、先ほど言いました地方自治体の役割が果たしていけないのではないかというふうに思うんですね。

そこで、市長はそこら辺、地方自治体の役割、「住民の福祉の増進を図ることを基本として」という部分ですけれども、山県市のこのような公共料金の値上げ、そしてその値上げに悲鳴を上げていらっしゃる先ほど御紹介いたしました市民の皆さんの声、ここを両方考えられまして、市長はこれをどのように考えておられるのかということでお聞きしたいというふうに思います。

○議長(村瀬伊織君) 暫時休憩をいたします。

午後1時26分休憩

午後1時26分再開

- ○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。平野市長。
- ○市長(平野 元君) お答えします。

今、いろいろアンケートの結果でお話がございました。議員が言われるように、何でも安いほうがいいということはだれでも思うことでございます。市としましては、そういった値上げ問題もございますが、そういった問題についてはいろいろ各種審議会、委員会等がございます。そういう委員の中には市民の団体の代表の方もみえますし、いろんな代表の方がみえる中で、いろんな検討をしていただいた中でこういった値上げ等に

ついて検討したと、その結果がこういう形になっておるということでございます。

そして、住民の福祉ということにつきましては、私も地方自治法の本旨にのっとってしっかりとその辺は踏まえて進めているところでございますし、いろいろ値上げ問題がございますが、そういった面についても適切な皆さん方の判断によりまして、それをもとによりまして、こういった数字が出てきておるということでございますので、その辺も御了承願いたいと思いますが、今言われましたように、市民の皆さん方のご意見等は十分私も検討しておるつもりでございます。今言われましたアンケートの調査については、私はまだ承知をしておりませんが、その辺の中身のことについてもいろいろまたお聞かせ願えればと思いますが、いずれにしましても、そういった関係で市の財政を十分検討しながら、そういった対応をしてまいったということでございます。住民の基本健診等、いろいろ介護保険とか、国保税の引き下げと言われましたが、そういった面につきましても、それぞれの区分ごとに十分精査をしてこういう形になっておるということを御了承願いたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君。質問を変えてください。
- ○16番(中田静枝君) 山県市の場合は、私は今まで議会でも再三質問してきましたけれども、やはり一番不足しているのは下支えの部分だというふうに思うんですね。だれがいつどんなふうで……。
- ○議長(村瀬伊織君) 質問を変えてください。
- ○16番(中田静枝君) 経済的に困るというような状況になるかわからないわけでありまして、そこはしっかりと、どんなときでも市が支えますよということを、メッセージを具体的に発せられるような低所得者対策が各部面、全部面で地方自治体の役割、本市に基づいて市長、頑張っておられるわけですので、ぜひそこを突っ込んで今後お願いしなければならないというふうに思うわけです。
 - 2番目の質問に移ります。

2番目は、保健福祉部長に答弁をいただきたいと思いますけど、福祉灯油についてであります。

原油の高騰によりまして、燃料の高騰により、事業者も含め市民の生活は大きな影響を受けております。特に低所得者にとっては深刻であります。政府は国民の強い要請で福祉灯油を実施する場合には一定の経費を国で出すということにいたしました。そうした状況もありまして、私は1月9日、保健福祉部長に福祉灯油の実施を要請いたしました。しかし、既に市はそのことについて検討をしておりまして、実施しないこととして

おりました。それで、市長にも緊急の申し入れを行うなど、再検討を求めてきたわけで すけれども、その後も実施をされないままであります。

福祉灯油の実施は寒冷地以外にも広がっておりまして、2月20日現在、全国で689の市町村が実施をしております。富山県では15市町村中15、群馬県でも38市町村全部、福井県でも鳥取県でも島根県でも四国の徳島県でも、すべての自治体で実施をしております。隣の長野県におきましても81市町村中80の自治体で、まさに99%の自治体がこの福祉灯油を実施しているというふうに報道されております。

この山県市は海抜の差もかなりありまして、寒冷地が含まれております。比較的暖かい旧高富地域でも灯油なしに冬を過ごすことはできません。問題は、この山県市におきましては寒冷地かどうかではなくて、原油の高騰による大幅な灯油の値上げ、宅配される場合のことで比べてみますと、昨年の1月には18リットル1缶1,300円程度でしたけれども、ことしの冬は1,800円程度、昨年の冬と比べて1缶400円から500円もの値上げになっているわけであります。こうした値上げというのは、市民の福祉を守るために低所得者対策が必要な課題であります。よって、次の点で答弁を求めたいというふうに思います。

1点目は、実施見送りをされたその理由を示されたい。

2点目は、実施する場合の必要額はどれだけと見ていたのか、積算内容はどうかということでお答えください。

- ○議長(村瀬伊織君) 笠原保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(笠原秀美君) 福祉灯油について、実施見送りの理由についてお答えい たします。

原油価格の高騰により灯油価格が上昇し、生活費を圧迫しているとして寒冷地の市町では高齢者世帯や障害者世帯を対象に福祉灯油助成事業が行われています。本市におきましても、その対応について検討いたしましたが、ことしは積雪も少なく暖冬であることや、本市と高山市の冬季の気温を比較してみますと5度から8度程度の差があることから、寒さの厳しい高山市や飛騨市の負担増とは様子が異なるのではないかと思われ、食料品や日常生活用品などの値上がりと同等に考えることが妥当ではないかと判断しました。また、財政的な負担も考え合わせ、実施をしないことにしました。

次に、実施する場合の必要額、その積算内容についてお答えします。

実施された市町の対象者と同様に市全域の障害者世帯、母子、父子世帯、75歳以上高齢者世帯、要介護認定者世帯のうちの市民税非課税世帯及び生活保護世帯を対象とした場合、概算では1,200世帯ほどが対象となります。補助金額の考え方といたしましては、

12月から3月までの4カ月間の一世帯当たりの灯油使用量を360リットルとし、値上がり額を30円として計算しますと、負担増額が1万円程度となり、その半額を補助すると考えますと、全体の必要額は600万円ぐらいとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) 再質問したいと思うんですけれども、厚生労働省のほうは、昨年の12月26日に、通知で生活保護の被保護者が福祉灯油の助成を受けた場合には、その分の助成額は1カ月当たり、1人当たりで8,000円までは収入とはみなさないという通知を出しているということなんです。このことの意味というのは本当に大きいというふうに思うんです。単なる物価高ではない、これは大変な問題だということで、もちろんこういったことは政府が責任を持たなくちゃならないような原油の問題ですので、このような通知を出してきておりますね。この問題で1つお尋ねをしたいのは、特に今、部長が積算される場合の範囲、対象者についていろいろ言われましたけれども、それは本当に妥当な対象者だというふうに私は思うわけですけれども、そうした方たちに市は直接聞き取り調査をされたかどうかをお尋ねしたいというふうに思います。
- ○議長(村瀬伊織君) 笠原保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(笠原秀美君) 中田議員の再質問にお答えします。 聞き取り調査はいたしておりません。
- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) これも1つ目の質問と同じように、やはり聞き取り調査がなされていないということを今公表されたわけですけれども、本当にこれは行政としては怠慢だというふうに私は思います。市長、これ、行政の怠慢じゃないですか。ちょっとお答えください。
- ○議長(村瀬伊織君) 平野市長。
- ○市長(平野 元君) お答えします。

先ほど担当部長からいろいろ御説明申し上げましたとおり、飛騨方面の寒冷地につきましては、ああいった若干の助成措置がありましたが、南部地域について、横の線ですか、本巣とか、あるいは郡上とか、そういった点も十分横並びの市町村等も聞いておりましたが、ことしは、先ほどお話があったように暖冬でもございましたし、そんなことで山県市だけ突出して補助するというわけにもいかんということでございましたし、そういう状況の判断を私がして、この灯油の助成はしないということに決定をしたわけでございますので、御了承願いたいというふうに思います。

- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君。質問を変えてください。
- ○16番(中田静枝君) こういうやり方は、本当に今後改めていただきたいと思うんです。すべての部門について、国と地方自治体は国民、市民に責任を負っているわけですから、どうかきめの細かい行政を進めていただきたいというふうに強く要請をするものです。

3番目の質問に移ります。

これは国民健康保険税の増税計画について、市民環境部長に、まず質問いたします。 今度の定例会に当たっての議会に対する執行部の説明の中で、後期高齢者医療制度の 実施に触れながら、山県市の国民健康保険税、5年間据え置きをしてきたけれども見直しが必要になってくるというような発言がありました。合併後ずっと据え置かれてきた 国保税の税率が変えられようとしている、これは大変だというふうに私は思います。5 億円以上の国民健康保険の積立金基金がありながら、国保税の値上げというのは絶対に 認めることはできません。市民の命と健康を、そして生活を支える市政を強く求めるものであります。基金がなくても増税はしないで、市民の福祉を守るために一般会計からの繰り出しをしている自治体もあるというふうに聞きます。増税は市民の生活を圧迫し、命と健康が守られなくなる、そういう点で非常にこれは重要な問題であります。以下の点で部長の答弁を求めます。

1点目、新年度の国民健康保険会計予算が3億6,000万円と前年度予算に比べまして 12%も増えております。75歳以上がすべて別建てとして切り離されることになっている のに、このような予算になっているのはなぜか。

山県市の国民健康保険の基金はどれだけあるのか、被保険者1人当たりにするとどれだけか。

また、県内のほかの自治体の基金の状況はどうか。

以上、質問いたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 松影市民環境部長。
- ○市民環境部長(松影康司君) 御質問にお答えします。

本定例会の常任委員会の折にも誠心誠意お答えしましたが、再度の御質問でございま すので、説明させていただきます。

1点目の、新年度の対前年度比が金額で3億6,000万円、率で12%増になっているのはなぜかについてお答えさせていただきます。

本年4月より後期高齢者医療制度がスタートし、退職者医療制度におきましても、退職被保険者本人の対象年齢が現行の75歳未満から65歳未満に引き下げられるなど、大き

な医療制度改革が行われることは議員も御承知だと思います。これに伴いまして、歳入におきましては、増額となるのは前期高齢者交付金約5億8,900万円、共同事業交付金約1億7,000万円等です。減額となるのは医療給付費交付金約2億4,800万円、国庫支出金が8,000万円、国民健康保険税約8,700万円などです。

一方、歳出につきましては、増額となるのが後期高齢者支援金が約3億6,900万円でございます。それから、共同事業拠出金約2億3,000万円等でございます。減額となるのが保険給付金が約2億8,000万円、老人保健拠出金1億6,900万円、介護納付金が3,500万円等となっております。このことから、対前年度比約3億6,000万円の増額で12%の伸びになるものでございます。

2点目の山県市の国保財政調整基金保有額及び被保険者1人当たりの金額、それから 3点目の県内他自治体の基金保有状況及び被保険者1人当たりの金額は関連があります ので一括でお答えさせていただきます。

山県市の18年度末基金保有額は5億6,774万8,638円で、1人当たり4万6,848円でございます。

県下の42自治体のうち、基金保有額ゼロ円の自治体は岐阜市のみでございます。羽島市は5億2,313万8,169円で1人当たり2万934円でございます。それから各務原市は3億4,523万1,883円で1人当たり6,563円でございます。瑞穂市は7億1,524万6,533円で1人当たり4万6,318円でございます。それから本巣市は6億6,333万700円で1人当たり5万3,793円でございます。それから飛騨市は5億6,912万393円で1人当たり4万9,007円です。瑞浪市は6億6,562万6,078円で1人当たり4万6,408円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 中田静枝君。
- ○16番(中田静枝君) 基金の1人当たりの額について、私から見れば都合のいい自治体だけ選んでお答えになったような気がします。例えば、坂祝町では1人当たりの基金が1,300円です。たった1,300円です。それから可児市、ここは人口的に多いところですけれども、1人当たりの基金が1,500円です。国保税はどうかというと、可児市と山県市はほぼ同じぐらいの国保税の額になっております、医療分につきましてですね。そういったことから見ましても、基金がほかの自治体と比べて山県市はそんなに多くないよというような先ほどの答弁は全く認められないし、そして、このようにたくさんの基金がありますので、やっぱり市民に国保税を値上げして負担を押しつけるのではなくて、活用して税を抑える、これが市長のとるべき姿勢ではないかと思います。

市長の答弁を求めます。

- ○議長(村瀬伊織君) 平野市長。
- ○市長(平野 元君) お答えします。

国保税の件でございますが、先ほど担当部長からるる御説明申し上げました状況でございますし、他市の状況もそういうような関係でございます。この問題につきましては、国民健康保険運営協議会が組織されております。こういった協議会に十分意見を求めて、そして対応していきたいということでございます。今後の課題でございますが、そういうことで、まずそういった協議会の皆さん方から十分意見を聞いて対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(村瀬伊織君) 以上で中田静枝君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で午後2時まで休憩をいたします。

午後1時46分休憩

午後2時00分再開

- ○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 通告順位7番 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) それでは通告に従って一般質問を行います。

第1問ですけれども、いわゆるDV、配偶者の間の暴力、それからデートDVと言われるものについて保健福祉部長と教育長に質問いたします。

ドメスティック・バイオレンス、いわゆるDVについて、国の統計では配偶者の間における殺人、傷害、暴行の被害者の93%が女性であるという数字が出ています。全国的には女性の約3割がDV被害を経験していると言われます。2006年の内閣府の男女間における暴力に関する調査報告書では女性全体でDVの被害に複数回遭ったとしたのは10.6%、どこにもだれにも相談しなかったは女性の46.9%とされています。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法は昨年2007年に改正され、ことし1月から施行され、被害者保護と自立支援に向けた市町村の努力義務が明確にされました。女性に対する人権侵害、犯罪であるDVの根絶に向けた取り組みについて住民に直接つながる基礎自治体としての市の取り組みが不可欠です。被害を受けた当事者が逃げなければならないという理不尽さ、生活再建への道のりを思うと猶予はないと考えます。

1つ目ですが、DVについて市の基本認識を一言で言うとどのようでしょうか。 2つ目、DV被害者支援対策に関して、市の行ってきたことはどのようでしょうか。 そこに要した市の事業費、これは何年で幾らぐらいだったでしょうか。

3つ目ですが、被害の実態に関するデータはどのようか。行政としてそのデータをどのようにとらえるのでしょうか。実態を反映した数字と思うのですか、思わないのでしょうか。

4つ目、DVの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定について、できるという規定から、努力義務規定となりました。内閣府は、地方分権推進の趣旨からも各自治体の主体性に任せるので努力義務にしたとされています。市の基本計画策定について、今後どうするのでしょうか。

5つ目です。配偶者暴力相談支援センターについて、法改正によって市町村の適切な施設において配偶者暴力相談センターとしての機能を果たすということが市町村の努力義務となっています。相談業務の一層の充実が必要と思いますが、市のセンター設置への対応や方向性はどのようでしょうか。

6つ目ですけども、この問題、周りも本人も行政も見ないようにしてきた、知らない ふりをしてきたという傾向が強いものと考えます。あってはならないことが実際にある、被害者なんだという認識して何にも間違っていない、そういうような情報を出すことが 大事だと考えます。暴力はもちろん、精神的な暴力も暴力に当たるという認識を広めることがさらに必要です。今後、市民への広報や周知をどのように進めていくのでしょうか。

7つ目、この種の課題には他の部署との連携、調整が不可欠です。男女共同参画担当 部署との連携が必要であると考えるが、どうでしょうか。市役所内の協議体制も必要で はないでしょうか。

8つ目、市の担当職員らは当然研修などをしているわけですが、市の職員全員の教育 も不可欠だと考えます。行政職員及び一社会人としての職員へのDVに関する研修をす べきではないでしょうか。

9つ目ですが、例えば学校のいじめ対策において、加害者へのケアも重要な課題となっています。 DVにおいても被害者保護と同時に加害者対策も重要で不可欠ですが、市はどのように対応するのでしょうか。

最後に10番目、教育長にお聞きしますけど、デートDVというものについて、この防止対策についてお聞きします。

最近では、若い層の男女間で起きる暴力についてデートDVという概念が認識されています。デートDVは本質的にDVと同じですが、婚姻関係にない恋人との関係での暴力をいうとされています。デートDVは以前から厳然と存在しながら、ほとんど社会的

に問題にされてきませんでした。被害者自身が被害意識を持つことさえ困難な場合があります。一般的なDVの特徴に加えて、デートDVは思春期、青年期の特徴的な心理や性意識、行動が影響しているとも指摘されています。

このようなデートDVについて内閣府が2007年11月、初めて実態を調査しました。調査では、20代の女性の5人に1人が暴力を受けたことがあり、そのうち3人に1人が命の危険を感じたことがあるとされています。通信手段のはずの携帯電話が相手に干渉したり、束縛したりする道具になり、精神的被害を与えているケースもあったとされています。

別の調査では、相談したり、打ち明けたりする相手の半数以上が友人、しかし、被害者と同年代の友人が相談を打ち明けられても問題解決に対処できず、被害者とともに悩むのが実態とされています。ですから、積極的に取り組む自治体も出てきています。

若者への啓発活動について、中学校に関しては市教育委員会等の判断において、高校等については県や県教委との協力において行うという道筋があると考えます。いじめと同様に教育現場では悩ましい問題であると思いますが、いじめや暴力の再発、再生産を根絶するという覚悟と対応をしてきた教育現場として、デートDV対策について今後どうしていくのでしょうか。

以上、お尋ねします。

- ○議長(村瀬伊織君) 笠原保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(笠原秀美君) 第1点目のDVについては、社会的、肉体的、経済的に強い人が弱い立場の人を力により支配しようとする行為であり、人間としての尊厳を奪ってしまう人権侵害であり、犯罪であり、その根幹は人権問題と認識しております。

2点目の被害者支援対策については、保健福祉部では平成15年4月から福祉事務所に家庭相談員を設置し、各種の相談に応じております。また、市民向けに広報、CCYや街頭においてのPR活動を進める一方で、平成18年度においては、すべての人々の人権が尊重され、お互いに共生し得る社会の実現を目指して市民の方々を対象とした意識調査をし、女性の人権を含めた人権施策推進指針を策定いたしました。今年度は、市のホームページにダイジェスト版を掲載いたしました。

また、総務部においては、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、 性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、同年 に市民意識調査を実施し、男女共同参画プランが策定されました。今年度9月にダイジ エスト版を全戸配布いたしております。この2年間でのDVの事業費は、通信費等を含 めて約10万円程度でございます。 3点目の被害者の実態については、全国の相談件数は平成16年度4万9,329件、17年度5万2,145件、18年度5万8,528件と年々増加傾向を示しています。岐阜県における相談件数は、平成16年度、17年度ともに299件、18年度は501件と国と同様増加しています。対しまして、本市における相談件数は平成16年度から18年度までの3年間、毎年2件の相談が寄せられております。本市の実態として、平成18年に実施した山県市男女共同参画に関する市民の意識調査の中のDVの被害経験及び目撃についての質問項目の実態調査から見ても氷山の一角と認識しています。

4点目の基本計画につきましては、今後とも検討していきます。

5点目の配偶者暴力相談支援センターについては、相談体制から被害者の医学的、心理的指導、自立促進に向けての取り組みづくりを検討する中で考えていきたいと思います。

6点目、7点目、8点目については、関連も高く一括してお答えさせていただきます。 DVは強い者が弱い者をさらに従属的な状況に追い込むものであって、その背景には 家庭や職場など、社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、 男女が置かれている状況や過去からの女性差別の意識の残存があるとされています。ま た、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、加害者 に罪の意識が薄いという傾向や、私さえ我慢すればなど、被害者の複雑な心情等から犯 罪として被害者が自ら申告することをためらうという傾向があります。そのため、男女 共同参画担当者や教育委員会や警察など関係機関とのネットワークづくりなど実質的な 連携が必要となってくることから、体制づくりが必須であると思っております。

また、職員を初め市民の皆様方に人権をベースとした教育、啓発活動を実施する一方、 市民の皆様方により近いところで相談事業にかかわっていらっしゃいます方々の専門研 修の充実も図っていきたいと考えております。

9点目の加害者への対策については、犯罪としてDVに適切な対応をするためには、 加害者をきちんと刑事司法システムに乗せて刑罰を科すことで責任をとらせ、なおかつ それを教育の機会としてとらえて、暴力をふるう個人の内面や過去の心理的履歴や精神 状態や生育歴など、総合的にケアしていく体制づくりが必要と考えております。

以上をもちまして答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 森田教育長。
- ○教育長(森田正男君) 御質問にお答えをいたします。

いわゆるDV、デートDV、これらにつきましては異性間での暴力等による束縛や支配であり、人として許されざる行為であるととらえております。教育基本法におきまし

ては、「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずる」を教育の目標の1つとしております。また、学習指導要領では、道徳教育の内容として「男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。」を扱っています。また、保健体育、特別活動等においては男女相互の理解と協力について指導を行うものとしています。山県市学校教育の重点目標にも思いやりの心、規範意識を身につけるような、いわゆる心の教育を位置づけております。

しかし、こうした指導内容は、いじめ問題にも見られますように、学校と家庭、地域が一丸となって指導に当たりましても一朝一夕にして解決することは困難な問題であるというふうにもとらえております。指導を繰り返し、一歩一歩地道に成果を積み上げていくことだというふうに考えています。

教育委員会では、いわゆるこのデートDV等の防止対策につきまして、人権尊重の教育を進める中で保護者への啓発活動及び連携推進を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 答弁についてですけど、まず最後の教育長のほうからですけれども、デートDVという言葉、恐らくデートという言葉を議場で出すこと自体が余りなかったんであろうと思いますけれども、例えば2月25日のNHKの夜7時半からの非常に視聴率の高い番組「クローズアップ現代」、ここではメールに返事がないと突然殴られたとか、おふろやトイレまで行動を逐一報告しろと言われたとか、そういう若い世代の関係があるということが報道されています。そういった被害が若い世代で深刻になっているということなんですね。例えば、これは市役所の中にある啓発パンフレット、DVの関係ですが、でもここは県がつくっていますけど、夫や恋人からの暴力は犯罪ですと書いてある。ちゃんと市役所やあちこちに置いてあるはずです。県はこういったパンフレットも配っています、いろんなものをね。教育の現場、いじめとか性教育でもそうですが、最初は教師の皆さん、親もちゅうちょしながらもできるだけ解決しようと進んでこられたわけですね、そういう中で、確かに答弁を聞いていると、ちょっとおよび腰だなと思いつつも、確かに、まず保護者から話していこうということのお答えはありました。そこは、ぜひ取り組んでいただきたいし、第一歩とすることも間違ってはいないんだろうと。

そこで私は考えるんですが、国のほうもこの問題を重要に考えていて、新年度から若 い層を対象にした教材をつくり、文部科学省とも連携して県教委を通じて配布する予定 ということも聞いています。ですから、そういったことが、ただおりてくるのを待つのではなくて、例えば岐阜県教委に山県はこういうことに取り組みたいと、積極的に手を挙げるとか、たくさんくださいよと言うとか、できればモデル地域にしてほしいとすれば予算的にも随分いろんな意味でメリットも出てくる。ぜひ、そういう前向きに検討してほしいということですし、願わくば、市独自のパンフレットなどもつくってほしいと私は期待しています。

実は答弁をいただきたいのですが、どうもこの議会のルールはあと1人にしか聞けないということなので、私は9つ答えていただいた保健福祉部長のほうに質問をするしかないということで、保健福祉部長の答えですけど、最初に、人権侵害である、犯罪であるという明確な答え、これは非常にすっきりしていいというふうに受けとめました。ですが、被害のデータについて山県市が2件、これはだれが考えてもおかしいよね、1年間で2件ということはない。部長の言葉は氷山の一角だと思いますと、その認識をぜひ持って取り組んでいただきたいわけですが、その後の、今後の取り組みについてどういうことをされていくのか。

非常に抽象的なところで、姿勢としてはわからないわけじゃないんですが、もう少し具体的に、例えば過去は10万円しか使わなかったと聞いたら、やっぱりみんなびっくりするんですよ、それはやっぱり、年間200億の予算をかけている山県市が多くの女性が苦しんでいる状況に対してもっとメッセージを送って、情報を送る、周知活動は必要だろうと。先ほどお見せした県のもの、これは皆さんの担当が市役所の中とか、幾つかのところに置いているわけですけれども、こういったものだって県のほうに話をして、版権もちょっと流してと言えば印刷費だけで済む、こういうのを1枚つくるのには10円もあればできるんですよね。そうしたら各世帯に1部、広報と一緒届けられるわけです。10万円あれば十分できますよ。そういったことで、かなり認知度、皆さんのとらえ方が変わってくる、被害対策も進むというふうに考えられます。そういった意味の広報をしていただきたいわけです。例えば、市に予算がないといっても、市の広報の2ページを使うなんてことは皆さんのやる気次第でできるわけですよね。でも今まで一度もこの問題は広報はされてこなかった、だからDVの関係で、デートDVもそうですけど、ぜひ1ページ、2ページなり3ページのスペースをとって時々知らせるということは、やる気があればお金がなくてもできるわけですから、やっていだきたい。

そういうパンフレットをつくるとか、広報を使ってという手段について、今後具体的 にどうされるのでしょうか、先ほどの答弁では啓発という言葉はありましたけど、具体 的には何もなかったので、そのあたりを具体的に示していただきたい。とりあえずは、 2件という実態はおかしい、氷山の一角だという共通認識がありますので、その中でやっぱり被害者なんだという認識を持って声を上げてもいいよと、どこかに助けを求めてもいいよというメッセージを送ってほしい。市にできるのはまずそこだと思うんですよ。そういう意味で、今後早急に具体的な周知活動、いかがでしょうか。

- ○議長(村瀬伊織君) 笠原保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(笠原秀美君) 寺町議員の再質問にお答えします。

山県市の中には、現在、人権を全市で取り組んでいくための人権教育啓発推進チームを設置しております。主に総務部、市民環境部、産業経済部、保健福祉部、教育委員会です。それぞれの部署で、それぞれのさまざまな人権問題についての指針がつくられておりますので、それぞれの分野に向かって実施していただくようにお願いしていきたいということと、対象者が女性であるということから、私どもの部の中で持っております組織を使いながら、そういった人権啓発を推進してまいりたいと思います。

以上もちまして答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 自分たちの部だけというのはおかしいんですよ。例えば多重債務の問題、サラ金の問題、これも当初は、市のほうはすぐに広報は広報を使われたけど、担当はやはりもっと狭いところじゃないかという認識でした。しかし、それが全体の問題として、今度は相談受け付けもされるわけですね、ですから今のような部長の担当部だけの認識ということでは解決しない。行政がどんどん先取りしていかなければいけないと思うんですよ。それが法律改正、1月に改正されて、これから市町村の努力義務になったんですから、その点をもう一度認識していただきたいということは強く申し上げておきます。

ルールで、次の質問にということですね。

次は、財政の問題ということで、財政悪化の現状と要因、今後の対応ということについて総務部長にお尋ねします。

市は起債の償還額のピークになる2013年、平成25年には実質公債費比率が20.3%程度になると。しかし、交付税算入率の高い合併特例債等の有利な起債を活用し、健全な財政運営を維持すると説明します。そこで質問ですが、1つ、合併特例債の限度額とそれに対する現在までの適用額はどのようでしょうか。今後の合併特例債の予定など、クリーンセンターに35億、美山中学校12億などがありますが、その他に特例債に使える分はどの事業にどれくらいの予想でしょうか。

2つ目ですけど、地域情報化の事業の予算は33億円ほど、実際の落札価格は25億円ほ

どでした。その光ファイバーのケーブルの更新、施設・機器の更新、この時期は10年程度先だと見られていました。つまり、平成27、28年ごろ以降に必要と考えますが、事業はどういうふうに予定しているのでしょうか。

また、美山地区の家庭の排水処理、いわゆる下水処理の計画は数十億円では済まないと思いますが、財政的に勘案されているのでしょうか。いずれにしてもいつごろ、どの程度の額か、現在わかる限りの予測の開示を求めます。この2つの事業は計画として中長期の財政計画に位置づけられる必要があるのではないでしょうか。

3つ目ですが、自治体合併の2年前の山県郡3町村、いわゆる駆け込み事業があったというふうに認識していますけど、2001年、平成13年の起債残高は合計で223億円、当時住民の1人ずつで見ると、高富が73万円、伊自良が97万円、美山が61万円、平均して74万円でした。その後、合併前がそういうふう、合併したときは248億円、つまり1人82万円に増えた。それから合併から5年後の今度の新年度予算、20年度は353億円、つまり1人118万円と非常に増えています。この起債の増加というのは、放漫財政のそしりを免れないのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

4つ目ですけど、岐阜県は2008年の決算から実質公債費比率が18%を超え、2009年度から許可団体に転落する。その要因というのは、前知事時代の1990年代後半から2004年に身の丈を超えた起債を行ったことが理由で、このため収支のバランスが崩れたというような2月の新年度発表のときの新聞報道に書かれています。

では、山県市はどうでしょう。2010年、平成22年には実質公債費比率が18%どころか19%にもなり、次年度から起債の許可団体になると予想されます。今の岐阜県と同じで身の丈を超えた起債を行ったことが第一の理由でとやゆされることは間違いないと私は心配しています。現状につき、身の丈を超えた起債を行ったと批判されると市は考えないのでしょうか。

5つ目ですが、新年度一般会計だけで28億円の起債を見込み、その起債残高は353億円、 さらに来年度起債残高は373億円になる見込みだと聞きます。近年、この状態について市 は収支のバランスが崩れていると考えているのでしょうか、いないのでしょうか。

6つ目、真に必要な事業をする際でも厳しく内容を精査して、どうしても必要な起債を起こすことを私は否定しません。しかし、今の現状を見れば、今までの原因、要因を分析しないといけない。私の分析は、第1に過去の主要事業を見たとき、学校建設などを典型に、1つずつの事業が課題になる、規模が大きくなる。言葉をかえれば、同じ事業をするにしても厳しく圧縮した事業内容とする、施設の計画等々とすると、そういう意識とは逆の肥大する傾向が原因だと。第2に、多額な新たな事業に手を出し過ぎたの

ではないかと私は分析しています。この起債の増加について、市の原因や要因分析はど のようでしょうか。

7つ目ですが、例えば、国体の関連で椿野地域の侵入道路について拡幅計画の有無や 進め方次第で何億円以上もの費用を要する可能性があります。ともかく今の財政計画に は入っていないわけです。今までの市の事業立案の経過からして、厳しく精査できるの か大きな不安がありますが、いかがですか。

8つ目ですけど、物事すべからく真に必要な事業をする際でも厳しく内容を精査する ということについて、市はどのように考えるのでしょうか。

- ○議長(村瀬伊織君) 林総務部長。
- ○総務部長(林 宏優君) ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、合併特例債は合併年度とそれ以後10年間、新市まちづくり計画に基づく必要な事業の経費に充当できる起債であり、本市におきましても、この合併特例債を活用した事業の展開を積極的に行ってまいりました。また同時に、将来にわたり、健全財政を維持していくため、各種事業の見直しを実施するとともに、徹底した経常的経費の削減に取り組んでいるところもございます。

さて、御質問の1点目でございますが、合併特例債の限度額につきましては、まちづくり建設事業費分が119億7,550万円、合併振興基金造成事業費分が16億7,620万円で総額136億5,170万円であり、その充当額は平成20度末で両事業合わせて96億6,440万円になると見込んでいます。今後、合併特例債を予定していますのは、継続事業のクリーンセンターの整備ですとか美山中学校の改築、合併振興基金の積み立てに充てていきますが、そのほかでは、市役所北の市道改良事業等に1億8,310万円ほどを見込んでおります。

次、2点目の地域情報化事業に係る各施設の更新時期のお尋ねでございますが、光ファイバーケーブルの寿命は20年以上、同軸ケーブル及び機器類の耐用年数は10年ほどであることから、平成27年度以降には更新費用が必要になると思われます。

次に、美山地域の家庭排水処理計画につきましては、平成14年度に策定された下水道基本計画によりますと、谷合、笹賀、徳永、富波、西武芸地区については集合処理区域、特定環境保全公共下水道として整備計画をいたしておりますし、それ以外の地域は個別処理区域、合併浄化槽での計画となっており、その当時の試算では集合処理区域は70億7,800万円の事業費が積算されています。今後、再度計画を精査いたしまして、また財政状況を勘案した上、着手時期を検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、今後はこれらの事業を含めた長期見通しを立て、財政運営を図っていきたいと考えております。

次に、3点目と4点目につきましては、合併前の3町村の事業はもちろん必要性があって実施してきたものであり、合併による駆け込み事業があったとは思ってはおりません。合併後は、新市まちづくり計画に基づき地域の一体化と活性化を図るため、地域情報化事業など主要プロジェクトを推進し、市民の皆さんの行政事業にこたえてきたものであり、そのための資本投資は必要不可欠なものであると思っております。

また、事業を実施する上で有利な起債の活用は重要でありますが、平成22年度の決算ベースで実質公債費比率が18%以上になると思われますので、平成22年度以降は建設事業を抑制し、財政健全化に努めてまいりたいと考えております。なお、実質公債費比率が25%以上になりますと、一定の地方債の発行が制限されることとなりますが、本市の場合は25%以上になることは想定いたしておりません。

次に、5点目につきましては、新年度一般会計当初予算では起債を約28億円を見込み、 平成20年度末では約236億円、特別会計及び水道事業会計を合わせますと総額で約353億 円、平成21年度末に起債残高のピークを迎えますが、総額で約373億円になると見込んで います。それに伴い、公債費負担が年々増加してまいりますが、財政計画の中で収支バ ランスをとり、各種の事業を進めておりますので、崩れているとは全く考えておりませ ん。

次に、6点目につきましては、新市まちづくり計画に基づき各事業を進めてきたことによる増加ではございますが、その計画に示されております合併後10年間の財政計画と中期財政計画と比較いたしましても、平成24年度までの全体で普通建設事業費及びその財源としての地方債とも減少となっており、実施段階において一つ一つ事業を十分精査し実施してきた結果であると思っております。

次に、7点目でございますが、今後の財政状況を勘案し、検討を重ねてまいりたいと 考えております。

次の8点目につきましては、申すまでもなく、各種事業の実施に当たりましては、毎年よく精査し真に必要な事業を行ってきており、今後も当然そうしていくべきだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) では、部長に改めて問いますけれども、起債が350億円で、おおむね30年償還というのが普通なんですけど、単純に平均すれば年間11億かなと思いますけど、これは昔も今も一緒にしたからですよ。実際、ことし1年間で返済しなければならないのは、先ほど答弁にもちらっとあったかなと思いますけど、元金で20億円、1年

間で返さなきゃいけない。新年度、利子分だけでも6億ですよ。合計26億7,000万円を返さなきゃいけないのが今なんですよね。30年で平均して11億じゃない。これはもう大体毎年こうで、さらに5年後にピークが来るという、平成25年後の起債の1年間で返さなければならない借金、起債の償還は35億円なんですよね。今26億、それが5年後に35億の返済だけに求められるわけです。そういった状況の中で、市民の人が心配しているのは、この議場でも行政側からは夕張とは違うんだということは何度かお聞きしましたが、確かに夕張のような破綻までとは言いませんが、市民の人は本当に大丈夫なのかという心配は素朴にある。一般社会の、いわゆる多重債務の会計を背負った過程と同じじゃないかと。1年間で特別会計を入れて200億円の山県市の財政の中で、起債の残高が350、370億、借金を返すだけで30億、これはどう見ても破綻状態、民間会社だったら倒産寸前、もしくは倒産だと思うんですよ。それが税金という中でやっているから、公金でだからこそパンクはしていないだけであって、市民の心配がそこにある。それに対して行政の皆さんは、部長は市民のそういう心配、納税者の心配がきちっと伝わっているのか、受けとめているのかと思うんですよ。今の答弁を見てもちゃんとやっていますがねという趣旨にとれてしまう。そのあたりどうなんですか、市民の心配が伝わっていますか。

- ○議長(村瀬伊織君) 林総務部長。
- ○総務部長(林 宏優君) ただいまの御質問でございますけれども、今の状況をかんがみまして、特にこの20年度の予算の編成を見ていただきますとわかりますように、非常に大きな経常的経費の削減等を行なっております。具体的に数字で申し上げますと、人件費で1億円ほど削っておりますし、また皆様方にお配りいたしました主要事業の一覧表でございますが、前年度と比較いたしましても、マイナスの部分を見ていただきますとわかりますように、4億6,000万円ほどの減額でございます。そのほかにも、あるいは主要事業でございまして、多くの歳出を、経常経費の削減を行なっております。そういったことから、今のそれぞれ毎年そういった趣旨で、そういった考え方で今後の財政運営の、いわゆる健全な財政運営を堅持していくという、今の状況は十分認識しての20年度の予算編成をお願いしたところでございます。そういった観念で十分認識をして財政運営には努めております。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 部長、再々質問しますけどね、先ほど最初の通告した答弁で、 例えば美山の家庭排水の処理、私はやっていかんなんて言うつもりはないけども、現状 で70億見込まれるとか、そういった数字がある。長期計画を見ていくということですが、

どうもずっと山県市の行政と話し合ってくると、長期計画には位置づけられていない、数年後に何十億の起債になる。1年間で35億返さなきゃいけない自治体になるのに、70億の下水道計画はここに入っていますじゃない、入っていないんですよ。最後に質問した厳しく精査しているのかということについても、毎年精査していますという答えだった。努力されていることは私も十分認めます。ですけども、厳しく言わないと、ついつい放漫になってしまったのが過去ではないかと私は分析しています。5年後がピークに来るという数字が出ていて、その時代を背負うのは、今ここにおみえの部長、それから課長さんたちです。そういう人たちが本当に今までとは違った厳しい姿勢を持っていけるのか、そこが問われているし、市民に対する答えだと思うんですね。そのあたりをこれから将来、山県市は財政がもっと悪くなる、そこで背負うはずの皆さんにどうなのか、総務部長に本当に自信があるの、やる覚悟はあるのという市民の素朴な質問に対する答えを述べていただきたい。

- ○議長(村瀬伊織君) 林総務部長。
- ○総務部長(林 宏優君) 現在の財政状況につきましては、十分認識をいたしております。特に市民の皆様もいろいろな形で心配してみえると考えておりますし、そういったことから、特に昨年度から非常にそれぞれの事業そのもの1つずつを精査いたしまして、予算を組んでおりますし、特に今年度からは、今の現状を職員一人一人によく認識してもらって、そしてそれぞれの予算編成の前提から、ことしの20年度の予算になっております。そういったことで、私だけでなくして、すべての職員が今の現状を十分に認識しておりますので心配されるような状況にはならないように毎年それぞれ事業を精査して行っていきたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 寺町知正君。
- ○14番(寺町知正君) 言葉だけではなく、ぜひ厳しくいろんな事業を見てほしいというふうに思います。

では、ルールで3問目の質問に移りますけれども、ふるさと納税という言葉が昨年来 大きな話題になっていて、取り組む行政も出てきているわけですけど、このふるさと納 税と市民がいろいろな形で自治体に寄附をしていく制度もある、そういったことについ て副市長にお尋ねします。

ふるさと納税について、現在の寄附金控除の制度は自治体に寄附をした人に対して10 万円を超える部分を課税対象となる所得税から引くと、所得税控除というふうです。そ こに出てきたのが、俗に言うふるさと納税。住民税の1割を上限に各自治体に対する寄 附金に対して控除を広げるというものです。いわゆる寄附金控除を応用するものです。 自治体への寄附が、現在の制度に比べて格段に実行しやすくなります。住所地でなく自 治体への寄附額に近い金額が住所地の自治体におさめる個人住民税の税額から差し引か れるという仕組みです。納税する側は住んでいる自治体に納める住民税の一部を別の自 治体に寄附の形で振り向けると考えればわかりやすい制度です。税や自治体の制度上で は画期的な仕組みでありまして、国民は寄附する先の自治体の選び方、政治的な意思を あらわすこともできるという制度です。

受益者負担の原則の観点から逸脱すると、根本的な格差是正の対策にならないといったような批判もありますけれども、もろもろ、地方交付税の役割と一緒だというふうにもとらえられています。例えば、隣の三重県の知事は制度について批判的なんですけれども、制度ができる以上は最大限活用したいと、さきの2月22日から県としてのPRの開始をしています。

ここでいうふるさとというのは、以前に住んでいた自治体ということに限定されずに、個人的に応援したい自治体に寄附するということも許容範囲です。自分のふるさとではないけれども、今は高齢の親が住んでいるから、それから過疎で財政力がないから、優秀な施策を打ち出しているから、その地域が好きだから、こういった理由で自治体を選ぶこともできるわけです。つまり、自治体の独自性、先進性に対する評価の指標にもなり得ます。

納税者がより積極的に自らの意思を市政に反映させるツールの1つとしてとらえて活用していくことができるというわけです。首都圏在住の地方出身者のアンケートでも賛成が7割を超えたという報道もあります。そういったことで各地の自治体も動き始めています。自治体間の競争が見込まれるわけですが、速やかに具体的な対応が必要だと考えます。山県市はどのようにしていくのでしょうか、法律の道筋が見え始めた今、速やかに対応すべきだと考えますがいかがですか。さらに、こういった場合の秘訣というのは、知恵とやる気、人脈だという見解がありますが、市はどう考えますか。さらに市がそういうことに、過去積極的でなかったと見受けるわけですけれども、今後転換すべきではないでしょうか。

2つ目ですけど、市民が税金の使い方を決めるという観点から、寄附条例や基金、政 策のメニューについて質問します。

従来の制度のもとにおいても可能だった寄附条例、あるいは、新たな基金の創設などということも、山県市には今のところ検討したという経過はないようです。寄附を通じて地域への貢献を自分の意思として選択できるということで、とても意義があります。

寄附条例を制定することで寄附を通じ新たな自主財源を確保するとともに、寄附者が自発的意思により施策メニューを選択することで、市政に対する参加意識の向上が図られます。各分野で寄附を受け入れ可能な特定目的の基金を設置する、これらを体系的にPRする寄附条例を制定した場合と同様の効果が得られるということも言われています。だからこそ、寄附者が選択しやすい政策のメニューを示し、寄附金の使い道の報告などのPR方法や寄附金の受け入れ方法、受け入れ体勢も必要です。

こういった状況の中で、山県市がどうしていくかということですね。寄附金や基金について自治体間の競争も進んでいくわけですから、速やかに対応すべきではないでしょうか。私は、このふるさと納税という新しい制度ですけれども、従来は新しい施策をすれば魅力は増えただけであるけれども、今回は住民税をよそに持っていく、持っていかれる、よそから取ってくることができるかわりに、山県の住民税をよそに持っていかれてしまうという、何もしなければ減ってしまうという新しい制度なんですよ。そのことの認識を深く持っていただかなければ、何もしなかったらもうマイナスなんだよという自覚を持ってほしいと思って質問しているわけですが、副市長のお考えはいかがでしょうか。

- ○議長(村瀬伊織君) 嶋井副市長。
- ○副市長(嶋井 勉君) お答えします。

いわゆるふるさと納税につきましては、さまざまな角度から意見が出されております。 そもそも国税は累進税率による応能的な要素が強いのに対しまして、地方税は応益的な 要素が強くなっております。すなわち地方税は、そこに住む人が当該自治体から行政サ ービスを受けるための地域社会の会費的なものと考えられております。こうした中で、 ふるさと納税は住民間の公平性を欠くことになるといった御意見がございますが、しか し、現代においてはかつてと違いまして、生活拠点が複数である場合もありますし、現 在、国会で審議中の他の自治体へ納付できる割合は1割が限度でございますので、公平 性の確保の許容範囲内であると思われます。

また、住民が納税自治体を事実上自由選択できることから、たまたま著名な史跡等の 資産がある自治体は、その魅力をアピールする上で大変有利となり、歴史の浅い自治体 などは不利になるとも考えられます。しかしながら、これにより納税者の税に対する考 え方や市政などへの参加意識が高まっていくことが期待されますし、長期的視点で見れ ば、この制度が各自治体を切磋琢磨せざるを得ず、自治体間競争がさらに住みよい地域 づくりを促進していくインセンティブとなる効果や、納税者の税に対する考え方や市政 などへの参加意識も高まっていくことが期待されます。特に、これにより確保された税 は地方交付税の基準財政収入額とはみなされず、純然たる自主財源となることからより 顕著となります。そして、これにより減収した税分を基準財政収入額の減収とされるこ とが想定されておりますので、副次的には国から地方への税源移譲の効果があるとも考 えられております。

そこで、この制度を国民的レベルでとらえた場合、大変興味深い制度であると思って おります。現在この制度は平成20年度における税制改革の一環として国会で審議中であ りますが、導入後には、さらに国民的な議論が盛んになるのではないかとも考えており ます。そして、もしこの制度が定着してまいりますと、それは我が国における伝統的な 納税制度の変革点となるし、世界のリーディングケースになるとも思われます。

いずれにいたしましても、各自治体レベルにおきましてはますます愛着を持たれる魅力的な自治体づくりをしていくことが必要となっていくことを意味しております。

そこで、1点目の速やかに対応すべきではないかという御質問でございますが、私は 迅速な対応は大変重要ではございますが、この件につきましては、拙速的な対応だけは 避けたいと考えております。それは語弊を恐れずに申し上げますと、今般、この制度が 導入されましても、それは当面の試行的あるいは暫定的なものになるような気もいたし ているからでございます。

また、秘訣の見解といたしましては、議員御発言の知恵とやる気には、その要素になるものと考えますが、人脈ということは余り考えないほうがベターではないかと思っております。それは極論を申し上げますと、全国の高額納税者のターゲットとして寄附金を募集すれば、多額の寄附金を確保できるかもしれませんが、それでは自治体の存続意義が本末転倒となりかねないからでありまして、各自治体の良識ある行動が強く期待されているところでもあります。

例えば、一定額以上の納税者に対しまして、地元特産品を贈与するというような方法は、将来の我が国のあり方を考えたときには非難されるべきではないかという多くの意見もございますし、私もそう思えてなりません。また、本市がこうした積極的でなかったことでございますが、そもそもこの制度において求められることは、魅力的な地域づくりでございまして、それに伴う郷土愛であると考えております。こうした点、本市は厳しい財政状況の中においても、各種地域イベントや文化事業を推進してきましたし、義務教育環境を初めとする児童環境の整備につきましても最優先事項として取り組んできたところでございます。もちろん、この制度につきましては拙速的にならず研究してまいります。

次に、現行の制度に関しましては、山県市文化の里施設整備基金がこれに類似した趣

旨で設けられております。また、寄附制度の活用ではありませんが、節約した行政経費による歳計剰余金を魅力あるまちづくり基金として積み立てることによって、地域づくりの資金を確保してきているところでもございますが、確かに、議員御発言のように現行の寄附金制度を最大限に活用するような施策を展開していないのは事実でもございますので、いわゆるこのふるさと納税制度に関しましては、真摯な対応と積極的な活用が必然的なものとなってまいります。

具体的な方法としましては、例えば公募を含めた施策のメニュー化による寄附金として、ホームページ等を最大限に活用して募集していくことなどが考えられます。この場合、施策はなるべく共感を呼ぶ具体的なものとし、この実績も明らかにする透明でわかりやすい自治体づくりが必要となってまいります。今後、国の動向や他自治体の動向等を見極めながら、時機を失することのないよう研究、検討し、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(村瀬伊織君) 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。
- ○議長(村瀬伊織君) これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。18日に予定しておりました一般質問は本日すべて終了いたしましたので、18日は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。したがって、18日は休会することに決定を いたしました。

19日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。大変御苦労さまでございました。 午後2時51分散会

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 3月19日(水曜日)

○議事日程	第4号	平成20年3	3月1	9日
	/ V	1 /4/4 - 0 1	- / 4 -	

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第3号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について
- 議第5号 山県市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条 例について
- 議第9号 山県市後期高齢者医療に関する条例について
- 議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市企業立地促進条例について
- 議第12号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例について
- 議第13号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について
- 議第14号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改 正する条例について
- 議第19号 岐北衛生施設利用組合規約の変更について
- 議第20号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号)

	議第21号	平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
	議第22号	平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議第23号	平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議第24号	平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
	議第25号	平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議第26号	平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
	議第27号	平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)
	議第28号	平成20年度山県市一般会計予算
	議第29号	平成20年度山県市国民健康保険特別会計予算
	議第30号	平成20年度山県市老人保健特別会計予算
	議第31号	平成20年度山県市介護保険特別会計予算
	議第32号	平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
	議第33号	平成20年度山県市簡易水道事業特別会計予算
	議第34号	平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
	議第35号	平成20年度山県市公共下水道事業特別会計予算
	議第36号	平成20年度山県市高富財産区特別会計予算
	議第37号	平成20年度山県市水道事業会計予算
	議第38号	南山辺地総合計画の策定について
	議第39号	山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例について
日程第2	委員長報告に	こ対する質疑
	議第3号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
		一部を改正する条例について
	議第4号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
		条例について
	議第5号	山県市特別会計条例の一部を改正する条例について
	議第6号	山県市税条例の一部を改正する条例について
	議第7号	山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
	議第8号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
		例について
	議第9号	山県市後期高齢者医療に関する条例について
	議第10号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

議第11号	山県市企業立地促進条例について
議第12号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一
	部を改正する条例について
議第13号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
	について
議第14号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第15号	山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市下水道条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
	正する条例について
議第19号	岐北衛生施設利用組合規約の変更について
議第20号	平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号)
議第21号	平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議第22号	平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)
議第23号	平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
議第24号	平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議第25号	平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議第26号	平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
議第27号	平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)
議第28号	平成20年度山県市一般会計予算
議第29号	平成20年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第30号	平成20年度山県市老人保健特別会計予算
議第31号	平成20年度山県市介護保険特別会計予算
議第32号	平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第33号	平成20年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第34号	平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第35号	平成20年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第36号	平成20年度山県市高富財産区特別会計予算
議第37号	平成20年度山県市水道事業会計予算
議第38号	南山辺地総合計画の策定について

	議第39号	山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例について
日程第3	討 論	
	議第3号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
		一部を改正する条例について
	議第4号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
		条例について
	議第5号	山県市特別会計条例の一部を改正する条例について
	議第6号	山県市税条例の一部を改正する条例について
	議第7号	山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
	議第8号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
		例について
	議第9号	山県市後期高齢者医療に関する条例について
	議第10号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
	議第11号	山県市企業立地促進条例について
	議第12号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一
		部を改正する条例について
	議第13号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
		について
	議第14号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
	議第15号	山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
	議第16号	山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
	議第17号	山県市下水道条例の一部を改正する条例について
	議第18号	山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
		正する条例について
	議第19号	岐北衛生施設利用組合規約の変更について
	議第20号	平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号)
	議第21号	平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
	議第22号	平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議第23号	平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議第24号	平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

	議第25号	平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議第26号	平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
	議第27号	平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)
	議第28号	平成20年度山県市一般会計予算
	議第29号	平成20年度山県市国民健康保険特別会計予算
	議第30号	平成20年度山県市老人保健特別会計予算
	議第31号	平成20年度山県市介護保険特別会計予算
	議第32号	平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
	議第33号	平成20年度山県市簡易水道事業特別会計予算
	議第34号	平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
	議第35号	平成20年度山県市公共下水道事業特別会計予算
	議第36号	平成20年度山県市高富財産区特別会計予算
	議第37号	平成20年度山県市水道事業会計予算
	議第38号	南山辺地総合計画の策定について
	議第39号	山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例について
日程第4	採 決	
	議第3号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
		一部を改正する条例について
	議第4号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
		条例について
	議第5号	山県市特別会計条例の一部を改正する条例について
	議第6号	山県市税条例の一部を改正する条例について
	議第7号	山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
	議第8号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
		例について
	議第9号	山県市後期高齢者医療に関する条例について
	議第10号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
	議第11号	山県市企業立地促進条例について
	議第12号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一
		部を改正する条例について

議第13号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
	について
議第14号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第15号	山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市下水道条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
	正する条例について
議第19号	岐北衛生施設利用組合規約の変更について
議第20号	平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号)
議第21号	平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議第22号	平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)
議第23号	平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
議第24号	平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議第25号	平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議第26号	平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
議第27号	平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)
議第28号	平成20年度山県市一般会計予算
議第29号	平成20年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第30号	平成20年度山県市老人保健特別会計予算
議第31号	平成20年度山県市介護保険特別会計予算
議第32号	平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第33号	平成20年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第34号	平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第35号	平成20年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第36号	平成20年度山県市高富財産区特別会計予算
議第37号	平成20年度山県市水道事業会計予算
議第38号	南山辺地総合計画の策定について
議第39号	山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例について
発議第5号	原爆症認定制度に関する意見書について
発議第6号	「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書について

日程第5

日程第6

日程第7 質 疑

発議第5号 原爆症認定制度に関する意見書について

発議第6号 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書について

日程第8 討 論

発議第5号 原爆症認定制度に関する意見書について

発議第6号 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書について

日程第9 採 決

発議第5号 原爆症認定制度に関する意見書について

発議第6号 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書について

日程第10 議会運営委員会・特別委員会委員長報告について

議会運営委員会委員長

環境保全対策特別委員会委員長

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長

日程第11 質 疑

議会運営委員会・特別委員会委員長報告について

日程第12 閉会中の継続審査について

議会運営委員会

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

議第3号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について

議第4号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について

議第5号 山県市特別会計条例の一部を改正する条例について

議第6号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第7号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議第8号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条 例について

議第9号 山県市後期高齢者医療に関する条例について

議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号 山県市企業立地促進条例について 議第12号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例について 議第13号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について 議第14号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について 議第15号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について 議第16号 山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について 議第17号 山県市下水道条例の一部を改正する条例について 議第18号 山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改 正する条例について 議第19号 岐北衛生施設利用組合規約の変更について 議第20号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号) 平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 議第21号 議第22号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号) 議第23号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) 議第24号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) 議第25号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) 議第26号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号) 議第27号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第3号) 議第28号 平成20年度山県市一般会計予算 平成20年度山県市国民健康保険特別会計予算 議第29号 議第30号 平成20年度山県市老人保健特別会計予算 議第31号 平成20年度山県市介護保険特別会計予算 議第32号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計予算 議第33号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計予算 議第34号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計予算 議第35号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計予算 議第36号 平成20年度山県市高富財産区特別会計予算 平成20年度山県市水道事業会計予算 議第37号 南山辺地総合計画の策定について 議第38号 議第39号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例について

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第24号

議第25号

議第3号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について 議第4号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について 議第5号 山県市特別会計条例の一部を改正する条例について 議第6号 山県市税条例の一部を改正する条例について 議第7号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ いて 議第8号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条 例について 山県市後期高齢者医療に関する条例について 議第9号 議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ いて 議第11号 山県市企業立地促進条例について 議第12号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例について 議第13号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について 議第14号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について 議第15号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について 山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について 議第16号 議第17号 山県市下水道条例の一部を改正する条例について 議第18号 山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改 正する条例について 岐北衛生施設利用組合規約の変更について 議第19号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号) 議第20号 議第21号 平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 議第22号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号) 議第23号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

	議第26号	平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
	議第27号	平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)
	議第28号	平成20年度山県市一般会計予算
	議第29号	平成20年度山県市国民健康保険特別会計予算
	議第30号	平成20年度山県市老人保健特別会計予算
	議第31号	平成20年度山県市介護保険特別会計予算
	議第32号	平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
	議第33号	平成20年度山県市簡易水道事業特別会計予算
	議第34号	平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
	議第35号	平成20年度山県市公共下水道事業特別会計予算
	議第36号	平成20年度山県市高富財産区特別会計予算
	議第37号	平成20年度山県市水道事業会計予算
	議第38号	南山辺地総合計画の策定について
	議第39号	山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例について
日程第3	討 論	
	議第3号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
		一部を改正する条例について
	議第4号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
		条例について
	議第5号	山県市特別会計条例の一部を改正する条例について
	議第6号	山県市税条例の一部を改正する条例について
	議第7号	山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
	議第8号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
		例について
	議第9号	山県市後期高齢者医療に関する条例について
	議第10号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
	議第11号	山県市企業立地促進条例について
	議第12号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一
		部を改正する条例について
	議第13号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

について

誟	義第14 号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
誵	義第15号	山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
誵	義第16号	山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
誵	義第17号	山県市下水道条例の一部を改正する条例について
誟	義第18号	山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
		正する条例について
誟	5第19号	岐北衛生施設利用組合規約の変更について
誵	義第20号	平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号)
誵	義第21号	平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
誵	義第22号	平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)
議	義第23号	平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
誵	6 第24号	平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議	義第25号	平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議	養第26 号	平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)
議	義第27号	平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)
誵	6 第28号	平成20年度山県市一般会計予算
議	6 第29号	平成20年度山県市国民健康保険特別会計予算
議	義第30号	平成20年度山県市老人保健特別会計予算
誵	義第31号	平成20年度山県市介護保険特別会計予算
議	義第32号	平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
誵	義第33号	平成20年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議	義第34号	平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
誵	義第35号	平成20年度山県市公共下水道事業特別会計予算
誵	義第36号	平成20年度山県市高富財産区特別会計予算
議	義第37号	平成20年度山県市水道事業会計予算
誵	義第38号	南山辺地総合計画の策定について
誵	義第39号	山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例について
採	決決	
諺	第3号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
		一部を改正する条例について

議第4号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

日程第4

条例について

議第5号

議第6号 山県市税条例の一部を改正する条例について 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ 議第7号 いて 議第8号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条 例について 議第9号 山県市後期高齢者医療に関する条例について 議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ いて 山県市企業立地促進条例について 議第11号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一 議第12号 部を改正する条例について 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 議第13号 について 議第14号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について 議第15号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について 山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について 議第16号 議第17号 山県市下水道条例の一部を改正する条例について 議第18号 山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改 正する条例について 議第19号 岐北衛生施設利用組合規約の変更について 議第20号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号) 議第21号 平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 議第22号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号) 議第23号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) 議第24号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) 議第25号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) 議第26号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号) 議第27号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第3号) 平成20年度山県市一般会計予算 議第28号 議第29号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計予算

山県市特別会計条例の一部を改正する条例について

平成20年度山県市老人保健特別会計予算 議第30号 議第31号 平成20年度山県市介護保険特別会計予算 議第32号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計予算 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計予算 議第33号 議第34号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計予算 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計予算 議第35号 議第36号 平成20年度山県市高富財産区特別会計予算 議第37号 平成20年度山県市水道事業会計予算 議第38号 南山辺地総合計画の策定について 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例について 議第39号 日程第5 発議第5号 原爆症認定制度に関する意見書について 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書について 日程第6 発議第6号 日程第7 質 疑 発議第5号 原爆症認定制度に関する意見書について 発議第6号 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書について 日程第8 討 論 発議第5号 原爆症認定制度に関する意見書について 発議第6号 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書について 日程第9 採 決 発議第5号 原爆症認定制度に関する意見書について 発議第6号 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書について 日程第10 議会運営委員会・特別委員会委員長報告について 議会運営委員会委員長 環境保全対策特別委員会委員長 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長 日程第11 質 疑 議会運営委員会・特別委員会委員長報告について

○出席議員(17名)

日程第12 閉会中の継続審査について

議会運営委員会

1番 石神 真君 2番 杉山正樹君

4番 尾 関 律 子 君 5番 夫 君 横 山 哲 6番 宮 田 軍 作 君 7番 田 垣 隆 司 君 或 春 男 10番 河 口 昭 君 11番 影 山 君 12番 利 君 男 君 後 藤 テル 13番 谷 村 松 寺 町 知 君 16番 中 枝 君 14番 正 田 静 17番 六 君 明 君 藤 根 員 19番 小 森 英 村 20番 瀬 伊 織 君 21番 大 西 克 巳 君 22番 久保田 均 君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市 長 平 野 元 君 副市長 嶋 井 勉 君 教育長 男 明 森 君 会計管理者 長 屋 義 君 田 正 市民環境 総務部長 林 宏 優 君 松 影 康 司 君 長 保健福祉 産業経済 笠 原 秀 美 君 井 誠 司 君 土 部 長 基盤整備 梅 修 君 消防長 上 野 信 君 田 敏 部 長 教育委員会 恩 健 君 中 治 君 田 総務部次長 田 公 事務局長

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 舩 戸 時 夫 書 記 髙 橋 幸 弘

書 記 堀 達也

午前10時00分開議

○議長(村瀬伊織君) ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりま すので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長(村瀬伊織君) 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題といたします。 本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員長 横山哲夫君。

○総務常任委員会委員長(横山哲夫君) 総務委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月12日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第3号から議第39号までの所管に属する条例案件4件、予算案件4件、その他の案件1件の9議案について審議を行いました。

質疑では、議第3号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例についてでは、公共交通会議委員の構成員と活動内容について、議 第5号 山県市特別会計条例の一部を改正する条例についてでは、地域情報化事業特別 会計を一般会計に組み入れることによるメリット、デメリット、市が特別会計と位置づ ける場合の根拠について、議第20号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号)(総 務関係)では、庁舎事務機器リース料の内容と繰入金についての基本方針について、議 第28号 平成20年度一般会計予算(総務関係)では、道路特定財源として国から交付さ れる歳入項目と支出内容、使用料及び手数料で掲載する行政財産目的外使用料の計上方 法、基金繰入金が前年度より大幅に減額となる理由、議会会議録の作成期間の短縮と図 書の整備について、岐阜県副市長会議開催市負担金の内容、財務書類作成支援委託料の 内容、市が市に支払うことになる下水道受益者負担金について、基金積立金と基金利子 積立金の定義、男女共同参画計画の進め方、顧問弁護士の人数と相談件数及び委託契約 の内容、市民相談室の開設内容、裁判員選任システム改修業務に伴う国庫補助金につい て、財産区議会議員選挙のあり方、債務負担行為で掲載している物件と契約について、 議第39号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例についてでは、市長提案 条例と直接請求で示されている条例との内容の相違について質疑応答がありました。

討論では、議第39号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例については、 条例制定の直接請求の内容もよく組み入れられていると賛成討論がありました。

採決の結果、全会一致で全議案すべて原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、総務委員会の審査報告とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 続きまして、産業建設委員長 影山春男君。
- ○産業建設常任委員会委員長(影山春男君) 産業建設委員会の委員長報告をいたします。 産業建設委員会委員長報告として、本委員会は、3月13日午前10時より委員会を開催 し、審査を付託されました議第11号から議第37号までの所管に属する条例案件8件、予 算案件10件の18議案を議題とし、審査を行いました。

質疑では、議第11号 山県市企業立地促進条例についてでは、中小企業の基準、日本標準産業分類及び中小企業基本法で定める中小企業の定義、事業者を定める基準、市内の対象企業者数について、議第12号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでは、指定管理者制度の導入予定について、議第14号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでは、市営住宅棟数について、議第28号 平成20年度山県市一般会計予算(産業建設関係)では、道路特定財源の暫定税率が廃止になった場合の影響、自治会要望による道路改良工事の進捗状況、大桜地区基盤整備促進事業で実施する5年間の工事実施計画について、議第34号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計予算では、加入率と整備率、一般会計からの繰入金の推移について、議第35号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計予算では、事業実施計画と第1工区の加入率について質疑応答がありました。

採決の結果、全議案全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。

- ○議長(村瀬伊織君) 続きまして、文教厚生委員長 大西克巳君。
- ○文教厚生常任委員会委員長(大西克巳君) 文教厚生委員会委員長報告をいたします。 本委員会は、3月14日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第6号から議第32号までの所管に属する条例案件5件、予算案件8件、その他案件1件の14議案及び意見書5件を議題とし、審査及び調査を行いました。

質疑では、議第8号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでは、介護保険料の激変緩和のニーズ、改正に至った経緯、国、県の補助金について、議第9号 山県市後期高齢者医療に関する条例についてでは、低所得者への配慮として保険料負担増にならないための軽減策、生活保護法との正誤性、制度発足に伴う市民への説明、担当部署内における制度の問題点の議論について、議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてでは、後期高齢者医療制度による重度心身障害者及び重度心身老人の取り扱いについて、議第20号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号)(文教厚生関係)では、美山中学校建設工事費の減

額の理由について、議第21号 平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)では、財政調整基金繰入金の減額理由について、議第28号 平成20年度山県市一般会計予算(文教厚生関係)では、出産祝い金支給事業の内容と前年度より減額となる理由、介護サービス平準化交通費扶助費の交付対象となる地域間の助成額、公民館の空調設備の修繕対応、地域子育て支援事業と地域ぐるみの学校安全先進地域活動事業の内容、高齢者の配食サービス事業が老人健康保険特別会計に移行した理由、クリーンセンター建設に伴う計画概要と今後の予算化及び進捗状況と問題点、公民館の利用方法の変更について、議第29号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計予算では、後期高齢者医療制度の発足に伴う前年度予算と今年度予算の相違について、議第30号 平成20年度山県市老人保健特別会計予算と議第31号 平成20年度山県市介護保険特別会計予算では、市独自の軽減措置策について質疑応答がありました。

討論では、議第9号、議第29号、議第31号、議第32号については、後期高齢者医療制度の発足に伴い、低所得者や生活保護世帯の負担に対する軽減措置が講じられていない。 議第28号は公民館の利用方法の変更に当たり、利用者の声が反映されていないという反対討論がありました。

採決の結果、議第9号、議第28号、議第29号、議第30号、議第31号、議第32号の6議 案は賛成者多数で、議第6号、議第7号、議第8号、議第10号、議第19号、議第20号、 議第21号、議第22号の8議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定し ました。

続いて、原爆症認定制度に関する意見書、「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書、深刻な医師不足打開のために法制定を求める意見書、看護職員確保法の改正を求める意見書、介護職員の人材確保に関する意見書の5つの意見書について取り扱いを審議しました。

原爆症認定制度に関する意見書、「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書につきましては、意見書提出の必要性を認める意見と賛成討論がありました。

次に、深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書、看護職員確保法の改正を 求める意見書、介護職員の人材確保に関する意見書については、国において対策を講じ る努力がなされているので静観するべきとの反対討論と、医療体制の向上を図るための 改善を国に働きかけるべきとする賛成討論がありました。

採決の結果、原爆症認定制度に関する意見書、「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書については全会一致で採択し、発議として議長に提出することに決定し、深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書、看護職員確保法の改正を求める意見書、

介護職員の人材確保に関する意見書につきましては、賛成者少数で不採択としました。 以上、文教厚生委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。

○議長(村瀬伊織君) 御苦労さまでした。

各常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 質疑

○議長(村瀬伊織君) 日程第2、質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。 発言を許します。どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を 終結いたします。

日程第3 討論

○議長(村瀬伊織君) 日程第3、討論。

ただいまから、議第3号から議第39号までの37議案に対する討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

最初に、反対討論をどうぞ。

中田静枝君。簡明にお願いします。

○16番(中田静枝君) 私は、議第9号、議第28号、議第29号、議第31号、32号、33号、34号、35号、そして37号、この案件に反対の討論をこれからいたします。

議第9号ですけれども、山県市後期高齢者医療に関する条例制定の案件です。これにつきましては、75歳以上を他の保険から切り離し、高齢者だけ別の医療保険制度に押し込め、死ぬまで保険料を強いる制度は、福田首相自身が国民皆保険制度のもと、高齢者を特別な制度としている他国の例は把握していないと国会答弁で認めているように、世界でも異常であります。

この制度の導入のねらいは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにし、受けられる医療を制限することで、医療費の増を抑えること、そして制度の導入は高齢者医療への企業負担を軽くしたいという財界や大企業の要望にこたえるものであります。

保険料は年金から主に強制的に徴収され、支払いが苦しくても分納などの相談ができず、問答無用の取り立てです。保険料は2年ごとに改定され、自動的に引き上げられま

す。滞納すれば、これまで高齢者には発行しなかった資格証を発行し、その場合には医療費は10割負担となります。

また、受けられる医療内容は74歳以下とはっきり区別され、制限をされます。医療報酬を別体系にし、医者も自由に選べない、医療機関に払う診療報酬は包括払い、定額制にするために、検査や処置の回数が減らされ、また、医療の手抜きにつながるおそれもあると指摘をされています。

制度導入を推進した厚生労働省の大臣官房審議官が、5年ぐらいはこの制度でやっていけると思うと言わざるを得ないほど、長期的な見通しのないものであります。

山県市におきましても、この制度につきまして、住民説明会などは全く十分な説明会は行われず、市は住民の意見を把握しているとは言えません。残念ながら、山県市議会でのこの制度の見直しを求めるような意見書の発議はされておりませんけれども、2月2日までに全国では13府県議会と、490市区町村議会で、制度の見直しや、中止を求める意見書などが採択されており、岐阜県でもその後大垣市議会や池田町議会で意見書が可決されております。

社会保障制度の拡充は憲法第25条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と定めております。社会保障制度の拡充というのは、政府の義務であります。このような高齢者差別はもってのほかです。制度の中止、撤回を求める立場から、この条例の制定に反対をいたします。

次に、議第28号 平成20年度山県市一般会計予算でありますが、予算審議などを通して、市政の主人公であります市民に対する十分な意見聴取や説明が不足している状況が明らかになりました。市の財政は、財政健全化法に照らしてまだゆとりがあるのに、また、大型事業の見直しが可能であるにもかかわらず、公共料金の値上げや住民サービスの後退が行われることは納得できません。市民の批判がたくさんこの点で届いているわけであります。公民館経費の削減につきましても、住民との対話がなかった、また、学校用務員の廃止というのは、大規模校における広い意味での教育的見地から私は非常に残念であります。

地方自治体の役目は、何よりも市民福祉の増進が基礎とされなければならないにもかかわらず、受益者負担、料金の適正化と称して、公共料金の連続的な値上げで市民の暮らしを圧迫することは許されません。低所得者の福祉を守る施策は山県市におきましては非常におくれていると言わざるを得ません。必要性も緊急性もない住民基本台帳ネットワーク事業や、国民保護法関連予算も廃止すべきであります。

合併特例債事業のうち、合併振興基金の積み立ては、財政のモラルハザードというべきであります。認められません。また、新クリーンセンターの建設につきましては、莫大な税の無駄遣いにつながる灰溶融炉は中止をすべきであります。ごみ減量問題について、根本的な解決に逆行する施設として、私は中止を引き続き求めるところであります。

住民基本健康診断料金の1,000円から2,000円への倍化、がん検診料金の値上げは自治 体の保健事業の大きな後退であります。むしろ、基本健診は無料とすべきであります。

在宅福祉事業の縮小であります、高齢者への配食サービスを介護保険事業に移したことは、財源の問題で不透明なものが残り、被保険者の保険料への影響が回避されることが必要であります。

寝具乾燥事業の廃止につきましては、介護保険のヘルパー派遣の中で行われるべきだという市の主張でありますけれども、現状はヘルパーによる家事援助の時間が非常に十分とは言えず、在宅福祉の後退につながることが心配をされるところです。

議第29号 国民健康保険特別会計の新年度予算についてでありますが、後期高齢者医療制度の導入による支援金の徴収は認められません。国保税の引き上げ予算は、被保険者1人当たり現在4万7,000円もの国民健康保険の積立金、基金がある中で、絶対に認めることはできません。むしろ国保税は引き下げが可能であります。低所得者対策がやはり明確に位置づけられておらず、市民は安心できない状況であります。このような予算案に反対をいたします。

31号の介護保険特別会計の予算につきましては、介護保険料負担が高齢者の生活を、強制的に年金から天引きをされているわけでありますが、圧迫をしているわけであります。経過措置を1年延長したことは評価しますけれども、明確な低所得者救済策の位置づけがありません。具体的提案のない予算に賛同できません。介護保険料の引き下げが必要であります。

議第32号につきましては、後期高齢者医療特別会計の予算でありまして、制度の中止、 撤回を求めるものです。

33号、簡易水道の事業と、水道事業会計につきましては水道料金の一般庶民への値上 げに反対です。そして、そうした家庭に対する消費税の賦課に反対であります。農業集 落排水事業の特別会計と、公共下水の特別会計におきましては、やはり一般市民の受益 者負担金を課すべきではないというふうに私は考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長(村瀬伊織君) 次に、賛成討論をどうぞ。大西克巳君。

○21番(大西克巳君) それでは、ただいまの意見に対しましての賛成討論を述べさせていただきます。

本市の平成20年度予算につきましては、平野市長が提案説明で述べられていましたが、厳しい財政状況の中、現在住んでおられる市民の方はもとより、本市にゆかりのある方々から愛着を持っていただけるような魅力あるふるさとづくりと、子供たちの郷土愛がはぐくまれるような環境づくりを目指した予算編成がされておると思います。

また、行財政改革にも積極的に取り組んでおられるとともに、山県市総合計画に掲げてあるまちづくりの基本理念、安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりという目標に向かって、積極的に取り組んだ予算を感じました。

これは、平野市長のマニフェストに掲げておられる活力あるまち、快適なまち、安全・安心なまちのまちづくりの3つのスローガンを地域住民の力を結集し、明るいまちづくりを目指すものであります。さらに、合併6年目を迎え、新市まちづくり計画に掲げられた主要事業も着実に推進されており、平成20年では、山県市新クリーンセンター建設工事、美山中学校改築工事等、大型建設工事も予算化され、その施策展開は高く評価すべきものであると言えます。

平成20年度一般会計予算につきましては、前年度比19.7%増の137億6,000万円と大規模な積極的な予算となっております。

歳入の市税につきましては、市民税の住宅ローン控除の影響による減少はあるものの、 法人税や固定資産税の増額を見込み31億2,000万円、地方交付税でも、地域再生対策債と 合併特例債の公債費交付税措置の加味をし41億を、市債では、合併特例債などの地方交 付税の参入率の高いものを厳選し28億8,000万円を計上されております。前年度同様、大 変厳しい状況下であることは変わりございませんが、このような中で、市税の収納率向 上と財源確保に努めた努力のたまものと高く評価いたします。

歳出では、全国的に建設事業費が減少している中、こうした財源の確保に努めた結果、 山県市新クリーンセンター建設事業に約4億2,800万円、美山中学校改築工事に12億円な ど、山県市総合計画のまちづくりの6つの基本方針に基づいた施策が着実に展開されて おる予算が計上されております。

以上申し上げた以外には、本市の企業の立地、企業投資を促進し、雇用機会の増大と 市民所得の向上、これによる税収の増加を図るため、山県市企業立地促進条例の制定等 将来を見据えた重要な案件であり、適正であると判断して、平成20年度第1回定例会に 上程されました議案に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長(村瀬伊織君) 次に、反対討論はありませんか。

寺町知正君。

○14番(寺町知正君) それでは、議第9号、後期高齢者医療に関する条例について、 伴って、議第32号、後期高齢者医療関係の特別会計予算、この2つに反対の立場で討論 いたします。

従来の本会議のこの議場の質疑でも問いかけたわけですけれども、この制度が始められてから、その後特に昨年の夏あたりから非常に大きな問題が明らかになってきたということで、政府自ら修正するという議案を昨年秋に通さざるを得なかった状況があります。そしてこの2月には、参議院で多数を占める野党から、法律そのものを廃止するという案が出ているという状況であります。そのように非常に問題が大きくなり、明らかになってきたということで、国民の中でも心配が広がっている、そういった状況です。

ですから、現時点において、強行して進めるということは明らかに間違いである。そ ういった意味で、今回の条例の制定、それから予算措置、これについて、私は反対いた します。

○議長(村瀬伊織君) 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いた します。

日程第4 採決

○議長(村瀬伊織君) 日程第4、採決。

ただいまから、議第3号から議第39号までの採決を行います。

最初に、議第3号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。

議第4号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第5号 山県市特別会計条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第6号 山県市税条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第7号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第8号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、 お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
議第9号 山県市後期高齢者医療に関する条例について、お諮りをいたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(村瀬伊織君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のと

おり可決しました。

議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第11号 山県市企業立地促進条例について、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第12号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例について、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第13号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、 お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第14号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたしま す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第15号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてをお諮りいた します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第16号 山県市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について、お諮りい たします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第17号 山県市下水道条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第18号 山県市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 についてをお諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第19号 岐北衛生施設利用組合規約の変更について、お諮りをいたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第20号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第8号)、お諮りをいたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第21号 平成19年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、お諮りをい たします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第22号 平成19年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第23号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、お諮りをい たします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第24号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、お諮り をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしま した。

議第25号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、お諮りを いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第26号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)、お諮りいたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第27号 平成19年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)、お諮りをいたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第28号 平成20年度山県市一般会計予算、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(村瀬伊織君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のと おり可決しました。

議第29号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計予算、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(村瀬伊織君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のと おり可決されました。

議第30号 平成20年度山県市老人保健特別会計予算、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第31号 平成20年度山県市介護保険特別会計予算、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(村瀬伊織君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のと おり可決されました。

議第32号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(村瀬伊織君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のと おり可決されました。

議第33号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計予算、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(村瀬伊織君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のと おり可決されました。

議第34号 平成20年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、お諮りをいたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(村瀬伊織君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のと おり可決されました。

議第35号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計予算、お諮りをいたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(村瀬伊織君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のと おり可決されました。

議第36号 平成20年度山県市高富財産区特別会計予算、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議第37号 平成20年度山県市水道事業会計予算、お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の 諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(村瀬伊織君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のと おり可決されました。

議第38号 南山辺地総合計画の策定についてをお諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第39号 山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例についてをお諮りいた します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 暫時休憩をいたします。議場の時計で11時5分まで休憩をいたします。

午前10時48分休憩

午前11時05分再開

○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 発議第5号及び日程第6 発議第6号

○議長(村瀬伊織君) 日程第5、発議第5号 原爆症認定制度に関する意見書について、 日程第6、発議第6号 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書について、以上 2議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

文教厚生委員長 大西克巳君。

暫時休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時06分再開

- ○議長(村瀬伊織君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- ○文教厚生常任委員会委員長(大西克巳君) 御指名をいただきましたので、提案説明をいたします。

最初に、発議第5号 原爆症認定制度に関する意見書については、原爆被爆者に対する援護対策の1つである原爆症認定制度は、認定基準が厳しく、被爆後62年余を経過したきょうも、多くの被爆者が多重がんなどに苦しんでいるにもかかわらず、現在認定を受けている被爆者は、被爆者健康手帳保持者の1%にも至っていない状況です。

被爆者の多くは、病気の原因が被爆によるものであると国に認められることを切望し、 原爆症の認定について、国を相手に却下処分の取り消しを求める集団訴訟が全国各地で 提訴され、多数の原告が勝訴判決を言い渡されているにもかかわらず、国はいずれも控 訴し、結果として認定を拒んでいます。

高齢化し、病弱な原告は裁判を重ねる時間がないという状況に追い込まれ、現に判決 を聞かずして亡くなられた原告もおられ、まさに命をかけた闘いと化しています。

国は司法の判決を認め、原爆症認定制度を被爆者の実態に即したものに抜本的に改正し、早期に被爆者救済について適切な対応を図られるよう要望するものであります。

続きまして、発議第6号 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書については、まず、混合型血管奇形といいますのは、生まれもって静脈、動脈、毛細血管、リンパ管のうち複数の血管の形成が不完全でもろいため、患部は外傷により大量出血を起こすおそれや、ウイルス等の細菌に感染すると患部全体に広がり、生命の危険にさらされるおそれのある病気です。この病気の専門医は国内でも極めて少なく、患者数の正確な統計もないことから、医師や難病対策にかかわる専門家でも認知度が低く、病気の解明もなされていないため、治療法も確立されておらず、有効な改善策が見当たらないという状況にあります。

また、この病気は難病指定がされていないため、医療や生活の支援がないことから、 患者や家族にとつて大きな精神的、経済的な負担になっています。国において混合型血 管奇形を難病に指定し、早期に原因の解明や治療法の研究、確立を図り、患者が安心し て治療を受けられる支援が図られるよう要望するものであります。

両発議ともに、国会及び関係行政庁あてに地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第7 質疑

○議長(村瀬伊織君) 日程第7、質疑。

発議第5号及び発議第6号に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(村瀬伊織君) 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終了いた します。

日程第8 討論

○議長(村瀬伊織君) 日程第8、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いた します。

日程第9 採決

○議長(村瀬伊織君) 日程第9、採決を行います。

発議第5号 原爆症認定制度に関する意見書について、お諮りをいたします。

本案を原案のとおり採択することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり採択しました。 発議第6号 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書について、お諮りをいた します。

本案を原案のとおり採択することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり採択しました。

日程第10 議会運営委員会・特別委員会委員長報告について

○議長(村瀬伊織君) 日程第10、議会運営委員会・特別委員会委員長報告についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 久保田 均君。

○議会運営委員会委員長(久保田 均君) 議会運営委員会の委員長報告をさせていただ きます。

本委員会は、閉会中におきまして、2月22日に1回開催をし、平成20年第1回定例会の日程、市長提出議案40件、委員会及び議員提出議案4件、意見書2件について審議を行いました。

原爆症認定制度に関する意見書及び「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書につきましては、所管委員会である文教厚生委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

以上をもって議会運営委員会委員長報告といたします。

- ○議長(村瀬伊織君) 次に、環境保全対策特別委員会委員長の報告を求めます。環境保全対策特別委員長 田垣隆司君。
- ○環境保全対策特別委員会委員長(田垣隆司君) 環境保全対策特別委員会委員長報告を いたします。

本委員会は2月20日、委員8名と所管部課長の出席を求め開催をいたしました。

畜産環境対策では、害虫の発生を防止する薬剤の購入助成の成果として、本年度は計画的に殺虫剤を散布する畜産農家が19戸に増加するなど、環境対策の配慮がされたことによりハエの苦情もなく、悪臭の苦情が12件と少なかった状況、また、クリーンセンター建設については、昨年11月8日の契約以後の進捗状況と、平成22年3月の完成に至るまでのスケジュールについて説明を受けました。

畜産環境対策では、薬剤購入助成の限度額50万円の交付対象者となる認定について、 クリーンセンター建設では、既設施設の解体に伴うアスベスト、PCBの調査について 質疑応答がありました。

本委員会は、議員の任期満了となる4月30日をもって自然消滅します。そこで、選挙後の新しい議会に対し、新しいクリーンセンターの建設も始まりましたので、残りました畜産環境対策問題につきましては、特別委員会を立ち上げることなく、常任委員会での所管調査において審議を行っていただくことを要望し、委員会を開会いたしました。以上、委員長報告といたします。

○議長(村瀬伊織君) 次に、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長の報告を 求めます。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長 尾関律子君。

○東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長(尾関律子君) 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、去る2月21日、委員8名と所管部課長と担当者の出席を求め、開催いた しました。

東海環状自動車道につきましては、今後の東深瀬地区設計説明会の開催予定及び事業の進め方、西深瀬、高木地区の現在行われている測量作業及び20年度の調査、作業の予定、最近の岐阜国道事務所との打ち合わせ状況について、国道256号線関係につきましては、三田叉川の工事及び用地買収の進捗状況、国道418号線関係につきましては、中洞工区、水棚工区の道路改良工事及び用地買収の進捗状況について説明を受けました。

東海環状自動車道については、東深瀬地区にある送電線の移転及び詳細設計を行うための同意が必要な各団体、高木地区の測量範囲、国道256号線については、休眠抵当権に

関する問題点、国道418号線については、中洞工区の現道拡幅しない理由、水棚工区の工事箇所から接続している市道の改良計画について質疑応答がありました。

その後、管内視察を行い、東海環状自動車道では西深瀬地内のルート上のくいの位置確認、国道256号線では三田叉川左岸橋脚工事現場、国道418号線では中洞及び水棚工区の工事現場で、担当者より逐次説明を受けました。

本委員会は、議員の任期満了となる4月30日をもって終了でありますと説明いたしまして、今後においても東海環状及び幹線道路整備促進に対する調査、研究は引き続き重要でありますので、新議会におきましても、本委員会の設置を要望するとの結論に達しましたので、本委員会の設置を望み、委員会を開会いたしました。

以上、委員長報告といたします。

日程第11 質疑

○議長(村瀬伊織君) 日程第11、質疑。

議会運営委員会・特別委員会委員長報告について質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村瀬伊織君) 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いた します。

日程第12 閉会中の継続審査について

○議長(村瀬伊織君) 日程第12、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出 があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(村瀬伊織君) 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉 会中の継続審査とすることに決定をいたしました。
- ○議長(村瀬伊織君) これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありが とうございました。

これにて平成20年第1回山県市議会定例会を閉会といたします。長時間、大変御苦労さまでございました。

午前11時21分閉会

地方自治法第129条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 村 瀬 伊 織

2 番議員 杉山 正 樹

7番議員 田垣 隆司